



Title	鎌倉幕府地頭職の成立(下)
Author(s)	義江, 彰夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 24(1), 1-133
Issue Date	1975-11-27
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33395">http://hdl.handle.net/2115/33395</a>
Type	bulletin (article)
File Information	24(1)_PR1-133.pdf



[Instructions for use](#)

鎌倉幕府地頭職の成立  
(下)

義  
江  
彰  
夫

目次

はじめに

一章 頼朝書状の検討——奏請内容の把握のために——

二章 頼朝書状と玉葉文治元年十一月二八日条の関連——国地頭職と荘郷地頭職——

三章 文治地頭職奏請・勅許内容の史料的検証

(以上前号、以下本号)

四章 在地領主と地頭職……………三頁

一節 内乱期に至る地頭職の実態……………六〇

二節 在地領主と地頭職……………一五〇

五章 鎌倉幕府と地頭職……………四三〇

一節 奏請前における頼朝の地頭成敗……………四六〇

二節 幕府と地頭職奏請……………五七〇

六章 国地頭職の形成と幕府……………九〇〇

一節 国地頭職の成り立ち……………九二〇

二節 国地頭職の登場と幕府……………九四〇

七章 地頭職奏請に至る政治過程……………一〇七〇

一節 二使者の派遣……………一〇八〇

二節 九国・四国地頭職補任……………一一八〇

三節 諸国地頭職の奏請……………一二二〇

## 鎌倉幕府地頭職の成立（下）

義 江 彰 夫

### 四章 在地領主と地頭職

前章までの考察の目的は、文治元年の地頭職奏請・勅許の内容を可能なかぎり復元することにあつた。そこで、以下においては、前章までの検討によつて復元された内容の地頭職奏請・勅許とは、いかなる歴史的諸条件のもとで実現されたのか、について考察を加えることにしたい。したがつて、分析方法も奏請・勅許を語る史料の検討にのみ中心をおくのではなく、歴史的條件を語る異なる性格の史料の分析をとりこんでゆかねばならないことになる。

右の課題を具体化するにあたり、まず本章では、諸国荘公において現実に地頭職の担い手となつた階層——すなわち在地領主層の主要部分がそれにあたると考えられる——<sup>1)</sup>にとつて、鎌倉幕府による地頭職奏請・勅許がいかなる意味をもちえたのかを考えよう。というのは、奏請そのものはいかに鎌倉幕府が独自に行つたものではあれ、荘公の地頭職の現実の担い手がかかる在地領主層である以上、奏請の行為の背後に何らかの意味でこれら在地領主層の利害が横たわっていると予測されるからであり、そうであるなら、右の点を検討することは鎌倉幕府がなぜ地頭職の奏請を

行つたかを考えるさいのひとつの条件になると思われるからである。

ところで、従来地頭職奏請が問題となる内乱期を主対象として地頭の動向にふれた業績としては、安田元久「内乱期の地頭」・上横手雅敬「莊郷地頭制の成立」<sup>(2)</sup>などがあり、これらによって、内乱期の地頭の様態や動向は個々のケースの分析を通してかなり鮮明にとらえられるに至っている。しかし、内乱期の地頭の一般的特質はなにか、又在地領主層一般や幕府と地頭との関係はどうかという点になると、たとえば上横手雅敬氏が

地頭概念が多義的であり、鎌倉幕府の制度……として一般に知られる「地頭」の用例は、源平内乱期には多くはなく、むしろ「地頭の輩」ないしは「地主」程度の意味の方が優勢だったのではなからうか。……地頭職に補任した……目的も、要するに公役勤仕のためにすぎないのであって、なお謀叛人の追捕・治安維持などの文治地頭の思想があらわれているとはいえない。それは下司とか沙汰人とかよばれても一向に差し支えない性格のものであり……<sup>(3)</sup>

と述べられている点にもっとも端的に示されているように、内乱期までの「地頭」は固有の職称又はその条件をもった主体とみなされず、むしろ在地領主・在地所職一般を示すがごとき概念と理解されている結果、幕府地頭職の固有前身をその中から見いだしそれとの関連を問うという作業自体あまり具体化していないように思われる。しかし、本章でも吟味することから知られるように、内乱期のみならず、その当時史料上にみえる「地頭」「地頭職」は、在地領主・在地所職一般を示す語とはいえず、収取遂行上強制力行使を属性として具備した存在であり、あきらかに

「文治地頭」の「謀叛人の追捕・治安維持」につながる属性を具備していたものといえると思われ。したがって、やはり、内乱期の「地頭」そのものの検討を幕府地頭職との関連の下に問いなおすことは可能であり必要なことであろうと考えられる。

もちろん、従来の研究の中にその点に関する指摘がまったくないわけではない。上横手氏自身も前掲論文で東国での本領安堵や平家没官領への補任という形の地頭設置を、いかなる意味でも幕府地頭職の前身としての意味を持つものでない、とまで考えておられるわけではないことは事実である。そして、さらに安田元久氏は一步立入って、

各地の在地領主がその主体性と自己の武士的存在を主張するとき、地頭を自称する。

とか、

内乱期における「地頭」は必然的に、新興武家勢力としての鎌倉政権の下への結集の方向をとる。<sup>(4)</sup>

という指摘を、若干の史料の語るところをもとに提示しておられ、まことに注目される。結論からいうならば私も右の指摘自体に疑義を挟むわけではない。が右のごとき事態がそもそもどの程度一般的に存在していたといえるのか、在地領主が「武士的存在を主張するとき地頭を自称する」ことは事実としても、なぜ一般に「武士的存在を主張する」必要があり、又とくにそのさいなぜ「地頭」を称する必要があったのか、さらに「地頭」が「鎌倉政権の下へ」「結集」する「方向をと」ったことは認めうるとしても、なぜそれが「必然的」な動きであったのか、等々の点にた

ちいると必しも問題は具体化されていないように思われる。

そこでここでは、素材となる史料はすでに先学によってとりあげられているものが多いけれども、これらの史料にたいする先学の解釈を再検討するという方法をとらず、冒頭にのべた視角から、独自に史料の吟味を試みることからはじめ、まず内乱期に至る間の地頭職の実態を把み、そのうえで在地領主層にとって地頭職が必要とされた内的条件は何か、又そのさい彼らが頼朝という武門に組織されることを求めた条件がどこにあったか、の二側面をとらえつつ検討を加えてゆくこととしたい。

### 一節 内乱期に至る地頭職の実態

さて、右の問題に迫るためには、まず前提作業として、鎌倉幕府成立前迄に、地頭職とは、いかなる条件の下で在地領主層の中からどのような形で成立するに至っていたかについて、その実態を把握しておく必要がある。しかし、初期における地頭職の生成過程そのものは、およそ別個に検討を要する問題と思われるので、その点についてはその問題を独自のテーマとした別稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」(未発表)をもとにして要点を指摘するにとどめ、ここでは文治地頭職成立にとって前夜となる内乱期の地頭職の実態の検討に重点をおくこととしたい。

すなわち、別稿によれば、十一世紀末から十二世紀初頭のころになると、「地頭」とは、主に一円領域型の領有の実現等を廻って発生する在地の係争地を示す語として一般に用いられるようになっていた。がこのような場に根柢をもちそこに発生する問題を自己の領域支配実現のために処理すべく実力によって武力を具備して強制力行使の力をた

くわえた在地の領主こそが、やがて鳥羽院政のころから「地頭人」・「地頭」と呼ばれるようになり、それが、荘公兩屬型でかつ在地の領有関係の長期的にこじれていたごとき特殊な所領において、その屬性を前提としながら所課の勤仕などの職務を遂行する職として荘園領主又は国司によって組織されて「地頭職」の誕生をみるに至ったのである。

いちいち実例をあげてここで吟味することはできないが、たとえば、安芸国高田郡ではおそくも十二世紀半ば以來、敵島「社領田」と「郷郷」つまり「公郷」田とが「皆所相接」という散在型の多元領有が展開しており、その下で在来の郡司の子孫と敵島社神主佐伯景弘との間で郡郷全体の領有をめざして数十年に恒る対立があった。がその対立が一頂点に達する承安二年↓安元二年の間に至り、はじめて佐伯景弘が、同郡三田郷尾越村をかわきりに遂には同郡七箇郷全体を対象として、かかる所領の事態をおさえて「於官物者辨濟國庫、以万雜、公事代可令勤任神役」ことを職務とする「地頭」に、国衙から補せられるという事態がおきた。<sup>5)</sup>この一例は、地頭がかかる性格のものとして右述のごとき場から成立した点をよく伝える実例である。

あきらかに、地頭職とは、その發生の当初から、領域の全面領有をめざそうとする在地領主層の利害と不可分にむすびついた性格のものであったことが知られよう。しかし、同時に、この段階の地頭職は、いかに在地領主の強制力を伴う領域支配の利害に支えられたものではあれ、あらゆる種類の所領において実現されたわけではない。後述のように、九州全域にちらばる宇佐弥勒寺領の例から、一般に「地頭」と「号」するものが広範に出現するに至るのが内乱期に近い「近年以來」のことであったことが知られる点から<sup>6)</sup>いっても、逆に当該時期においては、ごく限定された特殊な所領を媒介として存在しえていたにすぎず、又かかる地頭職を帯びた特定の在地領主層は荘園領主・国司などとの個別の関係によって地頭職の地位を保っていたにすぎないことを忘れてはならないであろう。そのかぎりでは右の



鎌倉幕府地頭職の成立

段階に地頭職を担った特定の在地の領主の利害は、当面の問題にとつては、前史的な意味しか持ちえないといえるのである。

ところが、事態は治承・寿永の内乱に入る前後ごろから大きく展開する。右のような前史を持つ地頭職は、この時期に入つて全国各地に広範に発生し、その担い手たる地頭は、武力行爲を恣にしながら武門に結びついてゆく、という事態が生じるようになるからである。そこでその点にかんしまず個別の事例の検討から入ろう。

〔後白河〕  
(A)院廳下

越前國在廳官人并法金剛院領河和田庄官等

可早停止檢非違使友實濫妨 任相傳理、令女房美濃局預所職執行庄務事、

右、彼局訴狀僞、……檢非違使友實、背院宣并御室御下文、橫稱地頭下司之條、其理豈以可□哉、濫妨之至、責而有余、永停止彼友實自由沙汰之由、欲被下廳御下文者、……………、

壽永二年九月廿七日

主典代織部正兼皇后宮大屬大江朝臣在判

(以下略)

まず右の文書にみえる「地頭」とは何を示しているか。「地頭下司」という表現からみると、在地系の者であることを示す形容詞にすぎないように思われるが、下司が在地の者であることは自明であるから、それは成り立たないだろう。従つてこの「地頭」は当該の職又はそのような条件をもった主体を指すとみられる。とすると、檢非違使友實なる者は、当時法金剛院領越前國河和田莊において、莊園領主の認可もなしに恣に地頭とか下司とか(あるいは地頭

たるの条件をもつた下司)を詐称して、「濫妨」「自由沙汰」を働いていた、という事実が判明する。右の部分は預所美濃局の文章であるから、友実自身が地頭・下司のいずれを名乗っていたかは確かめられないが、右のような行動に及ぶものをとらえたとき「地頭」の名で呼ぼうとする意識が働いていたことは確実であろう。

ところでこの友実は、『吾妻鏡』文治元年十一月二日条に、

(大夫判官)  
……件友實者越前國齋藤一族也、垂髮而候仁和寺宮、首服時屬平家、其後向背相從木會、々々被追討之比、爲豫州家人……………、

とみえる使序判官友実と同一人とみられる。とすると、右の事件をおこした寿永二年当時彼は木曾義仲に従っていたと推定されるから、右のごとき行為は、実際には義仲に結びつくことを通して引起こされたものとみてよいだろう。

(B)院廳下 越前國在廳官人等

可早停止地頭代僧上座濫妨、任相傳令女房美濃局領掌法金剛院領當國河和田庄事、

右、得彼庄官等訴狀僣……………自去四月之比、追伊與守濫妨之跡、号鎌倉殿勸農使字藤内之下知、稱地頭字上座亂入御庄内、背度院宣、橫張行庄務、致自由之濫妨之間、有限寺用只以闕怠、御庄拂地荒廢之条、狼啖之至而有餘、無道之甚、何事過之哉……………、

元曆元年五月 日

主典代織部正兼皇太后大屬大江朝臣在判

鎌倉幕府地頭職の成立

(以下略)<sup>(8)</sup>

右は(A)と同じ河和田荘において翌年類似の問題が発生したことを語る史料である。すなわち、義仲(伊与守)の没落した直後、今度は、頼朝の勸農使比企朝宗(藤内)の命と号して、僧上座なる者が「地頭」又は「地頭代」なりと庄園領主の認可なきまま自称し、庄内に乱入して「致自由之濫妨」といわれるような「庄務」の「張行」を行つたことを、右から明らかにしうる。比企朝宗が当時越前を含む北陸地方に頼朝の命をうけて入部していたことは確實であるから、右の地頭の自称と実力行使を媒介とする庄務の張行が、かかる武門と結合しそれをひとつのよりどころとして行われたものであることは相違ないだろう。

〔後白河院聽御下文案文 季廣停廢事〕  
(C)院廳下 蓮華王院領但馬國溫泉庄官等

可早停止平季廣・同男季長濫行、糺返追捕取御年貢以下御米并在家人等資材雜物、停廢當庄地頭職、追却其身  
事、

右、得彼庄官等今日日解狀備、……………爰季廣依爲地頭、雖補任下司職、於事不當、於庄損害、……………而去年十二  
俄相語謀叛之義仲、即備件領之由、於途中押取運上御年貢以下雜物等、追捕庄庫、運取所納御米等、所損亡庄内  
也、……………、如解狀者……………且任數糺返件損物、先停止地頭職、可追却庄内也……………、

元暦元年四月 日

(以下略)<sup>(10)</sup>

主典代織部正兼皇后宮大屬大江朝臣在判

右の文書にみえる平季広は、別稿で検討しているように、当該の但馬国温泉荘が蓮華王院領として成立する前から「地頭」と称していたが、長寛二年一円不輪の同院領となるに及んで「下司職」を与えられた<sup>(11)</sup>。しかし、元暦元年當時においても莊園領主たる後白河院序は、右の文書であきらかなように「地頭職」と呼んでいたから、院が地頭職に補任したことがあったとはいえないとしても、下司となって以降も季広が依然として地頭たるの性格をもちつづけていたこと確実であろう。したがって、このケースは(A)(B)のように、内乱期に入るころ突如として地頭を私称しはじめたというタイプとは異なる。だが、重要なことは、内乱期以前から存在していた地頭でも、この段階に入ると、同じように、「押取運上御年貢以下雜物等」って「損亡庄内」させるといような実力行使を伴う庄務張行を、義仲という武門の棟梁と結託することによって、敢然とやっつけてのけていることが知られることであろう。

(D) 可早停止武士狼藉、如元安堵庄民、令勤仕<sup>(12)</sup>播磨國安志庄・林田庄・三箇御厨三箇所事、

牒、自近年以降、甲乙武士等寄事於平家追討、<sup>(13)</sup>園併依令押領、庄民忘年貢之勤、多令闕乏神用之、<sup>(14)</sup>終其功

官軍歸洛陽、仍仰子細於在廳官人并武<sup>(15)</sup>其狼藉也、於于今者、云守護人云地頭輩、各停止其妨、<sup>(16)</sup>下知、且

專農桑之業、且可令致社役勤之狀、牒送如<sup>(17)</sup>、<sup>(18)</sup>狀、依件行之、故牒、

元暦二年四月廿九日

(以下略)<sup>(12)</sup>

主典代織部正兼皇后宮大屬大江<sup>(13)</sup>

右の文書によれば、元暦二年当時、賀茂別雷社領播磨國安志庄・林田庄・三箇御厨<sup>(13)</sup>などにおいて、「守護人」とと

鎌倉幕府地頭職の成立

もに「地頭輩」が、「押領」・「狼藉」と非難されるような実力行使に及んでいたことが知られる。右の「地頭輩」の性格については、この文書からは直接知ることができない。ところが、『吾妻鏡』元暦二年四月二十六日条には、

下 畿内近國景時押領所々

可令早任 院宣狀停止景時濫妨知行吏、

右畿内近國庄公、無指由緒空以押領、各代官輩偏居住郡内、不随于本所下知、忽緒國宣廳催、或掠取年貢、或犯用官物、所行之至尤以不當吏也、於今者早随被下 院宣、不論是非、令退出堺内之後、帶理者、追可令言上子細之狀如件、以下、

元暦二年四月廿六日

という頼朝下文が収められてあり、畿内近國に派遣されていた梶原景時が、代官等の「押領」や「濫妨」を理由に同日「堺内」を「退出」すべきよう頼朝から命ぜられていたことが知られる。景時が派遣されていた職は、同日条の文によれば「武勇之輩」の「濫行」を「停止」する目的をもった「惣追捕使」であり、又彼が派遣された国々の中には播磨国が含まれていたことが推定される。<sup>(14)</sup>とすると、前掲の、右の下文より三日後の後白河院庁牒は、右の下文と同内容の事態をのべ、その国が景時の派遣された国のひとつであり、又その濫行の主体を惣追捕使と同一実体ないし極めて深い関係にあるとみるべき「守護人」<sup>(15)</sup>の名でよんでいる点からみて、右の問題に関し、頼朝へ停止を命ずると相前後して、独自に後白河院庁が下した命令のひとつであるともみてよいのである。とすると、守護人が少くとも惣追

捕使景時と深い関係にある者とするなら頼朝下文にみえる「郡内に居住する」「代官輩」が「地頭輩」と無関係であるとも云えないであろう。「代官輩」即「地頭輩」とはいえないまでも、「地頭輩」の中に景時の代官がいたという事実は否定できないと考えられる。このようにみえてくると、ここにいる「地頭輩」も少くともその一部は、頼朝―景時という武門と結合し、その権威によりつつ既述の「押領」「狼藉」を行っていたことが確認されるであろう。

治承・寿永の内乱期において、個々の所領に則して地頭の具体的な行動の実態を把みうるのは、東国における頼朝補任のケースを別とすれば（これについては五章で扱う）、管見のところ以上に限られる。そこで、さしあたり、以上の例を通して考えると、在来の地頭とともにこの間荘国の認可を経ない私称の地頭がかなり出現し、彼らは新旧を問わず「自由沙汰」・「濫妨」・「自由之濫妨」・「押取」・「損亡庄内」・「押領」・「狼藉」などといわれる法を無視した実力行使によって所領と住民に対する支配を強化せんとし、そのさい頼朝・義仲又はその使など武門と結合することが右の行動を補強する意味をもっていたことなどの諸点を共通の特徴として指摘することができる。

しかし、右の四例はいずれも個別例にすぎないから、これだけでは、右のごときケースをこの時期の地頭に集中的にあらわれた一般現象と断定するわけにはいかない。

ところが、右のごとき個別例からいささか目を転ずれば、まさにその点を考えるに好個な素材を見出しうる。

(前欠)

右、去正月廿九日廳御下文并同四月十六日社家解狀到來狀云、當社御諸庄々、任廳御下文之旨、下遣社使之處、武勇之輩、或面々張行庄務、或稱私任地頭、施自由威之間、社領滅亡供膳闕如、神事違例何事過斯哉、尤可停止旁濫

妨也者、依 院宣并社家解狀、停止旁濫行、任先例可令社家進退領掌之狀、如件、

壽永三年五月八日

前右兵衛佐源朝臣

「院宣 鎌倉殿御下文案、爲沙汰所遣也、

長洲御厨安江高村（花押）<sup>(16)</sup>」

右の文書中にみえる「當社」とは、奥に同文書の在地における受け渡し人が「長洲御厨」の司であった点から、賀茂御祖社であることが知られる。<sup>(17)</sup>したがって、当該の問題となる傍線部分は、とりもなおさず、賀茂御祖社領について述べた文章であり、かつ「當社御諸庄」という表現からみて、同社領全般を問題にしたものであることも確実である。同社領が当時の地方にどれほど存在していたかは右の文書が前欠であるために不明であるが（この直前四月二四日に頼朝が賀茂別雷社領にあてた下文は、右の文書とほぼ同じ性格のものであるが、ここでは冒頭に社領四二所を書き上げている。<sup>(18)</sup>御祖社領にたいする右の文書の冒頭にも同様に社領が記されていたと考えてよいだろう）、断片的な史料によっても、播磨・近江・美濃・遠江・越前・越中・越後・丹波・丹後・但馬・紀伊・周防・長門・伊予・土佐・讃岐・豊前・豊後などに存在していたことが知られ、<sup>(19)</sup>一般に別雷社と同数ずつ所領寄進されることが多いから、<sup>(20)</sup>数の上でもほぼ別雷社の四二所に匹敵すると思われる。とすると、同社領はかなりの諸国にかなりの数存在していたといつてよいのだが、まさにこれ程広範囲に存在する社領において共通の一般的問題として、従来予想もされなかつた「武勇之輩、或面々張行庄務、或稱私任地頭、施自由威」という事態が発生していた、ということになる。

つまり、彼ら「武勇之輩」はこれらの所領のいたるところで、「庄務を張行し」「自由の威を施す」という濫行に及んでいたのだが、そのさい彼らは、いずれも一様に「私に地頭に任ず」と一括しうるような行動をとっていたことが知られるのである。とすれば、このことは、武力行使のため一定の条件をそなえた在地領主層が当時右のごとき濫行|| 実力行使によつて在地支配を展開しようとしていたこと、そして莊園領主公認のものでなくとも「地頭」を名のることを強く求めていたことを物語っているといつてよいだろう。もつとも、右の文書では、「武勇之輩」のかかる行動は、たしかに賀茂御祖社領において存在したことを確認できるにすぎない。が彼らのかかる行動が同社領のみに固有の特質から生まれるものとは考えがたいし、又地頭を詐称するという行動も同社領のみに起こりえたことでないこと、先の(A)―(D)の例で検証済みであるから、右の事態は決して諸国賀茂御祖社領だけの問題ではなく、それを含む諸国荘公全般に生じていた問題とみざるをえないのである。

以上によつて、内乱期に至るころ、在地領主層の強制力行使の条件が拡大し、その下でそれをみたすべく特に地頭職が彼らによつて強く渴望され、在来の地頭の他に諸国各地に地頭を私称するものが広範に出現するに至る、という事態が生じていたこと、そして、そのさいしばしば武門に結合するという事態のみられること等が確認された。

## 二節 在地領主と地頭職

さて以上の点が確認されるなら、次に浮び上ってくる問題は、なぜ在地領主層のなかからとくに地頭職を名乗って強制力を公然と行使する形で在地を恒常的に掌握しようとする動きが活発になつて来、内乱期に至つて広範に一般化



することとなるのか、又その下で彼らがしばしば武門の棟梁に結びつこうとする事態がみられるのは何を示しているのか、という点であろう。

しかし、これらの問題に全面的にこたえるためには、鳥羽院政期来の地頭職の生成過程を院政期を通しての土地領有構造の展開との関連のもとで考察することが必要となろう。そこでここでは、さしあたり鎌倉幕府地頭職の先駆形態を扱った別稿<sup>(21)</sup>での検討をふまえて、必要最少限の考察を試みるにとどめたい。

はじめに、在地領主層から地頭職がいかなる意味で渴望され、又なぜ内乱期に至り急激に一般化しえたのか、という問題にかんし、まず初期に地頭が出現する場において、在地領主化を志向する者にとつていかなる意味でとくに地頭・地頭職を名乗ることが積極的意味を持ったのかという点から考えよう。そこで注目されるのは、地頭・地頭職が出現した舞台が、主に荘公両属型所領でかつ在地の領有関係が長期的にこじれていた係争地の如き特殊な所領であったという前述の条件と不可分な形で、次のような所領住民の問題があつたことである。

詳しい検討は別稿に委ねばならないが、安芸国高田郡ではさきにもたようにおそくとも十二世紀半ば以来蔵島「社領田」と「郷郷」つまり「公郷」田とが「皆所相接」という散在型の多元領有が展開して<sup>(22)</sup>おり、その下で在来の郡司の子孫と蔵島社神主佐伯景弘との間で郡郷全体の領有をめざして数十年に恒る対立が伏在<sup>(23)</sup>していた。が、それが激化する承安・安元年間のころには、同郡内の「人民」が「依爲公郷」<sup>(24)</sup>つて「逃亡」すると、「因茲」<sup>(25)</sup>つてそのまま「神領田」も「又致不慮荒廢」するという事態を招いたこと<sup>(24)</sup>から知られるように、かかる領有の多元性を逆手にとつた住民の対捍・逃亡が広範に広がるに至っていた。が注目すべきことに、まさにその時点に至つてはじめて国衙は、郡内の社領を基礎として在地の一円領有をめざす同社神主佐伯景弘を、承安三年同郡三田郷尾越村の地頭に<sup>(25)</sup>、次いで安元

二年には同郡七箇郷全域を対象とする地頭に任ずるに至つたのである。<sup>(26)</sup>

しかもより重要なことは、右の事例が単なる特殊例とは考えがたいことである。十一世紀末東大寺領黒田庄と公郷をめぐる対立が、たえず「居住公郷之百姓等、爲遁一旦事、成彼庄住人等於追從之間、狼耀威猛、或号因縁、或稱所從、偏不令從國務」という住民の領有の多元性を逆手に取つた抵抗を媒介として展開していた伊賀国名張郡では、さらに公郷自体が黒田庄にも属する兩属型の「新庄」になつた段階になると、

(イキの意)

新庄下司郡司俊方……房新庄爲致所濫對捍、爲堺之百姓、寄此寄彼如此連々所致種々猛惡也、招集處々盜賊放火讞害之輩、……

という文言から推定されるように、本庄と新庄の「堺」の地を足場としつつ、「百姓」は、「新庄下司」ともなつていた郡司丈部俊方に「所濫對捍」をつづける、という事態が生じていた。が同時に注目すべきことに、右の文言からあきらかなように、まさにかかる「百姓」に対決するために、俊方は、百姓に対し「連々」「種々猛惡」を「致」すという挙に出、しかもそれを国衙・朝廷の力によつてではなく、「處々盜賊放火讞害之輩」という「武力」をまったく独自の私力で「招集」めることによつて遂行しようとしたのである。在来同郡において、公郷百姓が庄民と結んで抵抗を郡司に試みるごとき事態がなかつたわけではない。が後にも詳述するように、その段階での郡司(丈部)は、

郡司等存先例、宛催所役之處、庄民等如峰發向……所行之旨、既狼戾之企也、早被下宣旨、令從停止<sup>(27)</sup>

鎌倉幕府地頭職の成立

とあることから知られるように、国衙と朝廷の法の力によって事態を解決しようとしていたのである。あきらかに右の行為はこれとことなる性格のものとなっていることが知られよう。がここでもっとも重要なことは、右の行為が東大寺から国衙・朝廷に訴えられたとき、その文書に接した国司が、

可令早停止亂入黒田庄内國使并地頭等事<sup>(29)</sup>

という対応をしたことから知られるように、在来からの呼称でもなく寺側の報告にない表現であるにも拘らず、かかる住民抵抗という事態の中でかかる形の強制力行使に訴えた俊方をとらえて、彼を他ならぬ「地頭」という表現であえて把握したことであろう。

もちろん、この事実から、俊方が現地で実際に地頭といわれていたか否かを知ることにはできない。しかしむしろかかる形であるゆえにかえて、「地頭」なる語が、まさに右のごとき事態の下で右のごとき私兵を具備して住民抑圧にのり出す者への一般的呼称となっていたことを、この事実から知ることができる。とすれば、この点をふまえるなら、ここから一般に地頭が出現するとき場においてはかかる形の住民の抵抗を抑圧することが、在地と住民をじかに掌握しようとする者にとって不可欠の問題となっており、それが独自の私兵という強制力を具備した地頭を必要とする条件の少くとも主要なひとつであったと判断することも可能となるであろう。

右の点が認められるなら、次に問題となるのは、在地でその全面的掌握を志向する者が、右のごとき条件下で事態を解決しようとするとき、なぜ右のごとき地頭となり地頭職を得ることが必要とならざるをえなかったのか、ということであろう。そこで、この点に迫るために、地頭職以前に成立していた在来の荘公所職が、在地の全面掌握をせん

とする者にとって右の事態にこたえうるものであったが、という点を考えることとした。当時所職を媒介とせず安定的な在地支配をうちたてることなどまず考えにくいから、かかる逆のケースを吟味することで問題に接近することは可能であると思われるからである。

詳細な検討は他日に期さねばならないが、在来の荘公所職を強制力の行使を主職務とする職であるか否か、という規準で整理すると、ひとまず前者としては、国衙では検非違使・追捕使・押領使・健児所史官（兵士）等、荘園では惣追捕使・押領使等の主に検断・軍事系の諸職<sup>(31)</sup>を、後者としては、国衙系では田所・税所等や郡司・郷司・院司・保司・名主・別名主等、荘園では下司・公文等の主に収納・勸農・検田系の諸職<sup>(32)</sup>をあげることができよう。が問題は、これらの多様な諸職が、右述の事態を解決する条件を与えたか否かである。

まず荘公収納・勸農・検田系の諸職からみてゆこう。これらの諸職は、もちろん右の職務を主内容にしているとは云つても、何ら強制力行使に訴えることがなかったわけではない。一例をとるならば、さきに若干言及したが前述の名張郡で保安年間のころ「郡司等」が「存先例、宛催所伎」したところ「公郷之百姓」やそれと結んだ「庄民等」が如蜂發向<sup>(33)</sup>したという事実は、郡司側に百姓・庄民らをして「如蜂發向」させるだけの強制力を伴う收取行為が行われたことを暗示している。だが問題は、かかる所職固有の力が、一般に前述のごとき領有の多元性や在地の領主間の係争、そしてそれを媒介とした住民の抵抗が恒常化している場において、事態解決の強制力を与ええたかということであろう。そこで右述の名張郡のケースにもどると、ここでは右の事態の解決は結局国司を通して朝廷にもちこまれたのであつて、<sup>(34)</sup>このこと自体が当時少くも郡司という職が独力で右の事態を解決する条件を持ちえなくなっていたことを示している。他にも後に地頭が出現する右述の条件をもった所領を拾いあげると、但馬国温泉郷で私領の一円化

をめざしていた平季盛（後にその子季広は同郷を莊園とし下司に補せられているから元来一定の收納系の職をもつていたものと思われる）は、「郷司」と結んだ「百姓」が「屢」おこす「妨」を解決するためには「触訴國司」という形で國衙に依存せざるをえなかったこと、前掲安芸国高田郡で右述のごとき住民の抵抗にぶつかったとき、嚴島社側も郡司の子孫らもいずれも在来の所職で事態を解決できず、一郡神領化と地頭の設置に向わざるをえなかったこと、など知りうる限りで同様の事態を見出すことができる。もちろんすべてのケースでこれらの所職を有する者が國衙・朝廷に訴えたとか領有形態を変えたとかいいうるわけではないが、少くともかかる所職が右の事態を積極的に解決するに足る条件を有していなかったことは確かであろう。

次に検断・軍事系の諸職についてみると、たとえば、皇室領伊予国弓削庄で久安六年「百姓等」が「勅事國事」たる「所課」に応じなかったとき、國衙が「以健兒所史官俊清朝臣爲使者、數多、從類、曳率、令責勘仕」ったという事例は、犯罪人の逮捕・断罪や反乱の鎮圧などを本来の職務としたと考えられる右の諸職が、少くも当時においては、かかる住民の收納拒否という問題にまで派遣されることのあったことを示している。しかし注目すべきことは、これらの諸職は荘公をとわず所領一般の收納を職務として兼備していたとは考えられず、とくに國衙では一般に國衙直屬の所職であつて自己の給分との關係を別とすれば、在地の単位所領ごとに分置されていた存在とみなしえないことである。したがつて、少くとも地頭が出現するような当該条件下の、きわめて複雑な領有をめぐる対立と住民の抵抗が収取をめぐる恒常化しているごとき所領において、右の所職がかかる事態を抑圧しつづける力を充分に發揮しえたとはいえるかは甚だ疑問である。さきにも述べた弓削庄のケースは、同領が周辺を海とする弓削島そのものからなつており、住民が周囲の所領と結びつくというような多元領有を媒介とする問題のおきえなかつた場であつた。しかも別稿

で検討したところからすると、伊賀国名張郡の右述のケースの解決にかかる所職が決着をつけたのでなかったことによく示されているように、地頭が出現したことの確認できる所領で、一般に収取の遂行のために右述の検断系所職が発動された又は常置されていたという事実を見出すことはできない。<sup>(43)</sup>

もっともこのばあい、収納系・検断系の個々の職は右の事態に対処しえなかつたとしても、その両系統の職の担い手の間に一定の協力関係があり、両職が相俟つて事態解決の力を発揮する可能性がないか否かは、検討の余地がある。しかし、少くとも地頭が出現するような場において、荘公収納系所職がその職務の遂行にさいしてこれら検断系諸職と行動をともにしていた事実を見出すことも、別稿の検討の結果からみてむずかしい。<sup>(44)</sup> まずこの可能性もほとんどなりたちえないだろう。

とすれば、地頭・地頭職成立以前の在来の荘公所職が、地頭が出現するとき複雑な領有関係と住民の恒常的抵抗の存在する場において、在地の全面掌握をめざす者に充分こたえうる条件を与ええなかつたことはほぼたしかである。これに対し、地頭とは、前述の伊賀国名張郡にみられたように右の事態を解決するに必要な独自の私的武力を在地において具備しえた存在であり、それが職に組織された形態が地頭職に他ならなかつた。とすれば、地頭となりさらに地頭職を得てその属性を公認のものとすることが、彼らにとつていかに積極的に必要となつていたかはあきらかである。もちろん彼らが在来の荘公所職にかわる実力・強制力そのものを得ようとするとき、即座に地頭職を得たか否かは別であり、そのような形をとらずに武門に従うという形も、下総国相馬郡司平経繁と源義朝の関係や美濃国鶉郷司と源光国<sup>(45)</sup>の関係の例のごとく、鳥羽院政期来顕著になってきたと思われる。しかしかかる形だけでは、右の二例にみえる武威をつのつた行為が国衙・朝廷から公認されなかつた事実<sup>(47)</sup>が如実に示しているように、それによつて得

た職を媒介としない強制力を公的なものとして主張しえなかったと云えるのである。とすれば、武門への従属はたしかに事態をひらく条件を与えたものの、それとはべつに地頭職を得ることが独自の必要性をもっていたとみざるを得ないと思われる。

以上甚だ簡略な検討にとどめざるをえなかったが、ひとまず右の点がみとめられるなら、次の問題は、このような条件の下で在地領主としての確立を志向する者の利害にねざして登場した地頭職が、内乱期に至って広範な所領に簇生することとなるのはいかなる事情によるのか、という点であろう。

そこで注目されるのは、内乱期が近づくに従って所領領有が多元的であるところからくる住民の收取対捍を含む抵抗の問題が、次第に一般的に重大な問題に発展してきた、と考えられることである。その点を寄人・加納田をめぐる問題から考えてみよう。すでに十一世紀の寛徳・延久の荘園整理令の段階から、寄人・加納田の問題が国制上放置できない問題になりつつあったことは、先学の業績に示されるごとくである。<sup>(48)</sup>が保元整理令によれば、この問題が、鳥羽院政の間にさらにぬきさしならぬ大問題に発展してきたことを知ることができる。

一、可令同下知諸國司停止、同社寺院宮諸家庄園本免外、加納餘田并庄民濫行事、

仰、<sup>(a)</sup>件庄園等、或載官省符、或爲勅免地、四至坪付券契分明、而世及澆季、人好貪婪、號加納、稱出作、本免之外

押領公田、暗減率法、對捍官物、<sup>(b)</sup>蠶食之漸、狼戾之基也、<sup>(c)</sup>兼亦以在廳官人郡司百姓補庄官、定寄人、恣募名田、

遁避課役、郡縣之滅亡、乃貢之擁怠、職而此由、……

右は同令の一条(第二条)であるが、全七ヶ条のうち全国を対象として荘園問題を扱っているのは、新立荘園停止にかんする一条(第一条)をのぞけば右につきている。<sup>(49)</sup>とすると公認された荘園公領の領有体系の下で、右にいう「加納」「出作」(a)と「寄人」(c)の問題は、(b)・(d)に、「蠶食之漸、狼戾之基」「郡縣之滅亡、乃貢之擁怠」といわれるごとく、国衙収取体系を当時もつとも揺がす深刻な問題として受けとめられるに至つていたことが知られよう。ところで(a)の「加納」(c)の「寄人」の各々が国衙に「對捍」・「遁避」するのは、それぞれ「官物」・「課役」なのであるから、逆にいえば「加納」であれば「官物」を、「寄人」であれば「課役」を依然国衙に納むべきものと捉えられていることになる。ここから「加納」「寄人」は荘公両属の一タイプであることが確認されるのだが、重要なことは、かかる両属型領知を放置するなら、各々が「官物」又は「課役」を對捍するだけでなく、(b)・(d)に云う如く「狼戾」・「郡縣之滅亡」(治安の乱れ)と「乃貢之擁怠」(租税一般の滞納)という事態を生む、と認識されていたことである。とすれば、内容からいって、(a)が(b)だけの(c)が(d)だけの結果しか生まないとは考えがたいから、(a)・(c)いずれも、(b)と(d)の両側面を含む事態を生みだすと認識されていたとみざるをえない。さすれば、住民が租税一般の弁進をこばみそれが時に治安の不安定をもひきおこすという事態とは、公領民の荘園への「加納」田作人化・「寄人」化の動きが必然的に向みだすものであると、捉えられていたといわねばならない。しかれば、かかる住民らの「狼戾」・「乃貢之擁怠」という形の恒常的抵抗が、荘公両属という事態の下で荘園領主の權威を媒介にすることによって生じたものであることはまず確実であろう。

しかし、ここで注意せねばならないことは、「加納」田作人・「寄人」がこころみた抵抗が、右のように国衙に対する形で展開されたことが確認されるからといって、それがそのまま彼らの当該荘園への安定的な帰属を意味するもの



ではないことであろう。右の法令は政府の下したものだから荘園側の問題が見えないのは当然である。たとえば保延元年に東大寺領伊賀国黒田庄で興福寺春日塔の寄人が発生していた事実<sup>50</sup>や、永治元年に同領美濃国茜部荘から仁和寺大教院領内牧荘の作人が生じていた<sup>51</sup>というような個別事例はかなり見出し出すことができる。がもちろんかかる事實はたんに個々の荘園で偶発的におこる現象にとどまる問題ではなかった。しばらく後のものではあるが元暦年間のころ紀伊・丹波・備中・若狭・播磨と諸国に所領をもつ神護寺領において、所領全般の問題として「(諸庄園)領家地主等……懈怠寺役、損亡庄園改行非法」という事態が起きうることを考えられていたことは、「地主等」がかかる「非法」を「改行」する如き場合に他の荘公の權威をまったく媒介にしないと考えられぬ点や、この問題を神護寺領のみに固有におこる事態ともいえぬ点からいって、荘園側においてもかかる事態がかなり一般的に起こっていたことの一証左となる<sup>52</sup>。

保元新制を中心に以上の点が確認されるなら、ここから、鳥羽院政末期には、荘公領有体系は、加納・寄人等を媒介とする形で、荘公兩属の多元的な所領を全国に拡大し、それが住民の多元性を逆手にとった抵抗を拡大・恒常化させる結果を生むに至っていた、ということが出来る。

このような傾向は、内乱期に至りますます拡大した。治承二年の新制は全国の荘園一般に関する問題を立てていないので、そこからこの点をうかがうことはできない<sup>54</sup>が、内乱直後の建久二年三月二二日の新制の一節には、

諸新立之庄園、餘田加納之多少、且任舊制、令停新立、且勅子細、可決聖斷之由、先格後符、稠疊嚴峻、而土民各假庄家之威、國宰殆煩吏途之務、……

とみえて、保元新制後も内乱の時代のおわるまで莊園の新立とともに「土民」が「各々庄家の威を假り」て「餘田加納」化するという事態が、とどまるばかりかよいよ拡がっていたことを知りうるからである。莊園においても事態が同様であったことは、さきの神護寺領のケースがなによりも内乱期当時の事態を示していることから知りえよう。とすればかかる事態を媒介とする住民等の対捍がますます広がっていったこともいうまでもないと思われる。しかも、保元から治承・寿永の内乱に至る時代は、院・平家・寺社らを中心に権力の相克がますます激化した段階であるから、各々が領有する所領は、いたるところで領有上の衝突をおこし、これが領有の多元性を逆手にとった住民の抵抗の場をますます拡大するに至ったと考えられる。

そこで、これらの点を念頭において、すでにくりかえし検討した文治元年十二月六日書状にもどってみると、そこで頼朝は、

土民或含鼻惡之意、值遇謀反之輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇恠候、

と述べていたことが注目される。この記述は、地頭職を成敗したいという頼朝の意図の根拠として述べられた彼の現状認識であることを忘れてはならないが、同時に所領や治安問題に敏感になっていた朝廷・兼実らを相手に語った文言であるから、彼らが真相として納得するだけの客観性をもった記述であることも確かであろう。とすると、右から、「土民」つまり個々の所領でその住民が、「脇々之武士」に結びついて、奇恠な即ち治安を乱すような行為に出るという事実が、内乱当時からかなり広範に存在するに至っていたことを知ることができる。(ここでは他に、土民の謀反

人との結託についても述べられているが、それは「値遇謀反之輩」という形で扱われている点からいって、「脇々之武士」との結託ほど個々の所領に恒常的に伏在する問題ではないと思われる。ここでは、書状のこの部分から右述の面が把握されさえすればよいだろう。

ところで、ここに述べられた「土民」とは、「脇々之武士」と區別された存在として記されている点からいっても、当時しばしば「百姓」をも含む語句として用いられていた「土民」の意であることはまず疑いない。<sup>(56)</sup> 又かかる「土民」からみて「脇々之武士」といわれたほどに「土民」の居住の場に深くつながっている土着性のつよい「武士」を、一般に彼らをとりにまく荘公領有と無関係な存在とみることはできないであろう。更に「土民」がひきおこす「奇恠」な行為の相手となる対象の中に、彼らの属する所領領有者とともに在地所職の担い手（在地領主層）が含まれていないとみることも、それが彼らの「脇々之武士」をひきづりこんでの行為である点からいっても不可能であろう。とするならば、まさにここに語られた文言を通して知りうる事態は、さきに述べてきた、鳥羽院政末期来内乱期に至ってますます深化した荘公領有体系の多元化と、それを逆手にとった住民の抵抗の展開という事実と無関係なこととははいえないことになることが知られよう。しかも、かかる土民の行為は、ただ荘公領有の多元性を逆手にとることが漠然と知られるだけではなく、実際には、「脇々之武士」という周囲の武士化した在地系の領主と結んだタイプのものが、それを問題としうるほど一般的に存在するに至っていたと認識されていたのである。とすれば、この事態は、かつてもつとも領有関係の複雑にこじれた場とみられた地頭発生の場合と、ほとんど共通の条件を有しているということができよう。しかも、右の書状によれば、かかる「土民」は、「謀反之輩」に「値遇」し、その力と結びつくとのことさえ起こしうるとみられていたのである。とすれば、右の書状から知られる事態は、まさに内乱期に至

る時代の展開が、地頭を必要とするような複雑な領有関係の場を、「謀反之輩」との「土民」結託というケースさえ含まれつつ、全国いたるところにつくり出すことになったことを示しているといえるであろう。<sup>57)</sup> 内乱期とは、まさにかか  
る問題を生みだすとき領有体系全体の展開の帰結でもあったと思われる。

しからば、右の事態の進行の下で、在地の全面的掌握を志向する者一般にとって、在来の所職や実力の上に、武士と結託した住民を恒常的に抑圧しうるだけの強制力行使の条件を獲得しようとするのが次第に必要となるに至ることは十分に考えられよう。すでにみた賀茂御祖社領において、当時全国各地の所領で「張行庄務」するものが、一般に「武勇之輩」と一括して呼ばれていたことは、この「庄務張行」が、彼らの在地支配のテコとしての役割をもつと考えられる点からいっても、右の点と決して無関係ではないだろう。

しかも、領有構造をめぐる事態の展開が右のような性格のものであるなら、すでに鳥羽院政期から十分な機能を発揮しえなくなっていた在来の庄公検断所職が、当時右の事態を解決するものとして在地領主としての確立を志向するものに向けとめられ得なかつたとしても不思議ではない。右の各国に散在する賀茂御祖社領のいたるところで「張行庄務」する「武勇之輩」が、「施自由威」さんとして、新たな職に「私任」と称するとき、一般に検非違使他の従来の庄公検断所職を名乗ったとは考えられぬことや、頼朝が件の文治元年十二月六日書状で右述の現状認識の上にそれに対処する職を提提したとき、決してこれら検断所職の名をあげなかつたことは、<sup>58)</sup> たんなる偶然の一致ではなく、在地領主としての確立を志向する者が、これらの職では満たされなかつたことを示しているとみるべきであろう。

ところが、さきに伊賀国名張郡等の例から一般化しえたように、すでに内乱期に入る以前に、かかる領有の多元性と在地系領主の係争、それを媒介とする住民の抵抗などの恒常化している下で、かかる住民を抑圧して在地を支配す

べく、独自の武力を具備して登場していた者こそが地頭であり、その属性を認められて収取の職務を得たものが地頭職に他ならなかった。しかも、注目すべきことは、在来地頭がかかる属性を右の在地の事態に対処せんがために具備する者であったという点、内乱期に入って消滅してゆくのではなく、地頭が広範に簇生してくるこの内乱期においてむしろ積極的に認めうることである。

すなわち、一例をとれば、前節でみた個別事例からは具体的に知ることができないが、五章で詳しく検討する東国における頼朝補任の地頭のケースにおいて、注目すべき事実を見ることが出来る。常陸国南郡を対象に下河辺政義が担っていた地頭職は、元暦二年当時、

(橘郷) 件郷、任先例停止地頭之妨、一[向]可令勤仕神事之由、先日成下文畢、一而下河邊四郎政義、依令補南[郡カ]地頭、号郡内張行之間、指無由緒、追[捕カ]百姓妻子等、可隨地頭之進止之由、[取カ]起請畢云々、……………

という文言から推定されるように、橘郷のごとき特定の鹿島神領等を除く郡内全般において「百姓妻子」即ち住民一般を対象に「追[捕カ]」のごとき強制力行使を具備した支配を行うことを「進止」として公認されていたのである。<sup>(60)</sup>しかもかかる事態は、たんなる個別特殊例のみにみられるわけではない。件の賀茂別雷社領全般にみられた、

武勇之輩、或面々張行庄務、或稱私任地頭、施自由威、

という事態は、前述のように賀茂御祖社領のみにあらわれた特殊事態とは考えられぬうえ、地頭を「私任」する者の特徴でさえこの文言のとおりであったわけだから、およそ「地頭職」を得ることが、一般に「武勇」という強制力を具備して「張行庄務」という形の「自由威」を「施」すためにきわめて有効であったことを示している。が、この「張行庄務」「施自由威」とは、右述の常陸国南郡の例を念頭におくなら、住民に対する独自の支配に向けられたものでないと思えることはまず不可能であろう。とすれば内乱期の地頭一般にとつて、強制力を具備することが、所領と住民支配とに深く結びついた問題であったことは確実であろう。

もつとも、この点について、右の検討だけにとどまるならば、当時地頭職の属性が住民支配上の問題と密接に関わっていたとは云えるものの、かかる住民支配上の問題とは何であり、又それが地頭職の必要性とどのような意味でかわっていたのか、という点までを知ることができない。ところが、本稿がくりかえしとりあげてきた文治元年十二月六日頼朝書状からは、頼朝の文言を通して、まさにこの点を考えうる問題を見出しうるのである。すなわち、

諸國莊園平均可尋沙汰地頭職候也、其故者、是全非思身之利潤候、士民或含臬惡之意、<sup>(a)</sup> 值遇謀反之輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇恠候、不致其用意候者、<sup>(c)</sup> 向後定無四度計候歟、<sup>(b)</sup>

というくだりにおいて、(b)部分の語るところの背後に、在地領主としての確立を志向する者にとつて地頭を必要とするような領有の多元性・在地系領主間の対立、それらを媒介とする住民の抵抗という事態が伏在していたことが確認できることは、すでにみたごとくである。<sup>(a)</sup>とすれば、右の文脈からあきらかなように、まさにかかる事態をふくむ(b)

に対処するためにこそ地頭職の補置が必要だ(a・c)という論理が、全国一般の問題としてここに提示されていることが知られるのである。もちろんこれは頼朝の主張であるから、在地領主層固有の主張として語られているのではないが、彼が地頭職成敗にのり出した条件のひとつに在地領主層が地頭職を渴望したという事情があったことは五章のべるごとくであるから、この主張の背後にかかる在地領主層全体の共通利害が伏在していることはむしろ当然であろう。とすれば、広範な在地領主層がかかる事態に対処するために固有に地頭職を渴望していたことさえ確認されるのであれば、そのような認識が可能であったのは、その前提として当時において地頭職とは一般にかかる事態に対処することこそを固有の条件として存立しているものであると捉えられていたからこそあったといわねばならない。以上の点がみとめられるなら、これによって、内乱期に至っても、地頭職とは、まさに領有の多元性と在地系領主間の対立そしてそれらを媒介とする住民の抵抗という事態に対処することこそを固有の条件として存立していたものであったと判断することができるのである。

さて以上の点があきらかにされるなら、すでにみたように領有をめぐるかかる事態は内乱期に至るに従って、全国一般の問題としてますます広範に展開し、在地領主層の存在する全国の所領に広がらざるをえなかったのだから、(もちろん、ありとあらゆるすべての所領がかかる事態に至ったというわけではないが)それとともに彼らの中から地頭・地頭職がますます広く渴望される現象があらわれることとなるのは不可思議なことではない。さきにかかげた賀茂御祖社領にみられた事態とは、当時在地領主としての確立を志向するものが、いかに広範に「張行庄務」という形の住民を支配支配を「武勇」を備えて展開するようになっていたかを示すものであることすでにみたごとくであるが、同時にかかる事態の下で在地支配を貫くには、「任地頭」と「私称」してまで「地頭」になることが、いかに荘

園領主らから「私」の行為として拒絶されようとも、重大な意味をもったものであったことを示しているといつてよい。しかも、それが、一般に前述のごとき在地の問題に対処するためのものであったことは、さきにもた頼朝書状を通してすでに知りえた如くである。とするならば、内乱期に入って上述してきたような在地の事態が広範に展開する下で、在地領主としての確立を志向する者から、広範に地頭・地頭職が渴望されるにいたった理由は、以上によってほぼあきらかになったといつてよいであろう。地頭・地頭職とは、まさにかかる事態に対処することを固有の条件とするものであったがゆえにこそ、かかる事態が全国的に成熟する内乱期に至って在地領主としての確立を志向する者一般のかかる事態への対処にこたえるものとして広範な渴望の対象となるに至ったのである。

ところで、地頭職なるものが、以上の事態から渴望され存立していたものであるとするなら、逆に当時地頭職が在地領主層にとって、全ての問題にこたえうる存在となっていたわけでないこともあきらかであろう。たとえば、他の収納・勸農系の所職が在地領主の在地支配のうえで一切積極的な意味をもたなくなつたとか、検断・軍事系の諸職や職を媒介としない武門の武力が、いかなる事態に対しても発動され得なくなつたとは云うことはできず、収納・勸農の職が通常の在地支配上において一定のこととなることや、前述のごとき事態と必しも結びつかない犯罪や蜂起・反乱等において在地領主層の利害に支えられて在来の検断・軍事系諸職が発動されること等はむしろ当然あつたとみねばならない。したがって、これらの諸職と地頭職の関係が内乱期以降一般にどのようになっており又それがいかなる問題をおこしたかという点は別途に考えねばならない大問題である。が以上みてきたことからすれば、上述のごとき在地の事態が内乱期に至る間に全国的な問題となり、在地領主としての確立を志向するものにとつてその事態に対処しうるものが地頭・地頭職以外にありえなかつたことだけは確かであり、ここではその点さえ確認されればよいので



鎌倉幕府地頭職の成立

ある。

以上によつて、在地領主としての確立を志向する者が、この問いかに地頭職を渴望するに至つたか、その内在的契機はひとまずあきらかになつた。しかし、もちろんここで、右の点しか指摘しえないならば、それだけでは、鎌倉幕府が地頭職奏請をなした土台としての在地領主層の問題を説明しつくしたことはならない。なぜなら、そこには、いかに在地領主層が一般的に地頭職を渴望しても、鎌倉殿によつて奏請されることを求めたか否かが示されていないからである。

そこで次にこの点を検討しよう。これは、本節冒頭に掲げた第二の点、すなわち、前節の(A)―(D)の個別例において、地頭を称する者が、自らの強制力行使のうしろだてとして頼朝・義仲らの武門に従つていたという事実が一般的にみてなにを物語るか、という問題を考えることを通してあきらかにしうる。そこでまず(A)―(D)のごとき例を内乱期で一般的に認めうるかどうかの確認からはじめよう。

院廳下 太宰府在廳官人等

可早任道理、停止鎮西有勢士民等、各以武威号地頭下司、押領八幡宇佐彌勒寺御領庄園、不辨所當不從寺役事、

右、得彼寺所司等今日日解狀僞、……

(b) 彼御領各在九國、忝守神靈之御起請、無背寺務之下知、而近年以來、鎮西

有勢士民等、或成權勢武家郎從、或稱得替別當之宛文、有号地頭、有稱下司之族、押領御庄園、不濟所當、因茲佛

神事用、悉以闕乏、……、

元曆二年四月廿二日

主典代兼皇后大進大江朝臣在判

(以下略)<sup>(65)</sup>

右の史料はその点を考えるに好素材である。まず(a)―(e)の傍線部分に注目すると、(b)・(c)がおのおの(d)・(e)に対応するという対句の文になっていることが知られよう。とすると「近年以来、鎮西の有勢の士民等」(a)で、莊園領主の認可なしに「地頭を号する」(d)者は、宇佐弥勒寺領の「庄園を押し領し、所当を濟さない」(f)という実力行使に訴えようとすると、一般的に「権勢の武家の郎従とな」(b)っているケースが多かった、という事態を抽出しているのである。<sup>(64)</sup>しかも、当該の事態が問題となっていた弥勒寺領とは九州全域に広がっていたこと(g)から知られ、その点は建久八年の九州諸国畠田帳<sup>(66)</sup>などからも検証しうるから、右の事態は決して特殊な個別莊園における事例ではないことあきらかである。

したがって、少くとも右の事態は九州諸国の弥勒寺領に広く共通して発生していた問題といつてよいのだが、地頭が権勢の武家の郎従となるという事態は、弥勒寺領又は九州のみに固有の問題とはいえないから(じじつ、個別例としては(A)―(D)など異なる所領や国の例を認めうる)、弥勒寺領にこれほど一般的問題としてあらわれている以上、他の地方の諸国においてもある程度一般的に発生していたことを認めねばならないだろう。

以上の手続によって、内乱期に入つて在地領主層が、強制力の行使を恒常的に可能とする支配を求めて広く地頭を称するようになるとき、彼らはかなり一般的にそのうしろだてを得るべく権勢ある武門に結びつきその郎従になるに至っていたことがあきらかとなった。

右の点があきらかになってくると、次の問題が浮かび上ってくる。「地頭を号」するに至ることと、「権勢の武家の

「郎従」になることとの間には、単にふたつが同時並行的に行われたこと以上に、内的な関連がないか、という点が含まれている。

一般的にいつて、在地領主層から地頭の号を得ようとする動きがあらわれたのは、強制力の行使がそれによって合法的に認められたからであることはすでにのべた如くである。ところで、彼が同時に武家の郎従になるということは、それによって強制力を執行するにさいしたんなる職制上の根拠だけでなく現実の武力的な支えが自己の武力だけよりも強く与えられることを意味する。とすれば、さきに言及したようにすでに鳥羽院政期来所領問題の解決のために武門に従った事実がある点からみても、彼らが当時広範にこれを求めたことは当然といつてよいだろう。だがここで注目されることは、かかる動きをうけとめる「権勢の武家」の側に、地頭と号することと郎従になることを結びつける何らかの働きかけが認められるのではないか、ということである。

そこでいまいちど彼らが新規に地頭を名乗るときの扱われ方に注目したい。さきの検討によれば、「横稱地頭」(A)・「稱地頭」(B)・「稱私任地頭」(賀茂御祖社領)・「号地頭」(弥勒寺領)などの言葉でそれは表現されている。しかし、右の表現を行った主体は在来地頭を一種の荘官として任命する立場にあつた者であるから、「横稱」・「稱」・「稱私任」・「号」という表現は、何よりもまず在来の正式なあり方である荘園領主(又は国衙)の認可をうけていないという意味でいわれているにすぎないということである。したがつて右の表現だけからいえば、たしかに自分勝手に潜称するということもありえようが、それだけにとどまらず、荘園以外の第三者による補任の可能性も必しも否定されてはいないのである。

しからば、その可能性は実際にありえたか。右のうち(A)・(B)および賀茂御祖社領のケースについては確言すること

はできないが、弥勒寺領のばあいは注目に値する。即ち、さきの文章から、比較的地頭に強く関わると思われる部分をつなげると、「鎮西有勢士民等」「成權勢武家郎従」「有号地頭」という文脈になり、彼らは權勢の武家の郎従となることを通して、地頭と号するに至っていた、との意であることが判明する。とすると、ここから逆に、權勢の武家は、郎従化する者に対して積極的に彼らを独自の専断で地頭職に補任するという働きかけを、かなり一般的に行いはじめていた、という事実を推定できるのである。

もっともこの推定は右の限りでは推定の域をでない。しかし、たとえば頼朝についていえば、東国に対しては次章の検討のごとく旗上げ直後のころから地頭職の補任を行っていたことを認められるし、西国に対してもたしかに勅許による公認のものではないが頼朝による地頭補任が行われていたことを伊予国において確認することができる。<sup>67</sup>とすれば、右にみたような動きをとらえて、平家・頼朝・義仲などの權勢の武家が、自らの専断による地頭職の補任を行うようになったことは、まず確実と行ってよいだろう。つまり、在地領主層の地頭化・權勢武家の郎従化への動きが内乱期を通して広範に展開するに従って、權勢の武家側は敏感にその事態をとらえ、各々独自に、郎従化してくるものに地頭職を与えるという形で両側面を結びつつ組織化をはかるようになっていた、ということができるのである。

さて以上の点が解決されるなら、本章の課題はほぼあきらかになったといつてよい。すなわち、以上の考察をまとめると、

(一)、広範な在地領主層にとって地頭職は、治承・寿永の内乱期に至るにしたがつて領有の多元性とそれを逆手にとつ

た住民の抵抗の激化する下で、その在地支配の存立をはかるうえからかかる事態を抑圧する条件をもつ強制力を恒常的・合法的に有することが不可欠の課題になるに及び、彼らの一般的な渴望の対象になるに至ったこと、

(二)、その下で荘国の認可を経ない地頭が広範に出現し、彼らは自己の武力条件を強化する必要から有数の武門に従おうとするに至るが、武門の側もこの動きを積極的にとらえて独自の専断行為として地頭補任の行動を展開するに至ったこと、

以上を本章の結論として要約することができる。

右の事実が確認されるなら、詳しくは次章で検討する点であるが、鎌倉政権が文治元年十一月に諸国地頭職の設置を奏請・勅許によって朝廷公認のものにしようとするとき、在地領主層がそれを拒まないばかりかむしろ積極的にうけいれるであろうことは容易に推測されよう。そして、頼朝が地頭職奏請にふみきることができたのも、そのような推測が右のような事態を経験してきた頼朝にとっては充分に可能であったからこそであったにちがいない。とするならば、文治元年の地頭職奏請の背後には、以上みたごとき在地領主側の利害が横たわっており、地頭職奏請はまさにそれをふまえていたところにこそ実現されたといえるのである。「文治地頭職」成立にとって、本章で得た結論は、まさに以上の意味において決定的な内在的契機のひとつであったのである。

なお、以上の点があきらかになると、かかる必要から頼朝の奏請を媒介にして全国的に成立した地頭職が、在地領主層に以後いかなる条件を与えたか、という問題が生じよう。<sup>(88)</sup>しかしこれは、地頭職を必要とした条件とは一応個別の問題であり、本稿の課題を越えるのでここでは捨象したい。

注

(1) 鳥羽院政期らしい地頭が在地領主としての確立を志向するものの中から登場したものであることは、拙稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」(未発表)で検討している。もっとも、当初においては、在地系の領主のすべてが地頭職を担っていたわけではなく、むしろそれは、特殊な条件のもとで登場しえたにすぎなかった。が内乱期に至ると、後述(本章 ページ以下)のように「近年以来……有勢士民等、或成權勢武家即従、……有号地頭」とか「武勇之輩……或稱私任地頭、誼自由威」とかいった事態が全固いたるところで広範に出現していたことが知られるから、在地領主層が恒常的に武装化しかつ武門の棟梁に組織されようとするとき、このんで地頭を称するようになっていたということが出来る。とすれば、武装化と武門への結集は、当時の在地領主層のすべてが具備していた属性とはいえないが、時代の展開とともに在地領主層のすべてがそれを備える方向を迫ることを想うならば、かかる者が在地領主層の主要ないし中核部分を構成していたことはうたがいないところであろう。

なお、在地領主の属性と成立期については、この概念を用いる以上吟味が必要であろう。いまそれについて立入った検討を加えるゆとりはないが、本稿で検討する地頭のごとき属性を備えることが、在地領主の確立にとって決定的な条件を

北大文学部紀要

与えると予想されるので、本稿では、その点を念頭におきつ

つ在地領主という概念を用いることにしたい。

(2) 安田氏『地頭及び地頭領主制の研究』第二章4.

上横手氏『日本中世政治史研究』第二章第四節。

(3) 前掲論文二一四ページおよび二二五ページ。

(4) 前掲論文七九ページ。および八〇ページ。

(5) これらの事実の史料の典拠は、後注(22)(23)(24)(25)

(26) にまとめて付した。なお前注(1)所掲拙稿参照。

(6) 本章次節三二〜三三ページ。

(7) 仁和寺文書、(平、四一〇七号)。なお、この史料については

すでに安田元久氏が、前注(2)所掲論文七九〜八〇ペー

ジに、内乱期の地頭が「武士的存在」・「旧秩序を破壊する存

在」たるの性格を強くするに至っていた根拠のひとつに掲げ

ておられる。首肯すべき指摘であろう。がここではその「武

士的存在」・「旧秩序を破壊する存在」について内容を吟味す

ることが問題であるので、独自に検討を加えることとした

い。

(8) 仁和寺文書、(平、五〇八八号)

(9) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』九七、一〇二ペー

ジ。

(10) 高山寺文書、(平、四一六六号)。

(11) 前注(1)所掲拙稿。

鎌倉幕府地頭職の成立

- (12) 賀茂別雷神社文書、(平、四二四四号)。なおこの史料も、安田氏は前注(2)所掲論文で前注(7)に記したと同じ点を示す根拠のひとつにかかげておられる。が前注(7)に述べたと同じ理由から、ここでも独自に検討を加えることとした。
- (13) この三所が播磨国にあり、かつ賀茂別雷神社領に属することは、寿永三年四月二四日源頼朝下文案(賀茂別雷神社文書、平、四一五五号)によって知られる。
- (14) 佐藤進一氏前掲書一五三ページ。
- (15) 「惣追捕使」はやがて「守護」の名で統合されると考えられる(佐藤進一前掲書二四九〜五〇ページ)から、すでに内乱期に一次史料にみられる「守護人」(この史料の他に根来要書下、元暦元年八月五日紀伊国司請文案に「守護人豊嶋太郎有經」とみえる)は、恐く「惣追捕使」と同一実体ないし極めて深い関係のものともみてよいと思われる。詳しくは別稿検討の予定。
- (16) 大森洪太氏文書、(平、四一五六号)。なおこの史料についても、安田氏は前注(2)所掲論文で、前注(7)に記した視角からその根拠を示すもののひとつにかかげられている。しかし、この史料は、地頭についてその「武士的存在」を示す以上の内容を含み、かつそれがたんなる個別事例にとどまらないことを示す重要な史料であるので、独自に検討を加えることとした。
- (17) 長洲御厨が賀茂御祖社領であることは、内閣文庫所蔵撰津国古文書嘉承元年五月二九日旨宣旨案(平、一六六〇号)他にくわしい。
- (18) 賀茂別雷神社文書、(平、四一五五号)。
- (19) 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」『体系日本史叢書6 土地制度史I』一三三〜一三三ページ所収の「上下賀茂社領分布図」および二三三〜二三三ページの下社(御祖社)御厨についての記述参照。
- (20) 須磨千頼「中世賀茂別雷神社領の形成過程」『日本歴史』二六〇号)。
- (21) 前注(1)所掲拙稿。
- (22) 敵島神社文書、承安四年十月日安芸国敵島神社神官等解案(平、三六六四号)に、高田郡全体にわたる問題として、
- 當郡内謂御油免謂御保田、當社領田郷郷皆所相接也、然而各餘田□□社家等依爲公郷、人民逃亡、田畠荒廢、□政之甚、恣於虎之故也、因妓神領田又致不慮荒廢、
- とみえる。なお詳しい検討は前注(1)所掲別稿参照。
- (23) 敵島野坂文書、治承四年(推定)九月七日源頼綱請文(平、補一三二二号)からこの点はくわしく知ることができる。
- (24) 前注(22)所引文書所掲個所参照。
- (25) 敵島神社文書、同年二月日安芸国司庁宣(平、三六二二号)。

(26) 厳島神社文書、同年七月日安芸国司庁宣案(平、三七七二号)。

(27) 内閣文庫蔵伊賀国古文書、保安四年九月二九日官宣旨(平、二〇〇〇号)。なお拙稿「保」の形成とその特質」二一七〜九ページ参照。

また、この文書からしられる郡司等への百姓の抵抗に郡司がいかに対処したかという点については、本節一九ページ参照。

(28) 東大寺文書四ノ四、安元元年十一月八日東大寺三綱解案(平、三七一一号)。この文書の訓みについては東京大学史料編纂所千々和到氏より御教示いただいた。記して謝意を表す。

なおこの点については前注(27)所引拙稿一四〇〜四二ページ参照。

(29) 東大寺文書四ノ六、安元元年十一月二十日伊賀国司庁宣案(平、三七一六号)。

(30) このような規準をあえてたてるのは、地頭の属性である「強制力の行使」という側面を、他の荘公所職との対比で考えようとするからである。

(31) これら検断・軍事系諸職については、さしあたり吉村茂樹『國司制度崩壊に関する研究』・井上満郎「検非違使の成立と撰閔政治」(『日本史研究』九三号)・同「押領使の研究」(『日本史研究』一〇一号)・森田悌「検非違使の研究」(『史学雜

誌』七八一九号)・黒田紘一郎「神宮検非違使の研究」(『日本史研究』一〇七号)、および石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八一二号)・戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(『中世の権力と民衆』)など参照。

(32) これらについてはさしあたり前注(31)所掲吉村前掲書、高田実「中世初期の国衙機構と郡司層」(『史学研究』六六)・坂本賞三「日本王朝国家体制論」など参照。以上の職務の実体や他の職務との関連については、独自に検討する必要があるが、ここでは、ひとまず以上の指摘にとどめたい。

(33) 前注(27)所引文書。この部分にはさきの引用部分のあと、  
爰郡司等存先例、宛催所役之處、庄民等如蜂護向、不辨理致、殆所擬窺、凌國使也、所行之旨、既狼戾之企也、早被下宣旨、令從停止者、  
という部分がつづいている。

(34) 前注(33)所引文書の引用部分は、寺側の太政官への解状の内容であり、これを引用した右の文書自体は、この解状をうけた官の解答である。

(35) 高山寺文書、元暦元年四月日後白河院庁下文案(平、四一六六号)。なおくわしくは前注(1)所掲拙稿参照。

(36) 高山寺文書、長寛三年六月日阿闍梨聖顯寄進状案(平、三三五二号)に「件私領元者、本領主平季盛傳領之間、郷司百



鎌倉幕府地頭職の成立

姓等屢雖致妨、去康治元年之比、觸訴國司之刻、任本公驗并讓狀、可領掌之由、所令判許也」とみえる。なおくわしくは前注(1)所掲拙稿参照。

(37) 前注(22)所掲文書の引用部分のあとに

依人民逃散、動耕作之實、以不作田、不能備御油、此事神官等年來之歎、莫過於此、是以遂有御示現、一郡公驗到來畢、(註)非希代感應哉、……

とみえる。なお同文書の解説については、松岡久人・外園豊基両氏から御教示をえた。記して御礼申し上げる。

(38) この事態をふまえて地頭設置がおこなわれたことはすでに本節一六〇七ページで言及した。

(39) 東寺百合文書七、同年九月十六日伊予国弓削荘百姓等解(平、二七〇九号)。

(40) この点の立入った吟味は別途になさるべきであるが、ここでは、高野山領備後國太田庄のケースを示しておきたい。

高野山文書又続宝簡集百四十二、建久九年九月太田荘前地頭橘兼隆注進状案(鎌、一〇〇一号)には、

注進 桑原方下司得分事

合

加徴米段別乃米伍升内(下略)

公文得分人別給田貳町  
文新段別貳升

御庄惣追捕使 下司沙汰

村々神主 下司沙汰

(下略)

という記載がみえる。「御庄惣追捕使」が「下司沙汰」とみえるのは、その得分の給与が下司の沙汰によることを示していると思われるが、下司・公文と別個に惣追捕使が設置されていることは確実である。

(41) 大神宮領などには郡ごとに「郡檢非違使」がおかれていたこと、前注(31)黒田論文から知られる。がこれはいわば特殊なケースであり、古く武蔵國で郡ごとに檢非違使がおかれたこと(『三代実録』貞觀三年十一月十六日条)を別とすれば、郡・郷レベルにこれらの諸職がおかれた例を一般に見出すことはできない。

なお、郡郷レベルで、右の諸職はなかったとしても右の諸職の系統のもとに檢断關係の問題を扱うものが公的なたちでいなかっただろうかは、別個に検討さるべき問題である。しかし、文治二年伊賀國において「國檢非違所使」が発動されたケースにおいて「當任檢非違所使去四月以後迄昨今、或十廿人、或七八人四五人、連日無絶亂入寺領」(東大寺文書

三ノ七、同年七月日東大寺三綱等解案」と記されている事実  
に典型的に示されるように、これら諸職が、郡郷司等や在地  
刀禰らを手足とし又は彼らとともに行動した例はまずみられ  
ず、彼ら諸職の独自の行動としてあらわれることは注目され  
る。平安中期以前は別として院政期以後においては、在来検  
断にも関与していた郡郷諸職は、公的にはかかる機能を充分  
發揮しえない事態に至っていたのであるうと思われる。

(42) この点は、雨森善四郎氏所蔵文書乾、承安二年十一月日伊  
子国弓削島莊住人等解(平、三六一一号)に「當御庄者狭少  
小嶋也」と記されているのによつて確認される。

(43) 前注(1) 所掲拙稿参照。

(44) 前注(1) 所掲拙稿参照。

(45) 樺本文書、久安二年八月十日平常胤寄進状写、(平、二五  
八六号) 参照。

(46) 東南院文書三ノ三七、永久五年十二月二三日鳥羽天皇宣旨  
案(平、一八八一号) 参照。

(47) 平経繁と源義朝のケースでは、義朝は彼の郎従的地位にあ  
つた経繁から私領相馬郡を得て皇太神宮に寄進したが、それ  
は、経繁が在来行っていた寄進とことなり、国判を得ること  
がなかった(前注(45) 所掲文書)。また、鶉郷司と源光国  
のばあいも、郭郷司は、光国の「武威を募つて、勅制を憚ら  
ず」同国茜部莊の「勝示を抜捨て、寄作の庄民を凌轢し、や

## 北大文学部紀要

やもすれば殺害を企つ」という行為に出たが、同庄領主東大  
寺から朝廷にこれが告発されたとき、朝廷は、「宜仰光国、  
且停止四至勝示牢籠、且禁断彼郷住人等濫行」と、郷司のか  
かる強制力行使を認めなかった。(前注(46) 所掲文書)  
詳しい検討は別途になさるべきであるが、少くとも、武門  
と結んだ在地勢力が当時職を媒介とせず、既存の職の効力を  
否定しようとする強制力を行使しようとするかぎり、公認さ  
れなかつたことは確認できよう。

(48) 坂本賞三「延久莊園整理令と加納」(『日本中世史論集』  
参照。

(49) 『兵範記』保元元年閏九月十八日条所収、同日付後白河天  
皇宣旨。

ちなみに残る五ヶ条が何を扱っているかを述べておくと、  
第三条が畿内有力七社の神人濫行の停止、第四条が畿内有力  
五寺の悪僧濫行の停止、第五条が全国の寺社濫行の停止、第  
六条が近国有力十八社の社領・神事用途の注進、第七条が近  
国有力十寺の寺領・仏用途の注進である。いずれも全国の莊  
園問題一般という性格の問題ではない。

(50) 東大寺文書、四ノ三十一、保延元年五月日待賢門院序下文  
案(平、二三四号)。

(51) 東大寺文書、四ノ十三、永治元年十月二九日東大寺藤案  
(平、二四五二号)。

鎌倉幕府地頭職の成立

(52) 神護寺文書、元暦二年正月十九日僧文覚起請文。(平、四八九二号)。同起請文は、当時復興された神護寺とその寺領にかなする一種の式制である。本文にのべた神護寺領の分布地域は、この起請文の寺領獲得の由来についての記述からその所在国を拾いあげたものである。

同起請文からうかがえる本文述記の事態は、従って厳密には元暦年間前後のことであるかもしれない。しかし、個別のかかる事例は前注(50)(51)の他にも鳥羽院政以来かなり見出しうる点からいって、神護寺領がどうであるかは別として、その当時から、徐々に荘園一般に生じていた問題と思われる。

(53) ところで、以上みた事態は主に加納田・寄人という形を媒介する荘公兩属・多元領有の問題であるが、荘公兩属・多元領有自体は右のケースに限られるものではなく、この他に少くとも、一領域全体が官物・雑役を複数の領主に弁進するときタイプ等が存在する。これらについての検討は別途になされねばならない。しかし、加納・寄人問題がこれほど一般化しているとすれば、他の多元領有下でも右の問題は決して例外的な問題でないことだけは確かであろう。

(54) 壬生家古文書、治承二年七月十八日太政官符案(平、三八五二号)。なお、この他にもこの間新制が出された事実はあるが、内容については知りえない。(水戸部正男『公家新制

の研究』参照。)

(55) 建久二年三月二日宣旨、『続々群書類従』七、法制部所収『三代制符』。

(56) この「土民」の中に、「在地所職の担い手」が含まれていないということはできないが、通常「土民」が「百姓」をも含む概念であることは、当時播磨国小犬丸保「百姓等」が、自らを含む同保住人を「土民」と呼んでいた事実(『続左丞抄』一、建久八年四月卅日官宣旨(鎌、九一二号))などから確認できる。

(57) もちろん当時の住民等の抵抗形態が、右述の形態のみに限定されるといつているわけではない。ここではかかる形態が、内乱期に至る間に急速に広がったことが確認されればよいのである。

(58) 前注(16)所引文書における「武勇之輩、或面々張行庄務、或稱私任地頭」という記述は、「武勇之輩」が、かかる行為に際して職の「私任」を「稱」するさい、「地頭」以外の所職をもち出そうとすることが一般になかったことを示している。

(59) 書状に、かかる職として提起されているのが地頭職だけであることは明白である。

(60) 鹿島神宮文書、元暦二年八月廿一日源頼朝下文(平、四二七三号)。詳しくは五章五一〜二ページ参照。

(61) 本節三五七ページ参照。

(62) 五章五七ページ以下参照。

(63) 到津文書、(平、四二四一号)。この文書は、前注(2)所掲の安田元久氏の論文七九一八〇ページにおいて、当時の地頭の「武士的存在」、「旧秩序を破壊する存在」たるの性格を示す典拠のひとつとしてかかげられている。しかし、この史料から地頭の「武士的存在」という点について知りうることは、後述のように、きわめて具体的でかつ重大な内容を含み、かつそれが個別事例たるにとどまらなかったことなどを示している。そこで独自に検討を加えることとした。

(64) (a)にいう「下司」とは、(c)にいう「別當之宛文」にあたる補任状ぬぎに成立しうるものではないし、又(b)にいう「武家郎従」になるといふ行為が「地頭」との対句の中でいふと

## 五章 鎌倉幕府と地頭職

本章では、前章で見た在地領主層の利害との関連から、鎌倉幕府にとって地頭職奏請・勅許が、いかなる意味で必要とされるに至ったかを考える。したがって、これは鎌倉幕府が地頭職を奏請する内在的条件をあきらかにする、と言ひ換えることができる。これに対する外在的条件又は外的契機については後章で考察する。

ところで、右の点を解明することとは、地頭職奏請までに幕府にとって奏請を必要とする内在的条件がどのような

き「地頭」によりふさわしい文言であること、「下司」が下司として強制力行使を具備していたと考えにくい点などからいっても確実であろう。したがって、(b)はどちらかというところ(d)につづくという文脈とみてよいだろう。

(65) 三章注(12)参照。

(66) 本章二一ページ参照。

(67) 五章注(24)参照。

(68) たとえば、鎌倉中期以降においては地頭が在地の裁判権を掌握しかつそれが次第に公認の性格を帯びていったことが考えられるが、かかる事態は、かかる強制力行使という属性をもつ地頭が勅許によって全国的に公認の存在となつて定着したことを前提としてあらわれる事態とは考えられないであろうか。

鎌倉幕府地頭職の成立

成熟してきたか、を検討することに他ならない。そこで、この点を念頭におきつつ、翻って地頭職奏請前における頼朝側の地頭にかんする問題を扱われた業績をみると、安田元久「内乱期の地頭」・上横手雅敬「荘郷地頭制の成立」・友田吉之助「文治元年守護地頭設置についての再検討」<sup>(1)</sup>などの諸研究をあげることができる。いずれの業績も断片的にしか知りえない幕府と地頭の関係にふれた史料を駆使して、そこから奏請前における幕府の地頭設置の实体を鮮明に浮き上がらせ、さらには、幕府にとって地頭職成敗と奏請がなぜ必要であったかという点に接近されている。

しかし、奏請前における頼朝の地頭成敗の实体について立入った吟味を施された上横手氏においても、内乱期までの地頭を前章でみたように「地主」程度の意味<sup>(2)</sup>の強いものとしてしか捉えられない結果、

没官の所に置く……地頭、これらが「凶徒之所帶跡ニハ、所下令レ補ニ地頭一候上也」と定式化される地頭の前身をなすことは疑いない。<sup>(3)</sup>

とされながらも、

地頭職に補任した……目的も、要するに公役勤仕のためにすぎないのであって、なお謀叛人の追捕・治安維持などの文治地頭の思想があらわれているとはいえない。<sup>(4)</sup>

と述べられ、結局幕府の地頭奏請にとって内乱期の地頭がいかなる意味をもったかという点は、必ずしも具体化され

ていないように思われる。だが、前章にもふれたように、内乱期までの「地頭」に「文治地頭」の属性につながるものを見出しうるものがあきらかな以上、この点の再検討が必要となることは確実であろう。

もちろん、この点についての言及が従来まったくなかったわけではない。上横手氏自身も

平家没官領・謀叛人跡地頭のほかに、本領安堵・新恩給与……の別なく、別種の地頭が存在しており、……おそらくこれら種々の形の領主は、或る時点において、平家没官領等の主流的な地頭と均質化され、その結果、鎌倉幕府の地頭制度が確立したのであろう。<sup>(5)</sup>

と述べ、在来の種々の地頭と幕府の制度としての地頭の関連に注目されている。内乱期迄の地頭に平家没官領・謀叛人跡・本領安堵・新恩給与の諸タイプがあつたと指摘された点は、本章の検討でも確認される注目すべき点である。がしかし、在来のかかる種々の領主（地頭）がなぜ平家没官領等の地頭と均等な扱いをうけ幕府の制度として組織されたのかという点になると、問題は具体化されていないように思われる。（それが内乱期までの地頭一般を文治地頭の属性とつながらないものと捉えられたことと深くかわかることは予測されるところである。）

また、幕府と内乱期の地頭の関係にかんし幕府にとつて地頭成敗と奏請がなぜ必要であつたか、という点にまで言及されたのは安田元久氏であり、氏はその点を含めて、

「在地武士層の要求が、自己の所領に対する領知権を、新しい武家政権によって確認されることであるならば」「既

に平氏がその武家的立場から家人關係を象徴する意味を以て採用した「地頭職」、あるいは……「武勇之輩」が好んで自称した「地頭」、また本来的に地主・領主の意味を有したと思われる「地頭」を頼朝が取りあげ、「自己の政治的意図の下に巧みに汲み入れていったのは当然である。」<sup>6)</sup>

と述べられている。

この指摘は、たしかに地頭の武力的性格・領主的性格が幕府の捉えるところとなった点を見事に衝いているといえる。しかし、にも拘らず、四章冒頭にのべたように、氏においても内乱期地頭の特質が必しも一般的にとらえられないように、右の地頭の性格と幕府の関連が一般論的な指摘にとどまっているため、幕府にとって地頭成敗が可能となり、又必要とされた条件が何であり、又それをなにゆえに奏請という形にもちこもうとしたか、といった点になると、必しも具体的な史料分析にもとづく検討は展開されていないと思われる。

そこで、本章でも先学の見解の再検討から出発するのではなく、いまいちど冒頭の視角から史料の吟味をおこない、まず旗上げ以後奏請までの頼朝の地頭職成敗の実態を把握したうえで、彼の政権にとって地頭職が必要とされた内的条件はなにであったか、又それが奏請・勅許を必要とするに至った内的条件はなにであったか、の二側面をとらえつつ考えてゆくこととしたい。

## 一節 奏請前における頼朝の地頭成敗

まず本節では旗上げ以後頼朝が行ったと推定される地頭職設置にかんする個別例の検討から入ろう。史料的にはほとんどすでに何らかの形で扱われてきているが、右にのべた視角から検討を加えたものはまず見当たらないと思われるので、繁をいとわずいちいち検討することとする。

『右大将頼朝卿下文』  
(A)將軍家政所下 下野國本木郡住人□

補任 地頭職事

前右衛門尉藤原友家

右、治承四年十一月廿七日御下文□□□□以件人補任彼職者、今依□□□□成賜政所下文之狀如件、以下、

建久三年八月廿二日

案主藤井(花押)

令民部少丞藤原(花押)

知家事中原(花押)

別當前因幡守中原朝臣(花押)

前下總守源朝臣

右によると、幕府は、建久三年將軍家政所を設けるにさいして行なった一連の補任状の再発給のうち、下野國本木郡藤原友家には、治承四年十一月廿七日頼朝下文を根拠として、地頭職補任の手続を行ったことが知られる。とすると、この事実から、すでに治承四年十一月廿七日には、頼朝が友家を地頭に補任していたことが推定される。□□□□以件人補任彼職者」の部分と同日付下文の引用であることは、「者」の字の存在から明らかであり、「彼職」が政所下



鎌倉幕府地頭職の成立

文に記された「地頭職」と事実上重なるものであることは疑いがないからである。

もつとも、引用の文書は茂木氏の提出したものであるから、茂木氏の作為の余地がまったくないとは断定できない。が文書を提出した時点は建久三年であるから、頼朝・広元など治承四年当時の下文発給に直接関与したと考えられる者は生存している。とすれば、もし茂木氏の偽造文書ならまず摘発されたはずであろう。従って右の史料は、引用という二次史料ではあれ、まず使用に堪えるといつてよい。つまり、おそくとも治承四年十一月ごろには、頼朝による地頭職補任は、東国では開始されていたということができるのである。

(B) 將軍家政所下 常陸國村田下庄<sub>下妻宮</sub>等

補任地頭職事

左衛門尉藤原朝政

右、去壽永二年、三郎先生義廣發謀叛企圖亂、爰朝政偏仰朝威、獨欲相禦、即待具官軍、同年二月廿三日於下野國野木宮邊合戰之刻、抽以致軍功畢、仍彼時所補任地頭職也、庄官宣承知、不可違失之狀、所仰如件、以下、

建久三年九月十二日

案主藤井

令民部少丞藤原

知家<sub>中</sub>原

別當前因幡守中原朝臣

下總守源朝臣<sub>(9)</sub>

◎將軍家政所下 下野國日向野郷住人

補任地頭職事

左衛門尉藤原朝政

右、壽永二年八月 日御下文云、以件人補任彼職者、今依仰成賜政所下文之狀如件、以下、

建久三年九月十二日

案主藤井(花押)

令民部少丞藤原(花押)

知家事中原(花押)

別當前因幡守中原朝臣(花押)

前下總守源朝臣<sup>(10)</sup>

右の(B)(C)二通は、いずれも小山朝政に対し、(A)と同じ理由で地頭職の確認を行った文書である。うち(B)は『吾妻鏡』所引文書ではあるが、様式・内容ともまず疑点はないから、原史料に準じて扱ってよいと思われる。

まず、(B)は常陸国村田下庄の地頭職にかんするものであるが、「壽永二年、三郎先生義廣發謀叛……同年二月廿三日……仍彼時所補任地頭職也」とあることから、元來は壽永二年志田義広の反乱の直後に勲功の賞として頼朝から補任されたものであることが推定される。かつその点は幕府側の認めるところとして右の文書に記されていたほどだから、事実とみてよいだろう。これによって、東国でのこの時期の地頭職補任にはあきらかに勲功賞という形で行われたタイプがあったことが判明する。

次に(C)についていえば、「以件人補任彼職」という寿永二年八月日の頼朝下文の引用から、同日朝政を下野国日向野郷の地頭職に補任していたことが判明する。なお、この引用部分がまず信用しうることは、(A)でのべた理由と同様である。

(D)常陸國務之間<sup>(a)</sup>、三郎先生謀叛之時、當國住人、除小栗十郎重成之外、併被勸誘彼叛逆、奉射御方、或逃入奥州、<sup>(b)</sup>如此之間、以當國南郡、死給下河邊四郎政義畢、此一兩年上洛、度々合戰、竭忠節畢、<sup>(c)</sup>而南郡國役責勸之間、云地頭得分、云代官經廻、於事不合期之由、所敷申也、彼政義者、殊糸惜思食者也、<sup>(e)</sup>有限所當官物、恒例課役之外、可令施芳意給候、於所當官物、無懈怠可令勤仕之旨、被仰含候畢、定令致其沙汰候歟、<sup>(d)</sup>地頭職所當官物、無對捍儀者、雖何輩何共煩候哉、以此旨可令申觸之旨、鎌倉殿所仰候也、仍執達如件、

四月廿三日

俊兼奉

謹上 常陸御目代殿<sup>(1)</sup>

右の文書は『吾妻鏡』所引文書ではあるが、様式・内容ともにさして疑点を認められないから、使用に堪えうるとみてよいだろう。まず志田三郎先生義広の反乱のあと<sup>(a)</sup>、その没収所領のひとつたる南郡が頼朝から勲功賞として下河邊政義に与えられた<sup>(b)</sup>ことが知られるが、この南部にかんする職は、<sup>(c)</sup>に政義の「地頭得分」なる表現がみえる点からみて、地頭職であること疑いない。義広の反乱があつたのは寿永二年の二月ごろであること<sup>(B)</sup>にあげた史料から明瞭である。<sup>(12)</sup>従つて、政義への常陸国南郡地頭職補任は、<sup>(B)</sup>の朝政と同様のケースのひとつとみられよう。

しかしこの事例については、右の点の他に地頭職の職務や權益にふれる点を知ることができる。まず(d)(e)によって同郡地頭職は「官物」・「課役」を国衙等へ弁済する主体であったことが知られ、次に(c)から「得分」を取得していた存在であることがわかる。「得分」が右の弁済の職務に対するものであることは、まず相違あるまい。しかも、これらに関連して次の史料の語るところは注目される。

(花押)

下 常陸國鹿嶋社司并在廳官人□

可早停止地頭妨、爲中臣親廣沙汰、勤仕神事橋郷事、

右件郷、任先例令停止地頭之妨、一□可令勤仕神事之由、先日成下文畢、而下河邊四郎政義、依令補南□地頭、

号郡内張行之間、指無由緒、追□百姓妻子等、可隨地頭之進止之由、□起請畢云々、所行之旨、有神慮有恐事也、

早任先例、令停止地頭之妨、一向可令勤□神事之狀如件、以下、

元暦二年八月廿一日、

この史料で(a)が右にみた政義への南郡地頭職を語るものであることは疑いない。とすると政義は補任以来、同郡内橋郷(c)・(d)が郡内にあることを理由に、同郷内の百姓妻子を追捕しその進止に従うべく起請を取っていたことが知られる(b)。ところが重要な点はこの行為に対する頼朝側の立場である。即ち頼朝側はたしかに右の行動を否定する立場に立っているが、その理由は「さしたる由緒もないのに」(b)鹿島神領として「神慮を恐るべき」(c)橋

鎌倉幕府地頭職の成立

郷を郡内一般と同じ扱いにした(b)、という点にあった。とすると逆にみれば、橘郷のごとき特殊ケースを除けば、南郡一般に対して地頭が百姓の人身を直接強制力をもって進退するというような実刀行使に出ることが、非法とされははなかつたことになる。

このようにみると、一章における頼朝書状の分析・四章における内乱期諸史料の検討・地頭の先駆形態について扱った別稿における考察を通して指摘される奏請以前の段階での地頭職の特性——国衙又は荘園領主への所課の勤仕・強制力の行使の容認——は、東国で朝頼が行ったケースでも貫かれていたことがいえるのである。得分については前章・別稿の検討ではあきらかになしたが、所課勤仕を職務としている以上、それに関する一定の得分があるのは当然とみねばなるまい。<sup>(14)</sup>

(c) 奉寄御厨家

合一處

在武藏國崎西足立兩郡内大河土御厨者

右、件地元相傳家領也、而平家虜領天下之比、所押領也、而今新爲公私御祈禱、奉寄于豊受太神宮御領、所令勤仕長日御幣毎年臨時祭等也、抑令權神主光親祈請天下泰平之處、依有感應、爲殊祈禱所、可令知行也、但於地頭等者、不可有相違、仍爲後代、寄文如件、以解、

壽永三年正月日

前右兵衛佐源朝臣<sup>(15)</sup>

右の史料は『吾妻鏡』引用文書ではあるが、さしたる疑点は認められない。文書によれば、武藏国大河土御厨の地は元来頼朝相伝の家領であつたが、寿永三年正月豊受大神宮の御厨として寄進される。ところが注目すべきことに、その際頼朝は、同所領内の地頭等については相違があつてはならない、と命じていたのである。とすると在来この所領には地頭が存在しており頼朝の統御をうけていたが、その所領の領有主体がうつつても頼朝との関係はかわらず、頼朝からその確認（一種の安堵）を受けていたことが判明する。

(四)相模國前取社事

自鎌倉被補任之地頭等、乍申可從領家之由、敢不運所出地利也、朝夕雖加催、不驚沙汰候、被觸遣鎌倉尤可宜候、

(中略)

右兩御庄子細大略如此、仍注之、

元曆二年七月日<sup>(16)</sup>

右の史料は近年河音能平氏によって再発見された一連の史料のひとつであるが、これによれば、相模國前取社に元曆二年七月当時地頭が存在していたこと、その地頭は前取社の領家に対し地利を勤仕することを職務としていたが、しかし職への補任は領家によってではなく頼朝によってなされるという存在であったこと、などの事実を知ることができる。また、領家の催足にも拘らず地利を運び出そうとしない点からすると、この地頭も領家の催足を恐れな

だけの条件（おそらく強制力の行使）を具備していたものであろうと推定される。

東国を対象として頼朝が奏請以前に地頭職を設置していたことを確認することのできる例は、以上につきる。<sup>(9)</sup>しかし、以上の例だけによっても、(一)、頼朝はすでに治承四年の旗上げ直後のころから地頭の設置を行っていたこと、(二)、設置方法の全容は不明だが少くとも反乱者の所領跡に恩賞として補任したり在来のものを安堵するというケースを含んでいたこと、(三)、設置対象となる所領に一般に制約があつたか否かは確認できないが、少くとも郡・郷・荘・厨など広く荘公一般がその対象となるに至っていたこと、(四)、設置される地頭職は、他の地頭一般と同様荘公への所課の勤仕を職務としつつ、強制力の行使が容認され、権益としては一定得分の存在が認められること、などの点を明らかにすることができよう。頼朝はいわば前章でみた内乱期の諸武門のひとつとして、地頭のある程度の存在を前提として、彼らと同じように地頭職の設置を東国を対象としてはじめていたといつてよいのである。しかもその性格は、たんに武門たる頼朝に組織されて強制力を行使するだけではなく、所与の荘公領主にたいする所課の勤仕を職務としている点からいっても（内乱期の他の武門が一般にかかる所課の勤仕という職務を地頭に義務づけていたかどうかは不明であるが）、かかる職務をも頼朝みずからが義務づけ文治元年十二月勅許によつて実現された「地頭成敗」の前提としての条件を備えていたもの、ということができ得るであらう。

しかし、奏請以前の頼朝による地頭職設置は東国だけに限定されていたわけではない。少くとも義仲・平家追討の軍を上落させるころから、東国以外の地で地頭設置をはじめていたことが確認される。

まずその初見は前章の事例(B)でみた越前国河和田庄のケースである。既述の如く元暦元年頃同庄で地頭又はその代官を称していた僧字上座なる者は、莊園領主側が認可した存在でなかった。が彼は頼朝から派遣された勸農使比企朝

宗の下知に従って地頭又はその代官と号する行動に出ていたのである。とすれば、この頃在地領主が地頭の号を得んとして武門に従属することが一般に存在したことはさきにもみたごとくであるから、右の例は、実際には頼朝から補任された地頭であるのみならず相違ないだろう。ところで、同地への比企朝宗らの入部は義仲追討の跡地たる名目で行われたこと(B)の史料の語るごとくであるから、<sup>(18)</sup>地頭の補任もその一環として行われたものであることまづ確実とみられる。

次の事例はおなじく前章で検討した事例(D)播磨国賀茂別雷社領のケースである。これによれば、元暦二年四月ころ、頼朝が平家追討跡の畿内近国の狼藉を鎮圧すべく派遣した惣追捕使の代官の少くとも一部は、地頭と称されていたと推定される。とすればかかる地頭も頼朝側が補任した者である可能性はきわめて高い。なお、この地頭は、右の点からみて、平家追討跡の個々の所領に設置されたものと考えられる。

次のケースは頼朝の補任の下文が明確に存在する例である。

(花押)

下 伊勢國波出御厨

補任 地頭職事

「左兵衛尉惟宗忠久」

右件所者、故出羽守平信兼黨類領也、而信兼依發謀反、令追討畢、仍任先例、爲令勤仕公役、所補地頭職也、早爲彼職、可致沙汰之狀如件、以下、



鎌倉幕府地頭職の成立

元暦二年六月十五日<sup>(19)</sup>

同日惟宗忠久に行われた地頭職補任の史料には、右の他に同国須加庄を対象とした例がみられるが、設置方法・内容とも右と全く同一なので、右をもって代表させることにする。すなわち、右によれば、あきらかに頼朝は、元暦二年六月当時、伊勢国の庄・御厨などに地頭職を補任し公役を勤仕させることを命じていたことが知られる。同時に、右の補任は、平家方の平信兼とその党類が当時おこした実力蜂起の鎮圧後、<sup>(21)</sup>「先例どおり公役が勤仕されるために」行われたものであることが注目される。つまりこれも平家没官領への補任のケースであることが知られるのである。

以上のように元暦元年から二年にかけての時期に入ると頼朝が東国（十五国）以西の地に対しても地頭職の設置を開始していたことが知られるのだが、注目すべきことは、設置を知りうるすべてのケースが、義仲又は平家追討跡の没官領に設置されたと推定されることである。わずかの右の諸例だけから速断することは困難ではあるが、頼朝の勢力が他の武門を凌いで東国以外に一般的に広がってくるのは、義仲追討軍が上洛する元暦元年正月ごろ以降としか考えにくいし、その後も没官領以外の所領にまで東国のごとき行政権を樹立していたとは考えがたいから、頼朝の東国以外への地頭設置が具体化しうるに至るのは元暦元年ごろからであり、かつ原則としては没官領を対象としてはじめられたとみることは、まず妥当といつてよいだろう。<sup>(22)</sup>

右の没官領への処置がなぜ地頭職設置という形で進行したかはのちにのべるとして、たしかに当初は没官領を対象として行われたものと考えられる頼朝による東国以西への地頭職の成敗は文治元年平家滅亡後には急激に没官領外へも広がりつつあったものと推定される。すなわち、治承・寿永のころからの権勢の武家の郎従になることよつて地

頭の号を得ようとする動きは、平家滅亡後の元暦二年四月に入ってもますます一般化する傾向にあった。前章で宇佐弥勒寺領にかんする院庁下文の検討を通して見たごとくである。<sup>(23)</sup>とするならば、右の動きが没官領に限られず、又平家滅亡後も権勢の武家に結びつこうとしていたというのだから、当時かかる動きが没官領以外の広範な所領から頼朝に地頭職を補任されるのを求めるといふ形で広がってきたこと確実であろう。そして、事実頼朝は、同年十月義経が任国伊予国にかんして頼朝が「伊豫國、皆補地頭」ため「不能國務」と嘆いたほど、これらのものを広範に地頭に補任するという行為に出はじめていたのである。<sup>(24)</sup>あきらかに、頼朝は、没官領に地頭職を設置したので、ことし、在地側からの働きかけが平家追討・滅亡の段階をふんでますます広まりかつ一身に集中するに従って、没官領以外の所領一般にも地頭職を補任するようになったのである。

## 二節 幕府と地頭職奏請

文治元年十一月の奏請以前において幕府が行った地頭職設置の沿革を整理するならば以上のごとくである。しかし、右の経過の検討の中から、幕府が旗上げ以来一貫して地頭職設置を展開してきた理由、即ち幕府が地頭職を必要とした理由はどこにあったということができるだろうか。

まず第一の点は、当時在地領主層が広範に地頭職を渴望するに至っており、武門の棟梁として発足した幕府は、この渴望をもった在地領主層を広範に結集して自己の権力の基盤としたゆえに、かかる在地領主層の地頭職渴望の欲求を満たさねばならなかったことである。すでに前節にみたごとく、頼朝は、まず旗上げ以後東国から地頭成敗を開始

した。が前節でみた、恩賞として地頭職が与えられている例(B・C・D)や地頭職を得たものがそれをて、こととして領内の百姓を自己の強い進退下におくことに狂奔することができた事例(D)などからみても、頼朝が地頭成敗を開始する舞台であった東国において、在地領主層がいかに地頭職を渴望していたかは、あきらかである。そして、當時在地領主層が広範に地頭職を渴望するようになったのは、決して東国のことだけでなく、日本全国においてであり、かつそれがいかなる事情にねざすものであるか、等については、すでに四章で詳しく検討したとおりである。

ところで、成立の途上にあつた幕府は、まさにかかる渴望をもつた在地領主層を自己の権力の中心基盤に求めた。幕府が在地領主層すべての利害を代表する権力であつたか否かは又彼の権力の基盤となつた御家人とこの地頭との関係がどうであつたか等は別途に吟味を要する問題であり、ここで立入ることはできない。しかし、まづいえることは、少くとも、当時の武門のひとつとしての幕府が平家を含む謀反人の追討・鎮圧を不可欠の課題として登場してきた存在であつた以上、かかる課題遂行の一主力となりうる地頭化を渴望するとき在地領主即ち「武勇之輩」を自己の権力の基盤の中心に据えようとしたことだけは疑いないことである<sup>(25)</sup>。とするならば、頼朝の権力はおのずと、かかる在地領主層の利害を代表せざるを得ぬ性格を帯びざるを得ない条件を有していたといえよう。

しかし、ここではかかる性格の幕府が登場しえたこと自体、彼の基盤に入ろうとした在地領主層そのものの利害により深く根ざしていたということがより重要であろう。前章において、宇佐弥勒寺領関係の史料からみたところによれば、内乱期に至つて、「權勢武家」は、「有勢土民」を自己の「郎従」とするさい、「地頭」に補す、という行動をおこすに至つており、それは在地領主層の地頭を求める動きへの武門側の対応として生じていたのであつた<sup>(26)</sup>。かかる郎従化を求める在地領主層がなぜ地頭職を求めたかは前章に述べた如くであるが、内乱期の武門でさえかかる者を郎

従として自己の権力の基盤とするさい地頭職に補すことが必要とされるに至っていたのであることがここには示されているのである。

とするならば、武門の棟梁として出発のちに至るまでその基本性格を具備して発展していった頼朝の権力において、この点の事情が異ならないことはいうまでもないであろう。頼朝が前述の在地領主層の広範な渴望をふまえて旗上げ以来東国で地頭成敗をはじめ、平家没官領をてことしてやがて対象を西国にひろげ、奏請前までは、事実上平家没官領の枠をこえて全国に成敗の範囲を広げつつあったことはすでに前節にみたごとくである。<sup>(27)</sup> がかかる形で頼朝が地頭職を渴望する在地領主層を、自己の権力の成長とともに地頭としてくみこんで広範に組織しようとしたのは、以上みた点からすれば、まさに頼朝のつくりつつあった権力が、かかる属性をもつ在地領主層をこそ自己の基盤することを在地領主側から求められていた権力であり、その故に彼らの利害を結集せねばならなかった、という事情によっているといつてよいであろう。(そして、付言すれば、頼朝の武門とは、かかる形で地頭化を渴望するとき「武勇之輩」を「郎従」(御家人)として組織化しうる条件をもっていたからこそ、右にのべたように謀叛鎮圧を課題とかがけることができたのであり、それゆえにこそ、かかる「武勇之輩」を権力の基礎に据えようという意志を顕在化し、そのような性格を伴った権力に成長することもできたのであった、と言ふことができよう。)

しかし、もちろん右の点はすべてではない。いかに地頭職がこれら在地領主層にとって渴望されるものであつても、幕府という権力体そのものにとつて必要とされる積極的な独自の理由が一点もなかったなら、幕府の側からこれほど強く執着されたかどうか疑問である。従つて幕府がひとつの権力として誕生しようとしたとき、この権力体が固有に地頭職を必要とする条件がなかったか否か、あるとすればそれは何か、が次の問題になる。

## 鎌倉幕府地頭職の成立

そこでまず注目されるのは、幕府が前述の謀叛人跡や平家没官領に地頭職を補置したさいの、その根拠についてである。そこでその一例である伊勢国におけるケースをとってその点を考えたい。さきに元暦二年六月に伊勢国で平家方の平信兼とその党類がおこした謀叛の鎮庄後、頼朝は彼らの跡地波出御厨と須加庄に地頭職を設置したことが知られることを述べた。<sup>(28)</sup>ところが、この反乱については、乱後の処置として頼朝側が地頭職を補置した理由を、頼朝自身の言葉からうかがうことができる。その点に迫るために、まずこの蜂起の実体をさぐると、『玉葉』元暦元年七月八日条に

傳聞、伊賀伊勢國人等謀叛了云々……又伊勢國信兼和泉守已下切塞鈴鹿山、同謀叛了云々、……

とあって、伊賀国での謀叛と呼応しつつ、伊勢国で「平信兼」以下「國人等」が「謀叛」をおこしたことが確認される。『玉葉』によれば、この蜂起は、同十九日近江国で「官軍」によって鎮庄され「爲宗者伐取」られたとい<sup>(29)</sup>うからこの時事実上頼朝側の軍力によって鎮庄されたのであること疑いない。したがって、さきの波出御厨・須加庄への地頭職補任は、その補任状に

件所者、故出羽守平信兼黨類領也、而信兼依發謀反、令追討畢、仍……所令補任地頭職、

とみえる点からいって、右述の乱から約一年後の元暦二年六月に、この謀叛の跡地ゆえに、地頭職補任となったもの

であること確実なのである。

ところが注目すべきことに、頼朝は、右の補任から約一年後の文治二年六月二一日、すでに二章他で検討した院に於てた書状<sup>(30)</sup>の中で、右の伊勢國謀叛に対する地頭職補任の理由を述べているという事実を見出すことができる。

於伊勢國者、住人<sup>(a)</sup>粹梟惡之心、已發謀反了、而件餘黨、尙以逆心不直也、仍爲警衛其輩、令補其替之地頭候也、<sup>(b)</sup>

まず右の(a)で述べられている「伊勢國」「住人」の「謀反」とは、さきにみた平信兼の謀叛のちこの時点までにこれを超える「謀反」があつたとは考えられない点<sup>(31)</sup>からみて、この平信兼らの「謀反」を指すものであることはまずまちがいない。とすると、(c)にいう「其替」の「其」とは、(a)・(b)にいう「住人」「黨餘」即ち「平信兼」以下の「國人」等を示すこと確実となるから、(c)の文章から、前述の波出御厨・須加庄を含めて、謀叛をおこした「國人」等の跡地全体を対象に頼朝側から地頭の補任が行われたこともあきらかとなる。

ところが、ここでもっとも重要な点は、頼朝がかかる補任を行つたのは、(b)によれば、かかる「謀叛」をおこした者の「餘黨」の「逆心」がその後も「不直」という状態であつたため、彼らを「警衛」することつまり「謀反」に発展しないように常時抑圧することが必要と判断されたからだ、と頼朝自身が述べていることである。もちろん、右の書状は院宛に認められたものだから、「警衛」という表現からいっても、「謀反」「餘黨」を「警衛」という行為が、朝廷のための行為として表現されていることは確かであろう。しかし、より重要なことは、「令補其替之地頭候也」という記述からあきらかなように、かかる行為を行う主体が朝廷そのものではなく、頼朝側にあることを明言している

ことにあろう。とすれば、この書状で院側が直接地頭の成敗に臨むことを一貫して強く反対しているという文脈の一端として語られている点からいっても、右の行為が、朝廷のための「警衛」という形式を踏みつつ頼朝側固有の権限に属するもの、として主張されていることは、まず疑いない。したがって、右の「謀反」の再発に対する未然の抑圧のための地頭補任という行為は、朝廷のためである以上に実質的には頼朝側固有の問題として捉えられていたことが判明するのである。(もつともこの文章は、勅許後約半年を経た段階のものであることを忘れてはならないが、勅許を前提としなければかかる認識が生まれまいとは考えられないから、文章の語るように地頭補置をはじめたころ(即ちおそくとも前述のケースの示すところによっても元暦二年六月ごろ)から、かかる認識をもっていたと考えてよいであろう。)

とすれば、右の「謀反」とは、表現上は朝廷への「謀反」を示しているとしても、実質的には、朝廷への謀叛の認定とその抑圧との主体が頼朝の側にあるのだから、頼朝側にとっては「謀反」の名においてつくられた幕府への反逆を鎮圧しようとする意図したものであることは疑いないであろう。本来朝廷への反逆をさす言葉である「謀反」が、少くとも当時においてはこのような頼朝の権力に対する反逆・転覆行為をも事実上指すことがあったことは、前節史料(B)の文言にみられる寿永二年志田先生義広の乱についての記述から知りうる。即ちそこには、

三郎先生義廣發謀、叛企鬪亂、……………

とこの乱が「謀叛」として扱えられている。かりに幕府が名目上少くともこれを朝廷への反逆ととらえようとしてい

たのだとしても、この乱が朝廷を相手にしたものでなく、事実上誕生しつつあった頼朝の権力への反逆であることは疑いようのないところであるから、かかる反逆行爲をも「謀叛」の語をもって把えていたこと確實となるのである。しかも、右述の伊勢国の蜂起は、かりに「謀反」という語句の解釈をはなれても、頼朝側の兵力によって追討された平家余党の蜂起だったのであるから、朝廷に対する反逆である以上に、頼朝の権力に対する「謀反」たるの意味をもっていたことはまず疑いないところであろう。

ところで右述の如き「謀反」・「餘黨」の「逆心」とは、右掲の史料から如実にうかがいうるように、彼らの住する所領を根拠として長期にわたって伏在するとみられる性格のものであった。とすれば、このような事態を抑圧せんとするとき、地頭以外の在来の所職が有効に働かえないことは、伊勢国の謀叛跡に地頭以外を設置した事実がみられぬだけでなく、前章までにみた地頭と他の所職との条件の差からいっても首肯されよう。

また、かかる頼朝の論理が、右の伊勢国以外では、謀反人跡で一般に貫徹しなかつたとみることとは、「餘黨」の「逆心」がのちまで伏在するという事態を伊勢国のみ固有の問題とみなしえない点からいっても不可能であろう。事実右に言及した前節(B)常陸国村田下庄の事例は、まさにかかる頼朝の権力への反逆としての義広の「謀反」の跡に、軍功の賞として小山朝政を地頭職に任じて補置したケースなのであり、また同じく前節(D)の常陸国南郡の事例も「三郎先生謀叛之時……以當國南郡、宛給下河邊四郎政義」たものであった。これらの所領が即義広の所領であったか否かは不明であるが、右の(D)の史料の語るところによれば、

三郎先生謀叛之時、當國住人、除小栗十郎重成之外、併被勸誘彼反逆、奉射御方、



鎌倉幕府地頭職の成立

とみえるほどであるら、右の二所は「小栗十郎重成」への給与地ではない点からみて、在来義広側の者が領知していた所領であること疑いない。とすれば、これは、かかる「謀反」人の「餘黨」が残存しうる可能性のきわめて高いこれらの所領に「地頭職」が補任されたことを示すものであること確実であろう。したがってこれらの地頭職補置が、かかる「餘黨」による謀叛の再発を未然に抑止する意味をもったものであったこともまず疑いないところであろう。さすれば、伊勢国の例で見出しえた、平家没官領・謀叛人跡への地頭補置を必要とした頼朝の権力固有の条件とは、決して伊勢の例だけにみられたことなのではないといつてよいであろう。つまり、以上の点から、頼朝が旗上げ以来、東国の謀叛人跡や平家没官領などに地頭を補置したことは、一般に謀叛人「餘黨」の再蜂起を未然に抑圧するためという、彼の権力の固有の問題を少くとも一つの理由としてなされたものであるということができる。

さて、右の点が判明するなら、さらに、地頭の補置を必要とする右述の頼朝の権力固有の内在条件は、右のごとき東国の謀叛人跡や平家没官領だけを対象として存在したのでないだろうことが予知される。なぜなら、頼朝の権力に対する謀叛は、一度謀叛のあった跡や平家没官領だけにしか起らないとは考えられず、前章にみたように当時頼朝側に結集する条件を有した在地領主層は、多くが「武勇之輩」となっていた<sup>(33)</sup>うえに、いまだ充分に幕府側に統御された存在ではなかったから、彼の権力の性格が全国的な存在に接近すれば、かえってますます件の十二月六日書状にいう「士民」と結託した如き謀叛発生<sup>(34)</sup>の条件は拡大するとさえ考えられるからである。しからば、この点を具体的に考察しようるだろうか。そこで注目されるのは、とりもなおさず、この文治元年十二月六日の兼実宛頼朝書状の左の一節である。

(a) 但於今者、諸國莊園平均可尋沙汰地頭職候也、其故者、是全非思身之利潤候、士民或含鼻惡之意、值遇謀叛之輩候、  
(b)  
(c)

或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇恠候、不致其用意候者、向後定無四度計候歟、

右の発言は、地頭職を申請した直後まだ勅許の知らせを知らない時に兼突に重ねて諸国の地頭職を成敗（補置を含む）したいという奏請の意図を伝えたものであるから、旗上げ以来の地頭職にかんする経験と意図が凝縮された形で表現されているといつてよい。その点を念頭においてまず第一に確認すべきことは、右の(a)部分にいう「諸國莊園平均」という「地頭職」「尋沙汰」（成敗）の範圍がどのようなものとしてとらえられていたかである。この点はすでに三章で検討したところであるが、それによれば、その成敗の場となるところは、日本全国の「諸國莊園」の中で既成の地頭が存在する所から謀叛人・凶徒の居住跡及び彼らの現存する可能性のある所領までを含む、およそ「地頭成敗」をなしうるすべての所領に他ならなかったのである<sup>(34)</sup>。とすれば、この書状においては、地頭成敗の場が、前述のケースにおけるように東国の謀叛人跡・平家没官領という限定された所領だけを對象として扱われていないのであることが、判明する。

これを念頭において第二に検討すべき点は、(c)の部分にいわれている、地頭職尋沙汰が必要とされる根拠としての現状——土民が鼻惡の意を含んで謀叛人と結託するとか、周辺の武士と結び不穩な行動に出るといふ——、かかる事態の解決を必要としていた者はだれか、という点であろう。そこで(d)に注目すると、(c)の事態解決のため(a)という「用意を致さず候ば」「向後定めて四度計なく候歟」と発言している点に注意される。四度計なしとは既にみたようにだらしなしい・不安である・治安が乱れるの意であるが、<sup>(35)</sup>かかる認識をもつ行為に「……候歟」と何の敬語も付せられていないことが重要であろう。ということは、四度計なしと認識する主体即ち(c)の事態を問題とする主体が、少く

とも朝廷だけでないことを示している。いかに公的な行動といえども朝廷独自の利害のみにかかわる行為であるなら、頼朝は「四度計なし」という認識に対し敬語を用いるはずであろう。とするならば、右の事態は、たしかに(Ⅱ)において頼朝の私的な利潤にかかわるものではない旨をのべているけれど、だからといって逆に朝廷の固有の利害にのみかわるものとも頼朝は認めていなかったのである。さすれば、まさにその認識は、「天下」にかかわる問題だという論理になるのだが（頼朝はかかる公にあたる概念を「天下」という語で表現していたと、当該書状の結尾の一節から推定される<sup>(9)</sup>）さらに重要なことは、その論理をもち出したのが頼朝であり、(Ⅱ)の事態を(Ⅱ)によって解決する権限も頼朝に与えることを要求したのも頼朝だということである。つまり「天下」の立場で行うべきことを、朝廷の認可のもとに頼朝が事実上独占的に（朝廷には執行に關与させない）行いたいといっているのである。とするならば、頼朝自身ののべた「非思身之利潤」が頼朝私人の「利潤」から出たものでないことを述べているということはできて、頼朝がその頂点にたつ権力体にとって、かかる形による地頭職成敗が必要とされていなかったとみることは不可能であろう。頼朝の権力にとって固有に必要でもないのに、頼朝が朝廷にかわって「天下」の立場からなすべき行為の主体になろうとしたとは、考えがたいからである。もちろん、書状において頼朝は、自己の権力体の固有の利害を貫くためにのみ、地頭成敗を求めたのではないことは、後に述べるごとくであるが、その利害が含まれていたことだけは確実であろう。

さて、第三に注目されるのは、地頭成敗を必要する根拠として捉えられている(Ⅱ)の事態とは、そもそもいかなる性格の事態であったのか、という点である。ところで、(Ⅱ)に述べられている問題のうち、とくに「土民或……就脇々之武士、寄事於左右、動現奇恠候」という事態のなかには、少くとも事実問題としては、土民が周辺の武士らの力を

媒介として主に彼らの所領領有者や在地所職の担い手らに対して展開する対捍・抵抗の問題が含まれていたと考えられることは前章でみたごとくである。が、もちろん右の文言がかかる問題だけしか述べていないというなら誤りであろう。当時の頼朝の用例からいっても、「奇恠」という語には、

(多田) (蔵)

(奇恠)

(勘當) (仕)

(多田)

(預)

(下)

(奉)

たゝのくら人へきくわい、によて、かんだうつかまつりたるなり、されはたゝをへあつけ申なり、くたし文たてまつ

(多田) (蔵)

(弟)

(逃) (上)

(奇恠)

(勘當)

る……………たゝのくら人かおとゝにてあるもの、にけのほりたるなり、きくわいの事なり、かんだうせんするなり、…………

という事例から推定できるように、頼朝がその「奇恠」を行う御家人を「勘當」し所領を没収する結果を生みだすに至るような性格の行為、つまり頼朝に対する反逆・謀叛又は少くともそれに発展しうる事態と理解されるような行為たるの意味が含まれていたことが知られる。したがって、ここでも、そのような意味が排除されていたとは、この事態が頼朝の権力の利害の問題を含むものとして述べられている点からみても、まず考えられない。ところで(c)部分に述べられた「土民」の行為のもう一つの側面は、「土民或含梟惡之意、値過謀反之輩、」であるが、ここにいう「謀反」が事実上頼朝に対する「謀反」を含むことも、これを含む部分が頼朝の権力の利害の問題を含むものとして述べられていることからみて確実である。とすれば、かかる「謀反之輩」と結託した「土民」の行為がここで頼朝への「謀反」を含む問題として扱われていることは言うまでもない。とすると、(c)部分の事態とは、全体としてみるなら

ば、「士民」の「武士」・「謀反之輩」等と結託した「謀反」・又は少くともそれに発展する可能性を含む事態として考へられていたといわねばならない。もちろん、かかる士民の行為がつねに「謀反」に帰結するとは限らないが、単なる荘公領主や在地所職の担い手への対捍にとどまるなら、頼朝の権力の固有の利害にかかわる問題になるとは云いがたいから、前述の第二点からいって少なくともこの書状における頼朝固有の主要関心事であったとはいいがたい。従つて頼朝が(c)という記述において権力固有の問題としてもつとも重視していた事態は、「士民」の「武士」・「謀叛人」との結託による頼朝の権力への「謀反」ないしそれへの発展の可能性を含む事態であったといつてよいのである。

第四に考うべき点は、頼朝が提起した地頭成敗において、それを必要とする根拠として、(c)の事態以外の問題を、権力体固有の問題という点からみて、あげることができるといふ点である。たしかに、右の書状には、(c)以外の根拠を見出しえないが、ただ(c)以外が書かれていないという理由だけでは、判断はできない。しかし、すでにのべたように、この書状は、頼朝が、旗上げ以来の経験をふまえて全国を対象に地頭職奏請に及んだ当時、奏請の意図そのものを、数年来の朝廷との狼藉鎮庄問題をめぐる経緯の上に展開するという形式と内容をもったものであるから、地頭職成敗を必要とする根拠をのべるばあいも、少くとも公的な主張としては、局部的な一根拠ではなくもつとも一般的かつ説得力のある根拠が示されていたとみねばならない。もちろんそうであれば、この書状にはかえつて頼朝側の真の固有の主張は隠されるとも考えられよう。しかし、そのような可能性のある書状においてさえ、屈折した表現をとりながら、公然と(c)の事態への対処のために地頭成敗を固有の権限として得たいと頼朝は述べていたのである。事実朝廷内で頼朝にもつとも理解を示していた兼実でさえ、右の書状を含む十二月六日付の頼朝の朝廷側への要請に接したさい「此事、旁以不可然、……先此事、依何事其沙汰出来哉、由緒不審」と激しい拒絶反応を示していたほどであ

つたが、もし兼実が右の書状から頼朝側の固有の利害がかくされていることを感じなかつたなら、かかる拒絶反応を示したとは考えられない。とすれば、右のごとき性格の書状で、これほどの主張さえ記されていたのであるから、それを超えるような地頭職成敗にかんする独自の根拠が別にありながら、それを隠していたとも考えにくいこととならう。

もちろん右の書状だけをたよりにそれを断言することにはいささか無理があるかもしれない。しかし、三章までの検討であきらかなように、地頭職の職務は、幕府への強制力行使による勤仕とそれを媒介とした荘公への所課の勤仕以外にはまず考えられず、かつ所課の勤仕は、少くとも第一義的には頼朝側のためになされる行為ではなかつた。<sup>(4)</sup>とすれば、頼朝が権力体固有の問題として地頭職に期待したものは、この強制力の行使という職務にかかわるもの以外にはまず考えられない。とすれば、地頭が強制力を行使せねばならないような問題のなかで、権力体固有の利害にかかわる主要問題が、頼朝という権力への謀叛又はそれにつながる問題であることは、まず確実であろう。したがって、この点からいっても、頼朝書状に語られている事態(c)からは、頼朝が権力固有の問題として地頭成敗を必要とする主目的を、「土民」の「謀反」人・「武士」らとの結託による謀反ないしそれへの発展の可能性のある事態への対処に求めていたことを、まず頼朝の真の意図として読みとることができるといってよいのである。<sup>(4b)</sup>

さて以上の点が判明するなら、旗上げ以来幕府は、権力固有の問題としては、全国いたるところの所領を足場に起きうる謀反に対する未然の抑圧を固有の主目的として地頭成敗を行おうとしたのであるといえることができる。とすれば、その目的遂行のための所職として条件をみたしうるものが地頭職以外に考えられないこと、すでに四章にみたように、在来の他の荘公所職では、多元領有や領主間の係争とそれに結びついた住民の対捍という事態にさえ充分に対

処しえなかつた点からみて、まず確実であろう。事実頼朝は、十二月六日の件の書状で、士民等の謀反に至る事態を抑圧せんとするにさいし、地頭職を成敗・尋沙汰すること以外に、あれこれの在来の荘公所職をもちだすことがなかつた、という事実は、まさに、その点を雄弁に語っているといつてよいと思われる。<sup>44)</sup>

しかしながら、成立途上の鎌倉幕府にとつて地頭職成敗がなぜ必要であつたかという問題は、以上の二点、つまり幕府の手足となる在地領主層の利害と、権力体としての幕府に固有の利害との側面だけから検討されればすべて考察しつくされたということにはならないだろう。なぜなら、幕府とは、たんに御家人たる在地領主層の利害を結集するだけの権力ではなく、在来朝廷がその全体を掌握してきたと考えられる日本社会の全分野に対して一定の権限を樹立すべき公権力として誕生しつゝあつたものと考えられるからである。この点の詳細な検証は幕府の性格の問題としておよそ別個になさるべきことである。が地頭成敗にかんする頼朝の発言に絞つてみても、前述のように、地頭職奏請にあつて、頼朝がそれが必要とした理由を、「身之利潤」としてではなく、朝廷を含めた「天下」の問題として提起していたことを知ることができる。換言すれば頼朝は、かかる「天下」全体を対象に地頭成敗を頼朝固有の権限として樹立しようとしていたといつてよいのである。

この点が判明するなら、頼朝が地頭職奏請を一媒介として確立し自らその頂点に立とうとしていた権力、したがつて在地領主層の利害を貫徹し又自己の生命を存続させるために地頭成敗を行うことを内包した頼朝の権力とは、とりもなおさず、かかる性格の公権力として確立しようとしつゝあつた存在であつた、ということになる。とするならば、奏請・勅許を通して確立しようとしていた頼朝の地頭職成敗とは、たんに在地領主層や己れの権力体に固有の利害を貫徹させるためにだけ必要とされたのではなく、かかる性格の公権力を存立させる立場からも必要とされていた

のだ、といわねばならない。

しからば、かかる公権力を掌握する主体としての立場からいって、頼朝にとって地頭成敗が必要とされた理由はどこにあったのだろうか。そこで再び書状の例の

諸國莊園平均可尋沙汰地頭職候也、其故者是全非思身之利潤候、士民或含暴惡之意、值遇謀反之輩候、或就脇々之<sup>(a)</sup>  
武士、寄事於左右、動現奇恠候、不致其用意候者、向後定無四度計候歟、<sup>(b)</sup>  
<sup>(c)</sup>

という部分に注目すると、すでに検討したように、全国で地頭職を尋沙汰・成敗したい<sup>(a)</sup>という頼朝の要請は、<sup>(b)</sup>・<sup>(d)</sup>部分の記述のしかたからみて、「天下」を対象とする公権力の立場から提出されたものであったことが確認される。とすると、かかる<sup>(a)</sup>という要求を必要とした根拠として述べられているのが<sup>(c)</sup>なのであるから、この<sup>(c)</sup>部分の記述の中に在地領主層の利害や頼朝の権力体に固有な利害にかかわる問題が伏在していることは前述のとおりであるが、前後の文脈の中での記述そのものとしては、むしろかかる公権力の立場からなぜ地頭職奏請<sup>(a)</sup>が必要となるかを問題にしているといわざるをえないのである。

とするならば、<sup>(c)</sup>に述べられている、「士民」の「謀反之輩」との結託による「謀反」行為や「脇々之武士」との結合による「現奇恠」ずる行為とは、たしかにその中に前述のごとき頼朝の権力体そのものへの反逆行為をも含んでいることは事実ではあるが、しかし、全体としてはかかる行為をもふくむ「天下」又はそれを掌握する右述のごとき公権力に対する行為として語られているもの、とみねばならないことにならう。



とすれば、かかる性格の「謀反」とは、頼朝の権力に向けられた行為だけに絞りえないこと確実であり、又「現奇恠」わす行為も、その表現に忠実である限り「謀反」そのものと同一概念ではないから、より広範な天下の治安を破壊する行為一般を含むものと解せねばなるまい。(ももちろんどの程度以上の行為を「奇恠」として扱ったかは厳密にはわからないが。)従って、(c)にのべられた行為は全体としては、士民の「謀反」人・「脇々之武士」との結託による「謀反」をも含む「天下」全体に対する治安破壊行為一般という性格のものであったということになる。かかる性格の士民の行為が当時実際にどの程度存在していたかは、別途に考えるだけの問題を含んでいる。が書状のこの部分は、兼実を含む朝廷側に地頭職奏請という朝廷側の抵抗の予想される問題を提出する根拠として語られているのだから、朝廷側が好まずとも納得せざるをえないだけの朝廷を含む「天下」全般の問題としての客観性をもっていたとみねばならない。しかも内乱期という当時の時代的特質を考えるならかかる事態の存在は必ずしも不可思議なことではなく、事実さきにもた伊勢国での「國人」の「蜂起」は、それが「官兵」と戦ったことから知られるように、頼朝に対する蜂起たるのみでなく、朝廷・天下に対する根拠地に深くねざした謀反でもあったのである。書状の語るところが、当時の真相をかかなりの確にとらえたものであることは確かであろう。

したがって、以上の点からみるなら、当時かなり一般的に「天下」全般に公権力に対してむけられた「士民」の「謀反之輩」・「脇々之武士」との結託による「謀反」を含む治安破壊行為が広範に存在していたのであり、右の書状からするなら、まさに天下のかかる事態に、天下の掌握に関与する公権力の担い手としての立場から対処するために、地頭職成敗を奏請していたのだ、ということができよう。

もっとも、右の書状は、朝廷側むけの書状であるから、いかに右述の事態そのものは当時書状に記されたごとき形

で客観的に存在していたとしても、頼朝の権力が公権力の担い手としての立場から地頭成敗を必要とした真実の根拠が、ありのままに提出されているとは必ずしもいえず、その根拠が右述の事態そのものであったかどうかについては、右の書状の表現だけから速断することはできないであろう。しかし、かりに右の書状の論理をはなれたとしても、当時「天下」全体にとって各々の所領にねざした謀反を含む治安破壊行為の広範な存在が決定的な大問題になっていたことは前述のとおりであるから、公権力としてこの「天下」の掌握に関与しようとする頼朝にとって、この事態の解決への手立てをかかげることが公権力に関与するために不可欠の必要条件となっていたことは云うまでもない。そして、かかる事態に地頭が対処しうる条件をもっていたことはすでにくりかえしのべてきたごとくである。さらに又頼朝は、まさにかかる事態の解決をなしうる条件——すなわち地頭をその強制力行使による勤仕を唯一頼朝が固有に掌握する職務としつつすでに私的に組織しはじめていたこと（本章一節）——を持っていたのであり、それを前提として、かかる職務において頼朝に固有に従う地頭の成敗を勅許による公的権限として樹立することによって、右の事態に公権力の立場から対処しよう提起していたのである。とすれば、書状から知りうる、天下における右述の事態に天下の掌握に関与する公権力の担い手たるの立場から対処するために地頭職成敗が必要であるという頼朝の論理は、地頭職そのものがまさにかかる事態に対処する点においてこそ固有に頼朝の権力に仕えうる存在であった点からいって、たんに朝廷むけの論理たるにとどまらず、かかる立場における頼朝の真意を語ったものと考えてさしつかえないといえるのである。（なお荘公領主への所課の勤仕という地頭の残されたいまひとつの職務は、その荘公領主がここで頼朝が問題にしようとする「天下」に含まれる存在である限りで、かかる公権力としての幕府にかかわってくる問題である。しかし、これは強制力行使のように幕府に対して行う職務ではないこと三章までに述べたごとくである。

る。<sup>(45)</sup>したがって地頭によってかかる所課の勤仕をさせることは、荘公領主から幕府に求められた性格のものでもない以上、地頭となる在地領主の利害を満たすものではあれ、かかる公権力の立場から地頭を必要とした理由であったということはできない。

ところで、天下全般を対象とする地頭成敗が幕府にとって以上の理由から必要とされ奏請に至ったとき、頼朝がこの問題を地頭職以外のものと考えようとしていなかったことは、件の書状からみてあきらかである。したがって幕府が右の事態に対処すべきものとして提起したものが地頭職成敗以外になかったことは確かであろう。当時の社会で治安問題一般を解決する検断・軍事系所職がそれなりに存在していたことは前述のとおりであるから、<sup>(46)</sup>それらが当時まったく機能することがなかったということはできない。が、ここで問題とされた事態の中には、すでにくりかえしたべたような、土民の所在地の所領に深く根をおろして周囲の武士と結託するというような事態が広く含まれていたのである。とすれば、かかる場を媒介として発生する治安問題一般に在来の所職だけで有効に機能しえないことは既述のとおりだから、かかる立場からいっても地頭が固有に必要とされたのは当然であつたといえよう。(なお、在来の検断系諸職と地頭の間で天下一般のレベルで治安一般をめぐる権限の關係や対立がどのような形で生じ、又どのよう<sup>(47)</sup>に扱われたか、という問題は、幕府地頭職成立後の問題としてに重大な点であり、のちに地頭を統率する守護の大犯三ヶ条の職権ともかわる問題であるが、奏請・勅許の時点ではそれを具体的に検討しえないので、本稿では捨象することとした。)。

しかし、以上考察してきたことは、すべて旗上げから奏請までの間に、幕府にとって地頭職が必要とされるに至った内在的契機たるにすぎない。したがって、以上の必要性によりながら奏請以前に地頭職設置はそれなりに具体化され

ていたのだから、右の点はそれだけでは奏請を必要とした内在的契機にはなりえない。奏請以前にそれなりに地頭職設置は行われていながら改めて地頭職奏請を行ったのである以上、右述の点とは別に奏請を必要とした独自の内的契機がなければならぬことになるのである。以下この点の検討に入らう。

そこでこの点を解く手がかりをえるため、奏請前の地頭職設置と奏請後のそれとの決定的な差異がどこにあるかをみることはじめよう。三章までに検討した奏請に基づく地頭職の設置と、本章で分析して得られた前段階の地頭職設置とを比較したとき、疑いもない差異として浮かび上ってくる点は、前者が勅許にもとづく国家公認の制度とされたのに対し後者は頼朝という一武門の専断にもとづく制度にすぎないという点であろう。頼朝が東国を対象に旗上げ来行ってきた地頭成敗が何を根拠として存立しえていたのかという点については従来友田吉之助・安田元久氏らによつて言及されている<sup>(48)</sup>。がすでに三章に述べたように、この地頭成敗がいかなるものであれ勅許によるものでないことは明らかである<sup>(49)</sup>。従つて頼朝自身が以仁王令旨を根拠としたと<sup>(50)</sup>、寿永二年閏十月宣旨がその地頭成敗を容易ならしめる条件を与えたとか、<sup>(51)</sup>考えることは可能であるが、いずれにせよそれらがかかる頼朝の地頭成敗を支える唯一の根拠そのものであったことになるわけではない。従つて頼朝にかかる地頭成敗とは、その限りで、まさに内乱期の武門が莊公の所与の体系の外側で、いわば莊園領主・国司等が専断で設置したに等しい資格で、はじめられたもの、といつてよいであろう。先行の地頭職がかかる莊園領主・国司の専断のものとして成立していた以上<sup>(52)</sup>、それと同じ形で頼朝専断の地頭成敗をはじめようと、事実上寿永二年閏十月宣旨によつてその在地への行政権が大幅に頼朝側にみとめられている東国<sup>(53)</sup>に対して、朝廷が頼朝の地頭成敗の行為そのものを否定しえない、従つて頼朝が勅許なしにそれなりに成敗しえたのはむしろ当然であつたといわねばならないであろう<sup>(54)</sup>。東国以外の没官領やその他の所領への奏請前

における頼朝の地頭成敗について特にその根拠を問題とされる研究はみうけられない。しかし、東国外における地頭成敗であつてもそれが文治元年十一月奏請以前のものである限り、いかなる形態であれ勅許にもとづくものとみることはできないこと前述の三章の検討からあきらかである。<sup>(56)</sup>とすれば、かかるタイプのものにおいても、頼朝による地頭成敗を容易にした条件は多々ありえようが、東国と同様一武門として専断で行つていたものにすぎなかったといえるのである。平家没官領のごとく頼朝にその沙汰が大幅に認められたところでは、<sup>(56)</sup>謀反の再発をめざして必要に応じて地頭を頼朝が補置したとしても、朝廷側は必しもその行為を否定しえなかつたに相違ない。もちろん平家没官領といえどもすべてに地頭職を補置できなかったことはすでに上横手氏が言及された如くであり、<sup>(57)</sup>又それ以外への地頭の設置は、後述のごとく知りうるあらゆるケースにおいて朝廷側から糺弾されていたほどであつた。<sup>(58)</sup>しかし、にも拘らず奏請に至るまでは、これらの地域への地頭成敗も頼朝の専断行為として行つていたものである事実が、ここでは確認されればよいのである。

とすると以上奏請前の地頭成敗と勅許によるそれとの質的な差異のあり方から考えると、地頭職奏請を必要としたのは、一武門の専断にもとづく制度を国家公認の制度にもち上げる必要性に規定されたものであつたと推定されるのである。がこの点はさきに検討した十二月六日頼朝書状で「諸國莊園平均可尋沙汰地頭職」という行為が、頼朝の「私之利潤」からなされるのでなく、朝廷公認の公的な形で「天下」の問題として実現されることを頼朝自身求めていたことが知られるから、まさに奏請を規定した幕府側の内在的欲求そのものであつたことを知りうるのである。

このようにみれば、自らの権力基盤たる在地領主層の利害の貫徹と士民・武士らの・謀叛に至る行為の抑圧という幕府固有の欲求あるいは天下に対する治安権の一定の掌握という公権力としての欲求との三つの要因から幕府が地頭

職設置にのりだしたさい、なぜそれを一武門の専断の制度から勅許をへた公的な国家制度に転化させることを必要とするに至ったか、が残された問題となるう。

幕府が地頭職を設置してゆくという問題は、右に述べたごとく基盤たる在地領主の幕府への結束をはかりその利害を貫くことや権力体としての幕府を謀反等の事態から保持するだけでなく社会全体に対して治安を司さざることを意味するから、かかる地頭成敗は、とりもなおさず幕府が公権力として確立してゆくために、是非とも不可欠に必要とされた行為だったのである。ところが、当時のように朝廷の支配・統治が内乱にも拘らず依然として生命をたもっているというような諸条件のもとで新たな公権力を成立させようとするとき、既存の朝廷という公権力の承認なしになされる行為は、公権力の誕生にとって決して積極的な役割をもつとは考えがたい。

この点を地頭に則してふりかえるならば、既述のように頼朝は元暦元年のころから勅許を経ない専断の地頭を、東国以西の地にまで設置するようになっていた。が前述の伊予国で彼の補任した多くの地頭が対立する武門に転じていた義経によって問題とされ彼の手によって再編成されかねない事態に至っていたという事実<sup>(59)</sup>から知りうるように、彼が私の武門にすぎないかぎり、他の武門による地頭の組織化により高い立場から有効に対処することはできなかった。また、越前国河和田庄で本家たる院の手でその地頭が排除され<sup>(60)</sup>、播磨国賀茂別雷社領でも同社の訴えにもとずき院の手で地頭の行動が制止され<sup>(61)</sup>、伊予国のケースも頼朝の手で補任された地頭すべてがやがて院によって義経に従うべく命ぜられる<sup>(62)</sup>、というように知りうるすべての例で、その平家没官領外の西国への設置は院（朝廷）の力で否定されるという事態に至っており、そのままの状態ではこれを克服することはできなかつたのである。とするならば、このような事態のまま幕府が地頭を意のままに動かさないことはいうまでもない。さすれば在地領主の側も地頭とし

て必ずしも頼朝の下にとどまらなくなるであろうし、従つて幕府をおびやかす蜂起や謀叛行為を地頭を駆使して抑圧することもできなくなる危俱が大きいのである。とすれば対立する武門にうちかつたためにも、又既成の公権力の抑圧を不可能とするためにも、右の事態を打開するために、何らかの形で公権力に関与しその力に依ることを必要とせざるを得ないことにならう。さすれば当時のような社会において、それを既成の公権力たる朝廷を媒介とすることなしに実現しようとはまず考えがたい。

さきに地頭職奏請にさいして頼朝が認めた十二月六日書状から、己れの権力にとつて謀叛等を未然に抑圧するため、にこそ地頭職成敗が必要だという認識が読みとれることをみた。ところが彼は、まさにこのことを述べた部分で、

不致其用意候者、向後定無四度計候歟、

と、同じく己れの権力を含む天下の問題として、地頭成敗が勅許されないなら、四度計ない即ち治安の保たれない事態が生じるでしよう、と述べていたのである。とすれば、この表現の背後で、頼朝が、地頭成敗の勅許が実現されぬとき、朝廷にとつてだけでなく自己の権力を公権力として存立させることができず逆にその死につながるような事態が生じうることを意識していたことを読みとれることは決して不可能ではあるまい。とすれば、幕府が右の事態に直面しつつかつ自らの権力を公権力に成長させようとするかぎり、右のごとく地頭成敗を頼朝専断の制度のままにしておくのではなく、勅許にもとづく国家制度に転化させる以外に道はなかつたこと、頼朝の言葉そのものによつて、裏付けられるといえるのである。

このようにみてくるならば、本章の課題である、幕府にとって地頭職の奏請・勅許が必要とされるに至った内在的契機が何であったかは、ほぼあきらかになったといつてよいであろう。そこで、以上の検討の結果を要約すれば、

(一)、頼朝の権力たる鎌倉幕府は、四章でみたごとき条件の下で内乱期に至って広範に地頭職を渴望するに至った在地領主層を、自己の権力の基盤とする権力であったがゆえに、まず彼らのかかる渴望を満たす存在として地頭成敗を展開せねばならなかったこと、

(二)、権力体としての幕府にとって固有に地頭成敗が必要であったのは、それによって幕府の存立をおびやかす、所領に深くねざした恒久的な謀反等の事態を抑圧しようと判断されたからであること、

(三)、しかしここで成立した幕府とは、同時に少くとも天下一般の治安破壊行為を抑圧することを自己の課題とするような公権力であったから、かかる立場からも右の事態に対処するために、その条件を有する地頭の成敗を必要としていたこと、

(四)、以上(一)・(二)・(三)の必要性から幕府が地頭成敗を行おうとするさい、それを勅許の形で実現する必要があるのは、その行為がこれらの必要性に支えられたものであるかぎり公権力としての公的行爲ならざるをえず、したがってその形を当時の社会で獲得するには、勅許を得ることが不可欠の条件であったからであること、

この四点をその結論として指摘することができるのである。

さて、以上で本章の課題はひとまずはたされた。とするとここでいくつかの問題が浮び上ってくる。まず第一の点



は次のような問題である。すなわち、本章で検討した結果によれば、幕府にとって地頭職成敗がいかなる意味で必要とされたかについては前述のごとくであり、とくに幕府は公権力として地頭職成敗を必要としていたのではあるが、だからといってこのことは、公権力として行いうる地頭職成敗がつねに頼朝の権力に積極的な役割だけを果たしうることにはならない、という点である。(この点は、その必要性と客観的役割とは当然に区別さるべきものである点からすれば、おのずと予想しうることではあるが。)たしかに、幕府にとって地頭職成敗が在地領主層の渴望を満たし権力の生命を存続させかつその権力を在来の公権力の秩序を媒介としつつ独自の公権力に転化させるうえで決定的な意味をもっていたことは本章の検討によってあきらかであろう。しかし、同時に、すでに検討した如く、彼が成敗する地頭は依然として荘公領主へ所課を勤仕する職務を有する存在であり、頼朝側はその円滑な遂行を荘公領主に対して保証せねばならなかった。<sup>(63)</sup>又頼朝が独占的に掌握する強制力行使による勤仕という職務も、それが関与する問題に「天下」という朝廷・荘公領主等を含む社会総体に対して惹起される「謀反」「奇恠」という治安破壊行為の鎮庄・抑圧が含まれていたことを想起するなら、かかる性格の問題は必ずしもつねに頼朝の権力にとって抑圧を必要とする問題であったというとはできず、むしろ時として利害の対立する問題ともなり得たことを認めねばなるまい。時代はやや下るが、承久の乱のさい朝廷が幕府の執権北条義時を追討せんとして宣旨を下したとき、

應早令追討陸奥守平義時朝臣身、參院廳蒙裁斷諸國庄園守護人地頭等事<sup>(66)</sup>

と命ずることができた根拠は、まさにすでに奏請の時点からこのような条件に制約されていたからであつたといわざ

るをえないからである。したがって勅許によつて成立した「文治地頭職」は、ある意味でかえつて朝廷・荘公領主の存立を補強する意味ももち得た（どれほど実効があつたかは別問題であるが）こととなる。とすると、文治地頭職の成立が幕府によつて当時の社会関係全体の中で、いかなる形でその必要性にこたえうる存在であつたのかという点に答えるためには、これらの点にまで立入つた検討を経ることが必要であろう。しかし、そのためには、朝廷・荘公領主によつて地頭がいかなる意味をもちえたかという点にわたつて独自に吟味を行うことが必須の条件となり、それには、内乱期に至る朝廷・荘公領主等の独自の構造的分析が必然的に随伴することとなる。さすればそれは遙かに本稿の枠をこえる問題とならざるをえない。ここでは、「文治地頭職」とはまず幕府・在地領主層側の固有の欲求に規定されて登場したものであり、何よりも彼らの固有の利害の遂行に各々積極的役割を果たしうる存在であつたが、同時に、一定程度朝廷・荘公領主の固有の利害をまもり幕府側に不利な役割を果たすこともありうる条件を随伴していたことだけを指摘するにとどめたい。

いまひとつ浮び上る問題は、幕府が地頭職成敗を必要とした条件は以上のとおりだとしても、朝廷がかかる性格をもつ地頭職奏請を許容せざるをえなかつた朝廷の権力としての固有の問題はどこにあつたか、さらにはかかる地頭職奏請が勅許されたことが、当時の社会全体によつていかなる意味をもつていたか、という問題である。しかし、この問題は、地頭職奏請を必要とした幕府・在地領主層の側の内在的条件たるの枠を超える問題であるし、かつこれらの点に迫るためには、文治地頭職の問題をこえてひろく院政期来の権力や特質や社会全体の特質に考察を払う必要があるとなつてくる。とすればそれは文治地頭職の成立に焦点を絞っている本稿の枠をはるかに超える問題となる。従つて本稿では、これらの点についての全面的検討は他日に期すこととし、七章で政治過程上に奏請・勅許を位

鎌倉幕府地頭職の成立

置つけるさい、それに必要なかぎりの言及をするにとどめることとしたい。

注

- (1) 安田氏『地頭及び地頭領主制の研究』第二章4. 上横手氏『日本中世政治史研究』第二章第四節。友田氏『日本歴史』一三三号所収。
- (2) 四章四ページ参照。
- (3) 前掲論文二二五ページ。
- (4) 前掲論文二二五ページ。
- (5) 前掲論文二三〇ページ。
- (6) 前掲論文八一〜二ページ。
- (7) 茂木文書(鎌、六〇八号)。なお、上横手雅敏氏は前注(1)所掲論文で、この文書にみえる「地頭」の語を当該の固有の職称とみなしえぬという理由から、文書の「記事をそのまま信用することはできない」(二一四ページ)とされる。しかし「地頭」を固有の職称とみてよいこと四章でみた如くだから、この点は疑問を挟む理由にはならないと思う。
- (8) 『吾妻鏡』建久三年八月五日条によれば、同日將軍家は、將軍に補せられてよりはじめて政所始を行い、常胤以下の御家人の所職にかんし以前の御判の下文をあらため、政所下文を再発給している。
- (9) 『吾妻鏡』建久三年九月十二日条所収、(鎌、六一七号)。
- (10) 松平基則氏舊藏文書、(鎌、六一八号)。
- (11) 『吾妻鏡』元暦元年四月廿三日条所収。なお当該地頭の実態については上横手氏前注(1)所掲論文にもふれられている。
- (12) なお、『吾妻鏡』によれば、養和元年二月二八日・同閏二月二十日・同月二三日・同月二五日各条等で、当時養広が反乱をおこしたごとく記されている。しかし、これが、『吾妻鏡』編纂時の誤解にもとづくものであり、正しくは寿永二年当時であったことは、すでに石井進氏が「志田義広の蜂起は果して養和元年の事実か」(『中世の窓』十一)で指摘されているとおりである。
- (13) 鹿島神社文書、(平、四二七三号)。
- (14) 一章注(32)および二章九四ページ参照。
- (15) 『吾妻鏡』元暦元年正月三日条。
- (16) 『好古類纂』二一五(明治三七年十月二三日刊)付録第四十一回好古会記事所収。当該史料をおさめた同記事の存在は、河音能平氏から御教示を得、そのコピーをお贈りいただいて、はじめて知ることができた。同記事によると、同史料を含む同記事所掲の数通の「養和壽永元暦年間の文状類」は、当時「高山寺舊藏古文書屏風」として保存されていたも

の由である。同文書のうち若干通は同内容のものが平安遺文にも集録されているが、当該文書を含む大部分は、現在そのゆくえを知りえないという。だが、少くとも当該史料について、様式・内容いづれからみても疑点と感じられる点はない。貴重な史料を御教示下さった河音氏に厚く御礼申し上げたい。

(17) その他、『吾妻鏡』寿永元年六月五日条には同年五月三十日付で頼朝が熊谷直実を「地頭之職」(「地頭職」)に補任した文書が収められているが、すでに先学によってたびたび指摘されているように、字句・様式上甚だ疑点が多いので、ここではとりあげない。

又『吾妻鏡』にはこの他この時期に東国で地頭が存在し頼朝が補任した旨を伝える記事(地の文)も若干あるが、地の文以外によるべき史料がなく信憑性に疑問の余地が残るうえ、以上の検討につけ加えるべき新事実もみられないので、ここでは省くこととした。

(18) 前掲文書に「自去四月之比、追伊與守濫妨之跡、号鎌倉殿勸農使字藤内之下知、稱地頭字上座亂入御庄内」とあることから、本文のように推定される。

(19) 島津家文書、(平、四二五九号)。

なおこの事例にかんし上横手雅敬氏は前注(1)所掲論文で、

この史料を読むと、御厨の在地領主が、信兼の党類として謀叛し追討されたのに代り、公役、即ち年貢・公事徴収等の莊園領主に対する義務を果たすため、忠久を地頭職に補任したとあるにすぎない。没官領を給預され、沙汰人を暫定的においた、あるいはおこうとした目的も、要するに公役勤仕のためにすぎないのであって、なお謀叛人の追捕・治安維持などの文治地頭の思想があらわれているとはいえない。(二二五ページ)

といわれる。たしかに右の文書に職務について「爲令勤仕公役、所補地頭職也」としか記されていないのは事実ではある。しかし、この「公役」が「年貢公事徴収等」という意味だけに限定しうるものであるかどうかは必ずしも自明のことではないであろう。別稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」および本稿三章一六八ページの検討からもあきらかなように、「地頭」の所課の勤仕という職務には、そもそも強制力の行使が随伴していたと考えてよいのである。しかも、次節六一ページ以下に詳述するように、頼朝自身、この事例を含む伊勢国謀叛跡への地頭設置の理由を

於伊勢國者、住人梓梟惡之心、已發謀反了、而件餘黨尙以逆心不直候也、仍爲警衛其輩、令補其替之地頭候也、(『吾

鎌倉幕府地頭職の成立

妻鏡』文治二年六月二一日頼朝書狀)

と、「謀反」「餘黨」の「警衛」においていたのである。とすれば、右のケースにおける地頭の職務のうち、謀反人等の鎮圧・未然の抑圧という問題が含まれていたことは、まず疑いないところであろう。

上横手氏が、勅許以前内乱期までの地頭に「文治地頭」に固有な「謀叛人の追捕・治安維持」の属性が具備されていなかったとされる積極的な史料の根拠は、「地頭」概念の問題を別とすれば、右の例に限られている。とすれば、「地頭」なる語自体が、かかる属性と関係深いことくり返しのべた如くであり、かつ唯一の職務の史料的根拠とされる事例も、「謀叛人の追捕・治安維持」等を職務のうちを含むことを示しているのだから、この点にかんする氏の見解は、まず成り立たないといえるのではないだろうか。

(20) 島津家文書(平、四二六〇号)。

(21) 平信兼らの蜂起と鎮圧にかんしては、『吾妻鏡』元暦元年七月五日条・同月十八日条・同八月二日条、および『玉葉』同年七月八日条に詳しい。

(22) ただし、平家没官領に頼朝によって補置されたものがすべて「地頭職」であったといっているわけではない。上横手氏が前注(1)所掲論文で示されたように、平家没官領の当初

における頼朝の知行は、必ずしも国家的性格を帯びておらず、補置された職も地頭職以外に「下司職」「沙汰人職」等々種々でありえたという事実は注目に値する(二一五—二二四ページ)。当初の平家没官領の性格や、そこでなぜ地頭以外のものを設置せねばならないケースがあったのかは、頼朝の権力の成長のあり方の問題としては独自に検討する必要があるが、奏請前の地頭成敗の特質の問題を絞っている本章では、平家没官領内にも地頭が置かれる事実のあったこと、当初は西国での地頭補置はかかるケースを通してのみ実現しえたのであろうことが認められればよいのである。

(23) 四章三二二ページ以下参照。宇佐弥勒寺領からかかる訴えが出されていたのは、当該史料によれば元暦二年四月のことである。

(24) 『玉葉』文治元年十月十七日条には、

去十一日義經奏聞云、行家已反頼朝了……同十三日又申云、行家謀叛雖加制止、敢不承引、仍義經同意了、其故者、奉身命於君、成大功及再三、皆是頼朝代官也、殊可賞斷之由令存之處、<sup>(b)</sup>適所浴恩之伊豫國、皆補地頭、不能國務、<sup>(c)</sup>又没官所々<sup>(d)</sup>廿餘ヶ所、先日頼朝分賜、而今度勲功之後、皆悉取返、宛給郎従等了、……、

とみえる。右の部分は、義経自ら、なぜ頼朝に敵対せざるを得ないかについての理由を述べた奏聞の文言を伝えた部分である。

即ち、そこでは、義経は頼朝の代官として大功再三に及ぶ功をたてたのだから、当然賞翫されて然るべきであるのに、(a)、不当にも(b)、(c)の扱いをうけたので、もはや我慢できない、という文脈になっている。したがって(b)、(c)はともに頼朝側が義経に対して行った不当な行為としてとらえられているのであるが、事実(c)ではあきらかに没官領二十余所を「取返」した主体が「頼朝」であつたことを明記している。とすれば、(b)の「皆補地頭」の行為の主体も頼朝とみざるをえないことにならう。

(25) 頼朝は、自己の権力の支えとなる存在を一般に「御家人」として組織することによって獲得しようとしたことはいうまでもない。然し「御家人」即「在地領主」即「地頭」ということになるか否かは別問題であり、独自の吟味の必要な大問題であらう。たとえば、大江広元・一条能保などが御家人であることは云うまでもないが、彼らを即在地領主といいうるかどうかは問題であるし、又御家人となつたものがすべて地頭職を得たとは云えないこと、頼朝の安堵・補任状等に地頭職たる旨を記していない例(たとえば香宗我部家伝證文、元暦元年七月二九日源頼朝下文(平、四一八七号)にみられる中

四郡秋家は、ただ「御家人」として「安堵住所本宅」が記されているのみである。) しばしばみられることから明らかに明らかならう。又地頭がすべて即刻御家人になつたとも考えられぬことは、地頭成敗権が頼朝に歸したのち建久八年当時に至つても、頼朝の側でその存在を把握できぬ地頭がいたという九州諸国の例(三三章一七一ページ)からみてもあきらかである。従つて、御家人制の成立という問題の中に地頭職の問題を位置づけるためには、この点にかんする吟味を行わねばならないこというまでもない。しかし、本稿は「御家人制」そのものを課題としていないので、この点についての詳細な検討はそれに深くかわると考えられる守護問題を扱う下であらためて考えることにしたい。

ただ、ここでは、次の点だけを確認しておきたい。即ち、鎌倉末期成立の『沙汰未練書』に

一 地頭ト、右大將家以來、代々將軍家奉公、蒙御恩人之事也、

及び

一 御家人ト、往昔以來、爲開發領主、賜武家御下文人事也、開發領主トハ、根本私領也、又本領トモ云、

鎌倉幕府地頭職の成立

とみえ、鎌倉末までには、一般に地頭と御家人はほとんど等質の存在とみられるに至つていた(右には、地頭について開発領主たる旨を記していないが、地頭が本来かかる条件を具備するものであつたこと前注(19)所掲拙稿参照)から両者がいかに成立の由来のことなるものであつても、地頭として頼朝の成敗をうけたものが、やがて御家人となり、御家人の大半の部分が地頭となるに至つたことはまず確実であろう。とすれば、それは幕府がその当初より、その権力の性格から、地頭化を渴望するとき在地領主たる「武勇之輩」を、自己の基盤の中必に据えようとしてきたことをぬきにしては考えられないことであろう。従つて、幕府成立時より、頼朝は地頭を渴望するとき存在を、自己の権力基盤の中心に据えようとしていたことだけは、認めてよいだろう。

(26) 四章三二ページ以下。

(27) 本章一節五六ページ以下。

(28) 本章一節五五〜六ページ。

(29) 同二十日条。

(30) 二章九三・一一一ページ・三章一六六〜七・一八〇〜二ページ等。

(31) 『吾妻鏡』はこの伊勢・伊賀国の蜂起についてはかなり詳しく記している(前注(21)参照)のに、その後文治二年六月二十一日に至る間に、かかる大蜂起があつたことを記して

いない。実際にはかかる蜂起があり、それが『吾妻鏡』では削られたと解するに足る理由もみあたらないから、この事實はやはり、この間大きな蜂起がなかつたことを示しているといつてよいだろう。

(32) すでに三章一八一ページに若干ふれたように、同書状では、武士濫行・僻事の停止と地頭補任の問題が全体を通して、対比されながらあつかわれている。詳しくは別途に検討する予定であるが、さしあたり、武士濫行問題を(a)、地頭問題を(b)として、整理して、必要なかぎり摘出すると、

……………糺定武士濫行方々之僻事、可被直非道於正理也 (a)、  
 ……………於伊勢國者、……令補其替之地頭候也 (b)、……………  
 ……………於今者被下院宣於彼國々、被停止武士濫行方々僻亵(a)、  
 ……………凡不限伊勢國、謀叛人居住國々、……所令補地頭候也  
 ……………(b)、……就中武士等、……尤被下院宣、先可被直如此之  
僻亵候也 (a)、……………令補地頭之條、……随仰可令停止候  
也 (b)、……………、

という形になっていることに気付く。つまり、(a)の行為が「被」と敬語で扱われ(b)が「令」と自発の語で扱われている点からいって、武士濫行一般についてはその停止を院に委ね

るが、とくに地頭に対する成敗はあくまでも頼朝の手で行いたい、といっていることが判明する。従つて最後の(b)のように「随仰」つまり院の命で地頭を停止するときも、院が頼朝を無視して直接停止することに反対していることになるのである。

(33) 四章二七ページ。

(34) 三章四節参照。

(35) 一章五三ページ参照。

(36) この書状末尾にすでに著名な「今度天下之草創也、尤可被究行淵源候、殊可令申沙汰給也、天之所令奉與也、全不可及御案候」の文がみえる。「草創」さるべき「天下」とは、朝廷が「淵源」を「究行」うよう頼朝が「申沙汰」できるものと捉えられていたのである。「天下」が朝廷のみが固有にいたたくものにとらえられておらず、頼朝も関与しうるものとみていたことが判明しよう。

(37) 彰考館本多田院文書、元暦二年六月八日大江広元奉源頼朝書状。同文書は、石井進氏が『鎌倉遺文』第一巻月報に紹介されている。

(38) 一章参照。

(39) この点については、二章一三六ページ参照。

(40) この記述は、六日書状が兼美の手元に届き『玉葉』に写された同記文治元年十二月二七日条の書状・院奏折紙掲載の直

後に示されている。

(41) 二章一四七ページ。

(42) もっとも、荘公への所課の勤仕という問題は、幕府が朝廷側との関係の中で自己の権力を維持してゆくためには、当時不可欠の課題であったといつてよい。従つてこの点には、幕府が、公権力として在来の朝廷の権力からどれほど自立していたのか、又は幕府と朝廷の公権力をめぐる関係がいかなるものであったか、という問題を考えるさいには重要な問題とならう。

さらに付言すれば、奏請・勅許までの段階において地頭成敗が幕府にとつて固有に必要とされた理由は、以上のごときであったとしても、それと、幕府成立後に地頭成敗が幕府の存立のために果たした役割とが必しも同一であるということにはならないであらう。

しかし、これらの諸点を全面的に検討することは、文治地頭職の成立に問題を絞っている本稿をはるかに超える課題となるので、本章末尾で、「文治地頭職」が幕府の必要性にとつていかなる阻害条件を有していたかという点に關してのみ、若干言及するにとどめることにしたい。

(43) 四章二七ページ参照。

(44) もちろん以上のべたことは、幕府にとつて謀叛鎮圧のために地頭職成敗だけが有効でありえたといっているわけではな



## 鎌倉幕府地頭職の成立

い。少くとも文治勅許において同時に成立した「惣追捕使」や在来の国衙検断・軍事系所職なども独自の役割をはたしたことは確実であろう。しかし、詳しくは別途に考案されねばならないが、「惣追捕使」は少くも当時は主に謀叛一般ではなく義経・行家搜索に職務が集中していたと思われる。(二) 二章一五二ページ注(117) 参照。その点を別としても、同職は一国あるいはせいぜい広大な荘園などを単位に置かれるべきものであり、地頭のごとく荘公レベル一般を対象におかれたものではなく、『吾妻鏡』文治二年三月七日条所収院宣に「毎國置惣追捕使、若又廣博庄園許計補者可宜歟、寂狭少所々皆悉被補者、喧嘩不絶、訴訟不盡歟」とみえる。他の国衙検断・軍事系諸職もこの点同様であり(四章)、これらに組織されるものが、地頭ほどの条件を備えていたとは考えがたい。(のちの守護は、地頭を統轄する役割をもつから、単に惣追捕使の延長とはいえない。また、当時「守護人」といわれていた者とは右述の国衙軍事系一所職に端を發し幕府から「惣追捕使」として把握された存在とみられるから——この点は別稿詳述の予定——やはり地頭と同列に扱うことはできない。) 一時的な蜂起や個々の所領に深くねざしていない謀叛などにはこれらが機能しえたとしても、所領に深くねざした長期にわたる蜂起・謀叛などに充分に対処しえたとは考えにくいのではないだろうか。ここではかかる性格の蜂起・謀叛の

抑圧が、成立しつつあった幕府の権力としての存立に不可欠の問題となつてきており、それに対処するには地頭成敗が固有に必要であつたことだけはみとめられよう。

(45) 二章一四七ページ、三章一六七ページ参照。

(46) 四章一九七ページ参照。

(47) この他に前者と後者の地頭成敗の差異として考えうるのは、前者が原則として「不論庄公」成敗しえたわけだから、「謀反人、凶徒跡」にはその可能性のある場所も含めて成敗しえたが、後者でそれがどうであつたか、という点であろう。この点は必しも判断としない点が残るが、少くも東國には寿永二年閏十月宣旨以降、かなり大幅な行政権が頼朝の下に委ねられていたことは佐藤進一氏の指摘されるごとくである(三章一八五ページ)から、事実上かなり任意に地頭を敗しえたであろう。西國については没官領でも地頭設置をしえないところのあつたこと上横手氏の指摘のごとくであり(本章前注(22) 参照) 設置されたものでさえしばしば朝廷側から糾弾されたほどであるから(後述七七ページ)、かなり制限されていたことは事実である。しかし、このような制約自体後述(七七ページ以下)のように、勅許によらない成敗であるところから生じたものと考えられるから、結局、問題はすべて勅許の有無に集約されることとなる。

(48) 友田氏前注(1) 所掲論文。

安田氏「東国の地頭と「東国沙汰権」(前掲書第四章1.)

(49) 三章一八五〜八ページ。

(50) 友田氏が、この点を文治元年十二月勅許以前頼朝が東国で行った地頭成敗の自らの根拠としたと論じられたこと、だからといって少くもその事実をそのまま勅許に等しい公的性格をもつものと認めがたいことについては、三章一七九ページ及び一八五〜八ページ参照。

(51) 安田氏前注(48) 所掲論文一四六〜五〇ページ。ここで氏は寿永二年閏十月宣言に「諸國年貢、神社佛寺並王臣家領庄園……有不服之輩者、触頼朝、可致沙汰」という記載がある(三章一六五ページ) 事実注目され、これを文治元年十二月六日頼朝書状にみえる地頭の職務への頼朝の関与を示す「先例有限正税已下國役本家雜事、若致對捍、若致懈怠候者、殊加誠無其妨、任法可致沙汰候也」等の文言と對比されつつ、寿永二年閏十月宣言によって頼朝が獲得した「在地領主」に官屬を従属させ、これを組織し、しかもその所領を安堵するとともに、その寄生的名目的な荘園領主の存続を命ずることは、頼朝による地頭補任と内容的な差別はない。」(一四九ページ)と述べられている。閏十月宣言を「頼朝による地頭補任と内容的に差別はない。」と断定される点には疑問が残るが、宣言にいう不服の者への頼朝の沙汰が、地頭職奏請にいう地頭の荘公領主への所課の勤仕の懈怠への頼朝の介

入と、その側面の限りで共通の性格をもつことは確かであろう。そして事実、奏請前から頼朝の行った地頭成敗が荘公領主への所課の勤仕を命じる内容を含んでいたことは前述(五四ページ)のとおりである。とすれば、この閏十月宣言を朝廷が頼朝の地頭成敗を勅許したものでないことは既述のごとくである(三章一八八ページ)が、この宣言が、頼朝の専断による地頭成敗により執行しやすい条件を与えたであろうことは想像にかたくない。

(52) この点についてはさしあたり前章六〜七ページ参照。

(53) この点については三章一八五ページにのべた佐藤進一氏の見解を参照。

(54) もちろんかかるタイプの地頭成敗が事実上容認されていたといつても、地頭の行為すべてが荘公領主や朝廷から放任されていたというわけではない。前掲相模國前取社のケース(本章五三ページ)にみえるように、地頭が領家への對捍を行ったばあい領家側から「鎌倉」側へかかる非法の糾弾がなされたことなどはあったといわねばならない。

(55) 三章一八八ページ。

(56) さしあたり上横手雅敬前注(1) 所掲論文。安田元久「平家没官領について」(『初期封建制の研究』所収)など参照。

(57) 前注(22) 参照。

(58) 後述七七ページ。

## 鎌倉幕府地頭職の成立

- (59) 本章一節五七ページ。  
(60) 四章八〇九ページ。  
(61) 四章一一ページ。  
(62) 六章一〇〇ページ以下。  
(63) 一章六四ページ。三章一六七ページ。  
(64) 一章六四ページ。三章一六七ページ。  
(65) 本章七〇ページ以下。  
(66) 小松美一郎氏所蔵文書、承久三年五月十五日官宣旨案(鎌二七四六号)。

## 六章 国地頭職の形成と幕府

四章以降の地頭職奏請・勅許実現の歴史的条件を解くという課題において、前章までに検討した点は、奏請を要求した幕府とその背後にある在地領主層の内在的契機についてであった。しかし、右の課題の解決のためには、以上の点の他にいわば幕府・在地領主層にとつては外在的な契機として意味をもつ歴史的条件の検討が必要である。

さて外在的契機というばあい、さしあたり問題は、地頭職奏請・勅許の形態や内容が三章までに確認したような内容のものとして成立することを規定した主要な外在的契機が何であり、かつそれがいかなる形で規定する作用を与えたのか、又これらの内在的契機や外在的契機がからみあいつつ奏請勅許への政治過程上の問題が発生するとき、この過程上に固有にあらわれその実現のあり方や時期を規定する外在的契機とは何であり、かつそれがいかなる形で実現のあり方や時期を規定することとなるのか、という二つの面に分けて考えることが可能であろう。本章では、この第一の面を考察することにした。

ところで、第一の点とは、奏請・勅許の形態や内容を規定した外在的契機の性格によってさらに二つの問題に大別されよう。ひとつは、奏請・勅許を必要とした幕府・在地領主層にとって外在的な存在である朝廷および社会総体にかかわる問題であり、ひとつは、奏請・勅許において実現された地頭職そのものの形態・内容にとって外在的契機となったものについての問題である。しかし、前者については前章末尾でふれたように、およそ本稿の枠内で処理しえぬ問題を多く含んでいるので、七章で第二の点から検討するさいに必要な限りふれるにとどめ、本章では、もっぱら後者についてだけ考えることとしたい。

ところで、このように設定された問題において、勅許によって実現された荘公レベルの地頭職の所課の荘公への勤仕・強制力の幕府に従っての勤仕等の職務が、何を前提又は契機として成立したかという点については、すでにそれが先行の地頭職のそれを前提としてこれをうけつぎ、独自に発展させたものであること三章までに明らかにされているごとくであるから、ここではくりかえす必要はあるまい。とすると、ここで問題となる点は、かかる荘郷地頭職を「国」を媒介にして尋沙汰・成敗する諸国地頭職を頼朝側が朝廷から賜わるといふ形で勅許が実現された、という点

が、いかなる外在的契機との関連によるものであるのか、ということに絞られよう。

ところで、諸国地頭職を朝廷から拝領するという行為は、たしかに幕府にとっては文治元年の勅許によって実現されたものではあるが、幕府をはなればすでに右の勅許以前に他の者を対象に行われており、それが後述のように右の勅許を規定するひとつの契機となったのである。そこで、その点を考えるために、まず、朝廷が諸国地頭職を与えるという行為の成立にとって前史の意味をもったものが何であったかという問題から検討しよう。

一節 国地頭職の前史

従来国地頭職の先駆形態として具体的考察の対象となったのは、石母田氏によって指摘された丹波国総下司職が唯一のものであろう。<sup>①</sup>しかし、石母田氏のこの理解は、国地頭職の職権を兵糧米徴収とみる氏の立場を前提として成りたっているものであるから、この前提がくずされたいま、この見解をそのまま継承することはできない。従ってこの総下司職を国地頭の先駆形態とみる氏の見解の当否のちに注記で言及することとして、<sup>②</sup>ここでは白紙に戻して考えなおすことにしたい。

国地頭職の前史を独自に問題にした時、まず注目される事実として浮かび上がってくるのは、元来荘公両屬型などの特殊な荘園で荘園領主が補任する職として誕生した地頭職の中から、平家全盛期ごろには、国司が荘公両方への所課の勤仕を命ずる形で補任するという新しいタイプが発生してくることである。かかるタイプがいかにして形成されるかはすべて別稿に委ねねばならないが、<sup>③</sup>ここではその典型を示す一例を掲げて、特徴をあきらかにしておこう。

廳宣 留守所

可令早任解狀旨、三田郷内尾越村爲伊都岐嶋御領、知行民部大夫景弘事、

右、件三田郷内尾越村者、任文書相傳之理、爲神主景弘朝臣地頭、寄進伊都岐嶋御領、於官物者辨濟國庫、以万雜公事代可勤仕神役之狀、所宣如件、留守所宜承知、依宣用之、以宣、

承安三年二月 日

大介高階朝臣(花押)<sup>4)</sup>

すなわち、安芸国高田郷尾越村は承安三年万事公事代だけを敵島神社におさめる荘園両属型の荘園となったが、この時、国守は右の庁宣をもって、地頭を設置し、彼をして領主敵島神社への公事の勤仕と国衙への官物弁済との両方の勤仕を一身で行うよう定めていること、右の例からあきらかであろう。しかも、右の庁宣には、国司の右の補任にさいし官の裁許を仰いだ形跡は認められないし、その可能性は他の諸例から考えても想定できないこと別稿に述べるとおりでである。とすると、これらによつて、あきらかに当時、荘園領主への勤仕を職務に含む地頭職でありながら、国司がこれを専断で補任するというタイプが出現していたことが知られる。

もちろん、この当時国司が国内荘公全般に右のごとき地頭を設置するに至つていたわけではないし、当時存在した地頭のすべてが国司補任にきりかえられたわけではない。(この点も別稿で詳述する。)しかし、おそらくともこの時点までにかかるタイプが出現していた、という事実が重要なのである。国地頭職との関連を考えると、国という行政機構を媒介にして、地頭職を補任従つて成敗するという行為は、それが国司専断の特定所領を対象とするものであるという点をのぞけば、国地頭職の職務と共通しており、それゆえにこれが国地頭職の出現を可能にするひとつの重要な素地になったことはまぎらうたがいないところであろう。

二節 国地頭職の登場と幕府

さて国地頭職そのものは、以上のような前史を一前提として出現する。もっともそれがいつからはじまったかを確証づけることはできないが、おそくとも内乱期のさなか文治元年十一月には朝廷が頼朝に先んじて義経・行家らにそれを与えていたことは確実である。まずこの補任について必要な史実の確認からはじめよう。

不審之次第出来候て、以義経補九國之地頭、以行家被補四國之地頭、……………、

右はいうまでもなく文治元年十二月六日頼朝書状の一節である。右の部分とその前後関係から、これが朝廷によって義経・行家に九國・四國を各々ブロックとする国地頭職が補任されたことを示していること、この国地頭とは荘郷地頭の強制力行使の統轄を職務の一つとしたと推定されること、等の点についてはすでに一章・二章の考証の過程であきらかにされた。<sup>(5)</sup> だが、この国地頭職にかんしては、さらに正確な勅許の時期および職務の他のひとつの側面についてあきらかにすることができる。以下この点にかんし考証を加えよう。

七日丙戌、……………去三日行家・義経出中國落西海之由、有其告、<sup>(a)</sup> 但件兩人賜院廳御下文、四國九國住人宜從兩人下知之旨被載之、行家補四國地頭、義経補九州地頭之故也。<sup>(b)</sup> ……………、<sup>(c)</sup>

右の史料は『吾妻鏡』文治元年十一月七日条の一部である。地の文ではあるが原史料を含む他の関連諸史料と矛盾する点のみあたらなないので、ひとまずこれに従って検討をはじめよう。まず(a)部分は(b)の記載によって頼朝に知らされた京都からの情報であることがわかるが、(c)の部分も、「但……也云々」という形をとって(a)に対する但書として接続しており、内容上(a)と深く結びついていることが予想される。が事実、(c)の前半によれば、四国・九国の住人が行家・義経の下知に従うべき旨を載せた院庁下文が兩人に下されたことが知られるが、かかる事態は兩人が畿内を出て西国へ落ちる時点においてでなければまず生じることがらではない。(c)と(a)とは時期的にも内容の上からも連続して重なりあう性格のものであり、おそらく(c)も「告」の一部であり、(a)・(c)ひとつづきであるものが、『吾妻鏡』の編纂のさい(b)が入って分割された文章になったものと思われる。

ところで(c)においては、右にみた前半部分にいうような院庁下文が出たのは、行家・義経を四国・九国(州)の地頭に補したことに基いているという後半部分が付加されている。ここから、四国・九国への地頭補任が行われたのは、(c)前半と同時点かそれ以前でなければならぬということになる。

とすれば、(a)と(c)前半は同時点といえるから、結局四国・九国の地頭の補任は十一月三日ごろかそれ以前ということになるのである。

しかし、三日以前とはいっても、西国へ落ちることが確定もしない時点で四国・九国の地頭にことさらに補任するということは考えがたいから、少くともそれが予定として確定した時期以前に遡ることは考えられない。

しからば、『吾妻鏡』から推定された地頭補任の時期は、いま一歩明確に絞りえないだろうか。そこで『玉葉』によってこの前後の記事に注目すると、十月にはすでに行家・義経下向にかんする彼らの主張がうまれていたことは知



鎌倉幕府地頭職の成立

りうるが、下向先は最終的には確定せず、十一月一日段階でも、

今暁、九郎等下向延引、或曰、變海西之議可趣北陸云々、依路次狼藉歟、……………、

というありさまであった。<sup>(6)</sup>したがってこの日までに四国・九国地頭職補任が行われたとはまず考えがたい。

ところが、三日条によれば、

……………辰刻、前備前守源行家、伊與守兼左衛門尉大夫尉也、從五位下、同義經等、爲殿上侍臣各申身暇、赴西海訖、……………、

とあって、『吾妻鏡』の「告」の記事どおり、三日に下向したことがしられる。このようにみれば、四国・九国の地頭職補任は二日ないし三日の右の時点までの間に行われたとみざるをえないことになる。

しからは、右の間の『玉葉』の記事にその点を伝える又はそう推定できる記事をみいだせるだろうか。そこで注目されるのは二日条の次の部分である。

右少辨定長布衣、爲法皇御使來、召籙前依憚穢、緣端懸片尻、定長仰院宣曰、義經明暁可向鎮西、其間、聊有申請旨、其

狀云、『……………抑、山陽西海等庄公、共爲義經之沙汰、調庸租稅年貢雜物等、隨可沙汰進上之由、欲被仰下、兼<sup>(b)</sup>

又、豊後武士等、被召院、義經行家等殊可扶持之由、欲被仰下』者、件兩條可被仰下哉否、宜令計奏者、余申云……………

(c) 於今者、只任申請有其沙汰、早速可被出洛陽敷者、<sup>(d)</sup>及晩、大夫史隆職來、聊有申旨、<sup>(e)</sup>入夜賜院宣於義經等云々、

右の記事によると、同日義経は、下向にあたって(a)(b)二つの奏請を行っていたことが知られる。(b)は豊後武士の扶持という特殊問題であるから別として、(a)は四国・九国地頭職の補任にかかわる内容か否かが問題になりうる。

ところで、(c)によれば、兼実は(a)・(b)二つの申請の認可が兩人の下向を左右する決定的なことと捉えており、(e)によって事実それは院宣によって認可されたことが確認される。とすれば、四国・九国地頭職補任が、先述のように所管の住人をその下知に従うことを可能とするものである以上、兩人の下向にとって決定的な条件であったことは確実であろうから、右の奏請の中に結果として地頭補任として表現される問題が欠落していたと考えることはむずかしい。

したがって、(b)部分は、この地頭職の補任に結果する内容の奏請と推定されるのだが、それは二つの側面から(b)の記述に即して認めることができる。第一の点は、山陽西海等の諸国において、庄公をとわず義経が官物国役・年貢公事等の所課を徴集しとどこおりなく国衙・領家に進上しよう、といっている点である。この事實は、一―三章でみたように、頼朝に勅許された荘郷地頭の荘公所課の勤仕懈怠に対する国地頭職の介入と皆済という内容と、あきらかに共通の性格のものといつてよい。もともと義経の主張においては、義経が下の荘郷地頭とどのように関係するかは述べられていないけれども、義経に与えられた国地頭職が荘郷地頭を成敗する性格のものであることはすでにみたとおりであり、である以上義経が所課を「沙汰し進上する」というとき荘郷地頭の懈怠を統制するという形でそれを実現するとみえることは、決して右の理解と矛盾するものではない。とすれば、この点からいって、義経のちに頼朝に与

えられる国地頭職と同一の職務をもつものをここで奏請していたとみてよく、従ってそれは国地頭職として結果するものを奏請していたことの一証左となしうる。

第二の点は、かかる内容の行為が山陽・西海各道において実現されることを義経は求めており、それが義経に与えられた九国之地頭とあきらかに重なる部分がある、ということである。もっとも、義経の奏請には九国（西海）の他に山陽が加わっていたことも事実であるが、それはあくまでも奏請段階の要求であって、右の三日条によっても、兼実は義経の要求を全面的に認可する意見を吐いたが（c）、院側はそれに対し若干の修正を行ったとも推定されるから（d）、勅許にさいして九国しか認められなかった、と解することは必ずしも不自然ではない。又四国については右の『玉葉』の記事にないのも、『玉葉』が義経の奏請のみを伝えている点から考えればやはり不自然なことではないだろう。従って、この第二の点も国地頭職に結果するものを義経がここで奏請していたとみることの一証左となりうる。

このようにみれば、義経の奏請は四国・九国地頭職補任に結果するものと同性格の面をもったものであることを確認できるが、既述のように右の奏請において同地頭職補任の問題が欠落していたとは考えがたいから、右の記事がこの国地頭職奏請の記事であることはまず確実といつてよいだろう。したがって、義経に対する九国地頭職補任は、同日夜院宣をもって勅許されたことも確認されたことになる。行家に対する四国地頭職については直接史料上からは検証できないが、義経と同時に下向した行家への補任が義経と別個に行われたとは考えられないから、右と同じ時点で勅許されたこと確実であろう。

以上の手続を経ることによって、行家・義経への四国・九国地頭職補任は、文治元年十一月二日に奏請に対する勅

許として実現されたこと、その国地頭職の職務には、莊郷レベルの地頭の国衙・莊園領主への所課の勤仕が円滑に行われるよう統轄することが含まれていたこと、の二点があきらかとなった。なおこの国地頭職の他の職務として莊郷地頭の強制力行使の統轄が認められることはすでに述べたごとくである。

国地頭職の成立時期は正確にはわからないが、おそくとも右の四国・九国地頭職補任が国地頭であったこと確実である。とすれば、これをさきにした平家全盛期に出現した国司の莊郷地頭補任の事実と対比するなら、国という行政単位を媒介にして強制力行使と莊公への所課の勤仕を行う地頭職を成敗（統轄）するという点でいずれも共通性をもっていること確実である。義経・行家の奏請にいたるプロセスについては不明であるが、義経・行家の奏請が、この国司の地頭補任という事実を前提ないし契機として登場したものであることは疑いのないところであろう。国地頭職の出現が内乱期の諸矛盾に規定されていることは、石母田氏の指摘されるごとくであるが、しかし平氏設置の総下司職を直接の前提としたのではなく、地頭職形成の歴史自体のなかにそれをうみ出す前提と契機が胚胎していたことが、以上によって確認されるのである。<sup>(8)</sup>

しかし、国地頭職にとって国司の莊郷地頭補任という前史はあくまでも前提と契機たるをこえるものではなく、両者の間にはあきらかに飛躍と断絶がある。第一に、後者はむしろ特定の莊公を対象としているが、前者は義経奏請の表現からみて国内莊公一般（もちろんすべてではないだろうが）を対象にしていること。第二に、後者では行為の主体は国司そのものであるが、前者では少くとも勅許にさいして国司に任じてその行為を行わせたわけではなく、国司から独立した国地頭職という固有の職となつてゐること。第三に、後者は国司の専断行為たるにすぎないが、前者はあきらかに朝廷の認可を経たものであること。両者の比較によって少くとも以上の三点の差異はあきらかであろう。

しからば、後者を前提としながら右のような差異をもつ国地頭職をうみだすに至った歴史的条件はどこにあったの  
だらうか。このさい、かかる国地頭職を必要としたのが、行家・義経のごとき「権勢の武家」であったと考えられる  
ことは、右のケースにおいて両者の強い奏請の結果それにおされながらようやく勅許されているという点や、地頭職  
の組織化が四章でみたようにとくに「権勢の武家」に固有にあらわれえたとみられる点からいって、まず確実であろ  
う。そこで以下かかる権勢の武門にとって右の性格をもつ国地頭がいかに必要になってきたかという角度から考える  
ことにしよう。

内乱期に入るところから在地領主一般が広範に地頭職を権勢の武家から与えられることを求めるようになり、権勢の  
武家の側もこれを積極的に受けとめて組織するに至っていたことはすでに四章でふれた。とすれば、ここでの問題  
は、その条件の下で権勢の武家は、なぜ右にみたような特質をもつ国地頭職をことさら必要とするようになったか、  
に絞られてこよう。そこでまず注目されることは、すでに四章に指摘したように、かかる武家の手による地頭の組織  
化は、所与の荘公秩序の外で、いわば荘公からみれば私的関係としてはじまっていたことである。だが、かかる荘公  
秩序外での地頭成敗は、すでに四章でみた如く、内乱期に入って、在地領主層の武門への地頭を媒介とした結合が広  
範に一般化してくるとすれば、在来の形のままでもどまることが困難になってこざるを得ないことになる。武門に  
よる在地領主層の広範な組織化は、それ自身自らを公権力に接近させる条件を内包しているといえるが、当該の地頭  
成敗に限ってみても、私の武門である限りひとつの限界にぶつからざるを得なくなるからである。

すなわち、五章でみたように「四國之地頭」を朝廷に要求していた義経の前には、その四国内の一国、自らがそ  
の国守である伊予国において、当時頼朝が私的に補任する地頭が広範に存在し、ために国務の執行さえ思うにまかせ

ないという事態が横たわっていた。<sup>(10)</sup> また同じく五章でみたように頼朝が東国以外の地に私的に設置しはじめていた地頭は、平家没官領など公認の場をのぞけばその知りうるすべての場で院やそれに依存した荘園領主等によってその行為や存在が糺弾の対象となっていた。<sup>(11)</sup> とすると、これらの事実は、荘公の秩序外でいかに武門が地頭を設置しようとしても、そのような性格のものであるかぎり、他の武門が独自に地頭を組織するのを抑止することもできないし、朝廷側の権力の前にその地頭の自由な行動を保証するにも障害があったことを如実に示しているといえよう。つまり単なる私の武門の専断としての地頭職である限り、武門は、同類の他の武門や既成の公権力の障害を排除して、有効に在地領主層を地頭に組織することができないような事態に立ち至っていたのである。それはまさに内乱期に至って武門が在地領主層を広範に組織するという問題が武門相互の激しい抗争をひきおこして旧公権力の存立をゆるがす事態をも生むに至った結果でもあったといえよう。とするならば、この時点において武門が武門としての道を歩むかぎり、右の事態を打開する方向をとることは云うまでもあるまい。

しかれば、その打開の方向とは何か。この点もすでに五章でみたように、この事の性格がかかるものである限り、武門の地頭成敗自体を、何らかの意味で公権力を背景にした公的な存在にせざるを得ず、従って当時の社会においてそれを在来の公権力と別の次元に創出することなどはまず不可能であるから、結局、在来の公権力即ち国衙支配を基礎とする朝廷の権力体系に関与する以外に道を捜しえないことになるのであった。<sup>(12)</sup>

とするならば、朝廷の権力体系に関与するというばあい、荘公レベルにおける地頭の成敗という性格の問題に直接関与しうる行政機関が当時国衙をぬきにして考えられぬことはいうまでもあるまい。(郡・郷等を単位としたのでは数郡にまたがるごとき荘園にかかわる問題を処理しえないことになるし、又かかる荘公所領のレベルの問題が、一般

に国衙の媒介なしに中央で扱われたとは考えられないからである。したがって、当時地頭成敗を公権力に関与して行おうとする限り、「国」という行政単位を媒介とすることはまず不可欠の条件であったといえるのである。しかも、国衙を媒介とする地頭成敗は、前述のように、すでに類似のものが内乱期以前に成立していたのである。とすれば、かかる前史を知っている権勢の武家にとって、かかる形の地頭成敗を提起することが、必ずしも非現実的な問題でないと考えられたであろうこと想像に難くない。しかし、だからといってこのばあい国司が専断で特定荘郷の地頭を補任するという、右の方式が彼らの欲求を充足したとは考えがたい。たしかに、荘園領主として補任するよりも、この方式を導入するほうが権勢の武家にとってより積極的な意味をもっていたことは確実であろう。しかし、彼らは当時一般にすべて国守になりうる条件をもっていたわけではないし、又かりになりえたとしても、前述の方式は国司専断の行為であるから、特定の荘公にしか設置できないはずであり、例えば太政官や天皇の認可を必要とする官省符又は勅願にもとづく不輸・不入型の荘園などをもとりこんで一般的に設置してゆくということはむずかしいといわざるをえない。とすれば、かかる不輸不入領を含むありとあらゆる荘公で在地領主層が地頭に補任されるのを望むようになっていたという状況を、武家の側が積極的にくみこめなくなることは必定といわねばならないのである。とすれば、国という行政単位を媒介としながら、国司とは別個に、荘公一般の地頭の成敗を行う職を、勅許による朝廷公認のものとして、権勢の武家が要求するに至ることは充分に考えうることであり、まさにかかるものとして、国地頭職は彼らから奏請され成立したものであった、ということができるのである。朝廷が右の奏請に直面したとき、積極的にそれをくみこもうとする姿勢になかったことは、先述の『玉葉』の記事からいってもあきらかであるから、行義・義経の奏請に先立って国地頭職を補任することがあったとしても、それが朝廷側のイニシアチヴで組織されたもので

ないことだけは確実であろう。しかし、同時に朝廷が右の要求を断固としてしりぞけえなかったことも事実である。とすれば、彼らの右の奏請があった段階で、もはや朝廷側は彼らの要求する「国」単位の荘公の所課の收納とその遂行のためという側面を含む治安維持のための強制力の行使とを職務とする職に匹敵する行政機構を自らのイニシアチヴで独自に産み出しえなくなっており、そしてそれ故に権勢の武家からの奏請があるとそれをほぼ全面的に勅許するという形で対処せざるをえなくなっていた、といえるのである。

さて、以上によって国地頭職とは頼朝の奏請によってはじめて出現したのではなく、地頭職自体の歴史の一つの到達として、内乱期のころから権勢の武家の公的な地頭成敗への欲求に支えられつつ彼らイニシアチヴの下に勅許を経て出現したものであったことが判明した。とすると、まさにこの国地頭職こそは、頼朝がその要求を諸国地頭職という形で実現したさい、このような形態を条件づけた重要な前提又は外的契機であったと予測される。が、事実三章までに得た結論によれば、頼朝の奏請にもとづいて勅許されたものは、諸国地頭職であり、これは国ごとに荘公をとわず荘郷地頭を尋沙汰・成敗するという職務をもつものであったが、その職務とはさらに具体的にいえば、強制力の行使とそれを媒介として荘公への所課の勤仕を行う荘郷地頭をその行為に則しつつ成敗（統轄）することに他ならなかった。<sup>(16)</sup> とすれば、これは国地頭職という形態で考える限り、事実上行家・義経が補任された国地頭職と同性格のものであったこと確実である。行家・義経への補任から一月と経ぬ間に奏請された頼朝の国地頭職が、このように同質のものであるとするなら、行家・義経ら先行する権勢の武家に与えられた国地頭職が、頼朝に勅許された諸国地頭職の国地頭職という形態を規定・条件づけた決定的な契機となったことはまず疑いのないところであろう。さきに一章で文治元年十二月六日頼朝書状を検討したさい、少くとも書状にあらわれた頼朝の認識の次元で、頼朝の地頭職奏請は



義経・行家への九国・四国地頭職補任をひきがねとして提出するという論理が貫ぬかれていることを指摘した<sup>(17)</sup>。が以上の点からするなら、まさにかかる論理が主張されるだけの理由はあったといえるのである。

しからば、同性格のものを頼朝をしてひき出させることになった前提としての、九国・四国地頭職は、同性格のものであることが、いかなる意味で、ひきがねたりえたことになるのだろうか。がそれはもはやあきらかである。すでに検討したように、まさにこの国地頭職とは、かかる武門が公権力を背景に公的な性格で強制力の行使と荘公への所課の勤仕を行う地頭を成敗する必要に迫られ、かかる欲求を満たすものとして成立していたのである。がすでに五章までに詳しく検討したことからあきらかなように、頼朝の権力が全国の荘公一般を対象とした地頭成敗を勅許によって実現しようとしたのは、それによって強制力の行使による幕府への勤仕と荘公への所課の勤仕を行う地頭を成敗するという行為を、公権力の行為として求めんとしていたからに他ならない<sup>(18)</sup>。とすれば、九国四国地頭職補任という事実が、頼朝の地頭職奏請にとってひきがねたるだけの外在的契機としての意味を職そのものを通して持っていたことはあきらかに動かしがたい事実であるといえることができるのである。

以上の点がみとめられるならば、本章の課題はほぼあきらかになったといえることができる。すなわち以上の考察の結果を要約すれば、

(一)、すでに内乱期以前に国司が専断で荘公レベルの地頭を特定の場を対象に成敗するという事実が成立しており、これが国地頭職成立をうながす前史的な意味をもったと考えられること、

(二)、内乱期に入り四章でみたごとき条件に規定されつつ積極的に地頭成敗にのりだした有数の武門にとっては、自ら

の私的専断行為たる地頭成敗を、(一)の性格を吸収しつつなお勅許の公的存在とすることが焦眉の課題となつてき、それが義経・行家の九国・四国地頭職補任のごとく、特定の地域を対象としつつ、荘公所課の勤仕と強制力による武門への勤仕を職務とする荘郷レベルの地頭一般を「国」を媒介にして成敗する国地頭職の勅許による成立をうながしたこと、

(三)、頼朝の権力は、五章でみたように公権力として全国を対象に地頭成敗にのり出すことが課題となつていたがゆえに、その奏請に先立って(二)のごとき公権力を媒介とする形態である国地頭職が成立していたことは、その奏請・勅許の形態を諸国地頭職という形式をとらせるうえで、決定的な外的契機となつたこと、

の三点にまとめることができるであろう。

だがしかし、以上にみたことは、頼朝奏請にとって内乱期以前の国司専断の地頭成敗を前史として、行家・義経等に与えられた国地頭職等が先駆形態として外在的契機としての意味をもっていたことの検証にすぎない。いかに右を契機にしたとはいへ、頼朝が奏請を必要とした内在的契機そのものは、四章・五章で考察した点にこそある。又なぜ行家・義経に与えられた四国・九国の地頭職が一月を経ぬうちに頼朝が潜在的に持っていた地頭職にかんする課題と結合して十一月二八日の奏請に結実するに至ったかについては、さらにこれを含む外在的諸契機のからみあい、右の奏請・勅許実現までの政治過程の下でどのように展開したかを独自に検討せずしてあきらかにはなしえないと考えられる。そこで次章においてその点にかんする考察を試み、文治地頭職成立の政治史上の位置づけを課題として、本稿のしめくりとしたい。

鎌倉幕府地頭職の成立

注

- (1) 注(8) 参照。
- (2) 注(8) 参照。
- (3) 拙稿「鎌倉幕府地頭職の先駆形態」(未発表)。
- (4) 敵島神社文書(平、三六二一号)。
- (5) 一章六九ページ、二章一四四〜五ページ参照。
- (6) 『玉葉』同日条。
- (7) 石母田正氏は前掲「鎌倉幕府一國地頭職の成立」で『玉葉』同十一月二日の義経奏請記事にふれ、「山陽西海等庄公、共爲義経之沙汰、調庸租稅年貢雜物等、慥可沙汰進上」とあるのは、これによって兵糧米徵集が実現できることを示したものであり、従って四國・九國地頭職の職の内容が兵糧半徵集にあったことを物語るものであると理解される(二九ページ)。  
しかし、史料によるかぎり、「調庸租稅年貢雜物等」の「沙汰進上」は、まさに恒常的な租稅年貢の問題であつて、兵糧米そのものことではないし、右の権限が与えられたからといつて、義経が「兵糧米」の徵集ができるようになる根拠ができたことにどうしてなるのか私には理解できない。右の検証によつて、この記事が、まさに四國・九國地頭職のことを語っていることは確かめられたのだが、しかし、この國地頭職の職権が兵糧米徵集を示すことにはならないこと、以上であきらかである。

(8) 氏は前掲「鎌倉幕府一國地頭職の成立」の「V総下司職について」「VI兵士・兵糧米徵收と國衙」「VII兵士・兵糧米徵收と庄園」「VIII総下司職の成立と平氏政權」の諸章を通して、「一國地頭職の先駆形態を平氏政權の時代にもとめ」「治承五年二月に宣旨をもつて平氏の家人平盛俊が補任された」「丹波國諸庄園總下司」なるもの(三六ページ)がそれにあたりと推定され、その裏付として「この「総下司」なる職」(三六ページ)とは、前後の政治情況からみて「平氏政權の兵士・兵糧米の賦課・徵收」(四五ページ)にあたることを職務としたものであらうと判断されて、兵糧米徵收を固有の職權とする一國地頭職の先駆形態たるにふさわしいものといふることをあげられた。

たしかに「鎌倉時代の一國地頭職の先駆形態」を論ずることは「國制史上劃期的意義をもつほどの重要性がある」ことであるから、それを氏が云われるように「平氏政權が当面した問題または矛盾の特殊なあり方なり性質から説明」(以上六四ページ)せねばならないことは、確かであらう。しかし、「この「総下司」なる職がいかなる性質のものであるかは」、その記事をのせる『玉葉』治承五年二月八日条には直接記されていないから、直接的に知りえないこと、氏も「一切不明である」(以上三六ページ)といわれるとおりである。しかも、氏が前後の諸条件から「兵士・兵糧米の賦課・徵收」を

その職権とされる点も、私には、可能性のひとつとしては理解しうるものの、それ以外の考えようがないだけの根拠が示されているとは読みとりえないように思われる。

しかし、かりに右の二点をすべて譲って認めようと考えても、国地頭職の固有の職権を兵糧米徴集に求めることが不可能であることは、本稿第二章で詳しく検証したとおりである以上、石母田氏が理解されるような意味での総下司職を国地頭職の先駆形態とみることは、不可能といわざるをえない。

ただし、総下司職を、必ずしも石母田氏のいわれる「兵士・兵糧米の賦課・徴収」に限定しないで考えるならば、なんらかの意味で国地頭職成立に影響を与える役割をはたしたことを認めることは可能であろう。しかし、地頭職の生成の歴史の中に、本文でのべたように、国地頭職をうみだす先駆形態としての特質を見出しうる以上、国地頭職成立にとって、それがもつとも先駆形態として重要な意味をもっていたこと、もはや疑いがないところである。

## 七章 地頭職奏請に至る政治過程

前章までの考察によって、誕生の途上にあつた鎌倉幕府にとって地頭職奏請が課題となるに至つた内在的諸契機と

- (9) 四章三五ページ。
- (10) 五章七七ページ。
- (11) 五章七七ページ。
- (12) 五章七八ページ。
- (13) 事実前注(3) 所掲別稿で検討した結果によれば、かかる国司専断の地頭補置のケースにおいて、官省符・勅免の不入領荘園に地頭設置が行われた事実を見出すことはできない。
- (14) たとえば四章一節(c)に掲げた蓮華王院領但馬国温泉荘では、内乱当時平季広が「地頭」と呼ばれる存在であつたが、同荘は当時すでに官物・雑事ともに不輸の一円御領となつていた。(前注(3) 所掲拙稿参照)
- (15) 二章一四六ページ。三章一七五ページ。
- (16) 二章一四六ページ。三章一七五ページ。
- (17) 一章六九ページ。
- (18) 五章七五ページ以下。

外在的諸契機のひとつについて検討した。とすると残された問題は、奏請の時期を含み他の外在的諸契機がどのよう  
に働いていたか、これらの内在的諸契機と外在的諸契機は現実の過程においていかにからみあいながら奏請・勅許  
の実現に結果したか、という点に絞られてくる。とすればそれはとりもなおさず、右の問題をめぐる政治過程のもと  
に地頭職・奏請勅許を政治史的に位置づけることに他ならない。

ところで地頭職奏請前後の政治過程については、中田・牧氏らしい、この問題を取扱おうとする先学によって、そ  
れぞれの立場からの解釈と検討が、各々何らかの形で行われてきている。しかし、この政治過程について先学の見解  
が分かれるゆえんは、とどのつまり勅許内容にたいする見解の差異にねざしていると考えられるうえ、地頭職奏請を  
可能・必要とした内在的諸契機と外在的諸契機が政治過程の上にかにからみあいながら奏請に帰結したかという視  
角からこの過程を検討したものはほとんどみあたらないと思われる。したがって、本章であつかう奏請・勅許に至る  
途上の個々の事実についても、それぞれの立場から検討は行われているが、一般に幕府成立という全体的見地からの  
吟味が多く、個々の事象が地頭職奏請とどのようにかかわってくるか、という点になると、ほとんど具体的な作業は  
ないように思われる。これらの事実を幕府成立過程全体の中で位置付けることは、もちろん地頭職奏請との関連で考  
えることと無関係ではなく、むしろそれを含む問題ではあるが、本稿は文治地頭職の成立だけに問題を絞っている。  
従ってここでは、これらの業績の再検討を出発点として課題に接近するという方法をとらず、当該の視角から独自に  
考えてゆくことにしたい。

さて、この残された課題に迫ろうとするとき、本稿一章で分析の中心にすえた文治元年十二月六日頼朝書状の語る  
ところは極めて示唆に富んでいる。それは、一章で若干の予備的考察を行ったことから知られるように、なぜ地頭

職奏請が必要となるに至ったかについて、頼朝側における内在的契機のほかに、朝廷・行家義経らとの政治的交渉・對抗の過程からの説明が、頼朝の認識を媒介として提示されていると考えられるからである<sup>2)</sup>。もちろん右の書状は、頼朝が朝廷に対して地頭職奏請の意図を述べたものであるから、そこに奏請に至る過程そのものが客観的に記されているとは限らない。が書状の執筆主体は当該の政治過程の中から奏請を実現した主体であるから、奏請主体にとって奏請に至る過程で公的な政治レベルの問題として何が主要な問題であり、それらがいかに関係し又奏請に対していかなる意味の契機となったかという点を、書状を手がかりにひき出すことは必ずしも不可能ではないであろう。そこで以下においては、書状から右の点を抽出し、他の諸史料等によってその客観性を検証・吟味しさらに書状記述以外の問題があるか否かを考えることによって政治過程における奏請の客観的位置づけに迫りたいと思う。もっとも、右の書状以外にこの問題をより全面的客観的に示す史料があれば、それを分析の中心に据えるべきであるが、断片的史実はいざしらず、諸契機の関連と奏請に至るプロセスをこの書状ほど直接に述べている史料は見当たらないので、このような方法をとるのである。

ところで一章で行った予備的考察によれば、書始めと締括り(A・E)をのぞくと書状は地頭職奏請(D)とそれ<sup>1)</sup>にいたる二つの問題(B・C)にかんする記述から構成されていること、B・C・Dを貫く問題は狼藉鎮庄の執行主体がどこにあるべきかという点であること、さらにそれをB・C・Dの相互関連の中で捉えると、Bですでに狼藉鎮庄の権限は頼朝側に与えられていたのに、Cの九国・四国地頭職補任で奪われたため、Dの諸国地頭職奏請という形でとり戻しより一般化されたものとして獲得しようとしている、という脈絡にあること、等が判明している。そこで以下においては、以上の点を念頭におきながら、B・CからDに至るプロセスを今一步詳細に検討し、さらにすでに

みた内在的契機がこのプロセスにどのようなからんでくるかを見ながら、Dの奏請の必然性と位置をあきらかにしていこう。

### 一節 二使者の派遣

まずB部分の検討からはじめる。

先不待平家追討之左右、爲停近國十一箇國武士之狼藉、差上二人使者久經・國平候天、猶私下知依有恐、一々賜院宣、可成敗之由仰含候了、仍彼國狼藉大略令沙汰鎮候之後、依別仰、重又件使者男被下遣鎮西・四國候、已賜院宣、令進發候了、如此之間、種直・隆直・種遠・秀遠之所領者、依爲没官之所、任先例可置沙汰人職之由、雖令存候、且先乍申事由、尚輒于今不成敗候、何況自余之所、不及成敗候、如近國沙汰、任院宣可鎮旁狼藉之由、兼令存知候之處、

狼藉鎮庄のための使二者の派遣を述べた右の部分から、この派遣に固有な特徴点をまず一度目の派遣に則して拾うと次の如くなる。第一に狼藉鎮庄の対象が武士に限定されていること(b)。第二に地域的範囲が近国十一ヶ国に限定されていること(a)。第三に狼藉鎮庄の執行主体は頼朝の使者という形であらわれるにすぎず職という形で制度化されていないこと(c)。第四に狼藉鎮庄の執行を公的に認可する主体は朝廷(院)にあるが、職の補任という形

をとらないこととからんで、個々の鎮庄行為を執行主体に一任するという形をとらず、鎮庄の必要なたびに一々院宣を与えて認可するという形をとっていること (d)。なおこの二使者の派遣は、近国十一国に対する鎮庄が功を奏したのち (e)、さらに同使者をもって (f)、九国・四国を対象に行われている (g)。しかし、この二度目の派遣でも、第一に没官領でもその他の所領でも狼藉鎮庄の対象は「如近国沙汰」とされていたから、まず武士に限定されていたといえるし (h・j)、第二に地域範囲は同じく九国・四国と限定されており (g)、第三に執行主体の性格も同じく使者であり (f)、第四に鎮庄行為の認可も一々院宣によっている (i) ことがわかる。従って二度目の派遣もあらゆる点でまったく同一であったとはいえないにしても、性格的には一度目のものと共通したものと捉えられているといつてよい。

もっとも、右の理解は、地頭職奏請の段階における頼朝の朝廷への説明からの帰納であるから、これだけではそれがそのまま史実であったと認めることはできない。しかし、他の原史料によつてその点については検証することができる。まず一度目の派遣については、『吾妻鏡』文治元年三月四日条に収められた次の頼朝書状が明確に事態を物語っている。

武士之上洛候事者、爲令追討朝敵候也、朝敵不候者、武士又不可令上洛、武士又不令上洛者、不可致狼藉候敷、而敵人隔海之間、于今不遂追討、<sup>(a)</sup>經廻之武士、國々庄々、無四度計事其聞多候、仍被追討以後、可令沙汰直之由、雖存思給候、<sup>(b)</sup>於近國者、且爲令糺定、<sup>(c)</sup>使者二人所令上洛候也、<sup>(d)</sup>其以前不覺者候、<sup>(e)</sup>只守院宣、相副御使、爲廻行許候、不可然者令進退候者、定似自由之沙汰候敷、募頼朝威武士濫妨事、令停止候之許也、子細勒狀、給使者候畢、以此



鎌倉幕府地頭職の成立

旨可令申沙汰給候、恐々謹言、

三月四日

頼朝

謹上 藤中納言殿<sup>(3)</sup>

すなわち、さきに頼朝書状から摘出した二使者派遣にかんする特徴点の一―四の各々は、右の書状の(a)・(c)・(b)・(d)・(e)の各部分に同じ形で検証することが出来る。したがって頼朝が地頭職奏請のさいに述べていた二使者の派遣とはまさに実際に文治元(元暦二)年三月ごろには、かの書状に語られていたのと同じものとして、実施されていたことが確認されよう。

なお、この派遣がいつ実現されたかは、右の書状から正確に確定することはできない。しかし、『吾妻鏡』の地の文ながら、同年二月五日条には、

五日己未、典膳大夫中原久經・近藤七國平、爲使節上洛、先々雖爲使節、他人相替、今度治定云々、是追討平氏之間、寄事於兵糧、散在武士於畿内近國所々致狼藉之由、着諸人之愁緒、仍雖不被相待平家滅亡、且爲停止彼狼嗾、所被差遣也、先相鎮中國近邊之十一ヶ國、次可至九國四國、悉以經奏聞、可隨院宣、此一事之外、不可交私之沙汰之由、被定仰云々(下略)

とみえて、この日久經・國平を上洛させた旨が記されている。さきの三月の書状からみて派遣確定の時点はさしてさかのぼらぬころと推定されるし、右の時点とみたばあい前後の諸関係からとくに矛盾する点はみうけられないので、

右の『吾妻鏡』の語る時点はまず信用してよいであろう。<sup>(4)</sup>  
次に二度目の派遣は、『吾妻鏡』同年八月十三日条所収の次の文書によって確認される。

院廳下<sup>(c)</sup> 太宰府并管内諸國在廳官人等

可早任從二位源卿使中原久經・藤原國平等下知令停止武士妨諸國諸庄委附國司領家事、

右、謀叛之輩追討之後、諸國諸庄任舊國司領家可知行之處、面々武士各々押領不能成敗之由、依有其聞、國司行國務、庄家行庄務、永停新儀、可守先規之由、去六月成廳下文、相副源卿狀、差久經・國平所下遣也、<sup>(b)</sup>早停止旁濫妨、云國衙、云庄齒、如元可令委附國司領家之狀、所仰如件、太宰府及管内諸國在廳官人等、宜承知敢勿違失、故下、

元曆二年七月廿八日<sup>(5)</sup>

主典代織部正兼皇后宮大屬大江朝臣

(以下略)

すなわち頼朝書状に一度目と同じ形で検証できる二度目の派遣における特徴点四点のうち、第一点は(a)(b)部分から第二点の九国・四国のうち九国が含まれていたことは(c)から、第三点は(d)(e)から、第四点のうち少くとも一般的には院の命の下に動いていたといえることは(f)から、各々それらが事実であったことを指摘できる。とすれば頼朝書状にみえる四国への派遣もまず事実であったといつてよいだろう。第四点のうち個々の二使者の執行に院宣を必要としていたか否かは右の文書からは不明だが、右の文書では必ずしも二使者への狼藉鎮庄の執行権一般を委任する旨をの

べてはいないから（事実少くとも沙汰人職の設置を右の文書で認めてはいない）、頼朝書状のいうところは、事実とみとめてよいだろう。なお、二度目の派遣において右の文書から注目されるひとつの点は、この下文(c)部分に、院宣の宛先として「太宰府并管内諸國在庁官人等」とみえることである。この事實は、院がこの宛先の者に対して右の下文(d)部分において、これら「中原久經・藤原國平」らの「下知」に「任」せるべきことを命じている点を念頭に置くなら、石井進氏が提唱されたように、二使者派遣のうち少くとも二度目の九國・四國への派遣においては、狼藉鎮圧の職權が、国衙という公的ルートを媒介として発現されるに至っていたものであることを示しているということができよう。<sup>(6)</sup>

以上の手続によって、右述のような内容をもった、書状にみえる二使者派遣とその性格についての記述はまず頼朝の認識であるだけでなく史実そのものを語ったものといえるであろう。すなわち、文治元年二月ごろ頼朝の発議にもとづいて既述の性格をもつ二使者がまず畿内近国十一國に派遣され、その所期の任務遂行のち六月ごろより、ほぼ同じ目的のために九國・四國へ派遣されることになったことを史実として確認できるのである。

さて以上の点が判明するならば、右の二使者の派遣はいかに国衙を媒介として行いうる公的權限であっても極めて制限されたものであることが指摘されよう。頼朝が二使者の派遣にあたって朝廷側にいわば公的な論理として主張しえたのは、「武士の濫妨」を「停止することを」決して頼朝の「自由之沙汰」ではなく、あくまでもそれを命ずる「院宣」を奉じて二使者をして「廻行」わせるという形で行わせてほしい（前掲三月四日書状）、という要請を超えるものではなかったからである。しかし、いかに右のような表現をとろうとも、同時にまさにかかる形の派遣が、朝廷の発議に基いて具体化されているのではなく、さきの検証の過程から知られるように、頼朝側の要求に基いて具体化され

ている点をこそ忘れてはならないであろう。とすれば頼朝の右の論理は朝廷むけの公的の論理にすぎず、二使者の派遣そのものは、その形式をとって、東国以西に幕府が公的立場で狼藉鎮圧<sup>7</sup>—治安維持にたいする権限をうちたてるステップをつくろうとしたものであることは疑いあるまい。そして、このようにみるなら、東国以西へのかかる形の権限確保は、まさにこの形ではじめて突破口を切り開いたといえるのである。しかもそれは、右にみたようにおそくとも九国への派遣の段階においては、公的な立場で行いうるだけの手立て、すなわち国衙を媒介にして実施するという条件ができあがっていたのであった。

ところで近国十一国への派遣が行われた文治元年二月は平家の勢力が畿内・山陽道・九国などから追われて屋島に集りつつあった時期であり、九国・四国への派遣が決定した六月は平家が壇浦で滅亡した直後である<sup>8</sup>。しかも、かかる形の公的な狼藉鎮圧行為にかんし、頼朝は十二月六日書状において武力による平家追放の実行を前提として（同書状A部分）はじめて右の二使者派遣という形で提出しているのであり、それ以前に遡ってそれにかわる根拠を提出してはいないのである。とすれば、少くとも頼朝は、かかる西国をも対象に含んで公的権限として武士の狼藉一般を鎮圧するという問題を、西国からの平家追討・潰滅をステップとしてのみ提起しうるものであり、かつそれはその時点でかかる二使者の派遣という形でのみ実現されたのであり、それ以前にそれと同質な権限を何らかの形であれ確保していたとは考えてもいかなかったことが明らかとなろう。

勿論だからといって、事実としてこれ以前頼朝がいかなる形ででも狼藉鎮圧に関わる権限を持ったり執行に携ったことがなかったというわけではない。地頭職成敗という形の狼藉鎮圧は、すでに四・五章で述べたように、在地領主層の広範な地頭職欲求の動きに<sup>9</sup>支えられながら、まず東国を対象に頼朝独自の専断行為として寿永二年閏十月宣旨な

などを有効なてことしつづ展開され、元暦年間から文治元年に至る間には、平家没官領へも拡大され、さらに一般の所領へも急速にひろがる勢いをみせていた。<sup>(12)</sup> 又元暦元年ごろからは西国の特定の国々を対象として「武勇之輩」の「濫行」を鎮庄すべき「専使」等が頼朝の手で派遣されていたことが推定される。<sup>(13)</sup> さらに東国に限っていえば、寿永二年十月宣言によって、頼朝が東海・東山道において生ずる狼藉鎮庄に事実上一定程度の権限を公的に行使しうるに至ったことは確実である。<sup>(14)</sup> これらが「文治地頭職」の成立を促す重要な契機たりえたことは、その各々が狼藉鎮庄を問題にしている点からみて疑いなく、とくに前者が「文治地頭職」の成立を決定的に規定した内在的契機であることは前述のごとくである。

しかし、いかにこれらの前史があるうとも、これらの形による狼藉鎮庄がそれぞれ拡大しさえすれば、それだけで「文治地頭職」の成立に至るわけではない。頼朝の「専使」の派遣であれ、<sup>(15)</sup> 奏請前の地頭成敗であれ、<sup>(16)</sup> いずれもそれは、朝廷の認可を媒介とした公的性格を帯びたものではなかったからであり、寿永二年十月宣言によって頼朝が得た狼藉鎮庄にかんする権限も、いかに公的権限といえども、狼藉鎮庄を主要かつ固有の問題として前面にかかげて獲得したのではなくかつ地域対象も東海・東山道に限定されていたからである。<sup>(17)</sup> ところが、「文治地頭職」がこれら在来のもので決定的に異なる固有の特質は、すでに五章で詳述したように、全国を対象にした勅許にもとずく朝廷公認の公的性格を帯びた公権力に属する問題であった、ということである。とするならば、かかる全国的狼藉鎮庄権の公権力としての獲得という性格をもつ「文治地頭職」の成立にとつて、「専使」派遣や「地頭成敗」のごとく私的権限でなくかつ公的権限といえども狼藉鎮庄を固有の主要課題としているとはいいがたい。「寿永二年十月宣言」よりも、直接その問題のために設定され、かつ地域的にいってもその派遣によって得た近国十一国・九国・四国という地

域に、在来の東山・東海道で得た一定の公的狼藉鎮圧権と加えることで、その時点以後公的狼藉鎮圧権の及ぶ範囲が全国の過半をおおうこととなった、この「二使者派遣」が、頼朝・在地領主層の固有の利害という点からみればいかに外在的な問題ではあっても、決定的に重要な契機であったことはあきらかであろう。とするなら、「文治地頭職」の奏請・勅許に至る固有の政治過程とは、まさにかかる形で公権力にかかわる問題が提起されねばはじまりうるはずはない性格のものであるから、公権力の問題として荘公所領での狼藉鎮圧固有の問題を本格的な形で公的に提起したはじめての事実である右述の「二使者の派遣」が、地頭職奏請への政治過程の上で最初の決定的な契機ないしステップとなったのであることは、ほぼ確実である。従って以上の点からするなら、頼朝が奏請にあたって兼実と認められた十二月六日書状で、「二使者の派遣」を朝廷に「地頭職成敗」を公認させるための正統性の公的根拠として掲げ、それを出発点として他の諸問題を政治過程上に位置づけて奏請へと説き及んでいたという事実は、たんに頼朝の認識たるにとどまるだけでなかったといつてよいであろう。即ち、客観的にみても、「二使者の派遣」とは、「文治地頭職」成立へむけての狼藉鎮圧権の公的獲得の本格的な出発点に位置するものであったといえることができるのである。

しかし、逆に二使者の派遣を、右のようなものとみるなら、それは後十二月に勅許される地頭職成敗に比し極めて制限された性格のものであることを認めねばならない。狼藉鎮圧の対象が武士以上に広がっておらず、鎮圧しうる狼藉の性格も、「国々庄々」で個々に通常惹起されるものを含んではいるが（前掲文治元年三月四日頼朝書状）、地頭成敗によって扱いたたほど広範かつ個々の所領に深くねざしたもので含まれていたかどうかとも問題であり、その権限を行使できる地域は特定の諸国に限定されており、執行の主体は職という国制上の安定した制度に支えられておらず、従って一々の執行は院の許可がなければ実現をはばまれるという制約をもっている。あきらかに、諸国荘公全般

## 鎌倉幕府地頭職の成立

で土民等の所領にねざした謀叛を含む狼藉をも鎮庄（強制力行使）できる職権を一般的に獲得するという地頭職奏請の内容と対比すれば、あらゆる側面で制約されたものといわざるをえない。だがしかし、右の派遣が行われた文治元年二・六月という時期において、右の制限を上まわることが果して可能であるか否かこそが問題であろう。前述のように二月の近国十一国への派遣はその一帯から平家の勢が追放された直後にあたり、九国・四国への六月の派遣は平家の壇浦滅亡の直後にあたる。<sup>(19)</sup>かかる時点に至ったからこそ、間髪をいれず、平家一掃後の事態の鎮庄を口実として、これらの地方にかかる使者を派遣しえたのであることは云うまでもあるまい。しかし、であればこそ同時に、いまだこの時点における焦眉の問題は平家関係勢力の根絶にあるはずであり、頼朝がまずそれに専心することなくして朝廷側が狼藉鎮庄権の頼朝への承認を行うことなどあるはずがないであろう。とすれば、ここで認められるべき狼藉鎮庄権が、前述のごとくきわめて制限されたものとしてそもそも頼朝側から提起されざるを得なかったのは、むしろ必然というべきであろう。であればこそ、鎮西に二使者を派遣したさいも、具体的処置については院宣をまち、平家与党の没官領に対してさえ、

種直隆直種遠秀遠之所領者、依爲没官之所、任先例可置沙汰人職之由、雖令存候、且先乍申事由、尚輒于今不成敗候と、かかる「沙汰人職」さえ「事由」を院に申すに止まり、その許可がおりないかぎり「不及成敗」という態度をとりつけたのであったといえるであろう。

## 二節 九国・四国地頭職補任

しかし、だからといって、右述の二使者派遣とは、それが拡大しさえすればそのまま地頭職奏請・勅許に帰結したものであったということではできない。右にみたように、限られた場を対象に主に武士の狼藉に限って一々院宣に従って執行せねばならない「二使者派遣」が、いかにそれが国衙を媒介にして行いうる公的性格のものであれ、土民の謀叛人・武士との結託による謀叛を含む治安破壊行為一般をも全国を対象に公的な職を媒介にして頼朝側の専断として取扱うことのできる「文治地頭職」に比して、質的に異なるものであることあきらかである以上、前者がそのまま後者に転化するとは考えられないからである。

しからば、「文治地頭職」の成立のためには、狼藉鎮圧権の公的獲得という意味で「文治地頭職」成立のステップとなった「二使者派遣」の上になお、いかなる条件が加わらねばならなかったのであろうか。そこで問題となるのが、Cすなわち既に検討した九国・四国地頭職補任の問題である。<sup>(20)</sup>

朝廷が義経・行家を九国・四国地頭職に補任した旨を伝えるC部分の記述は、すでに一・二・六章で検証したように、他の原史料によって史実であることが確認され、さらに、文治元年十一月二日の彼らの奏請にもとづき同日勅許されたこと、<sup>(21)</sup> 国地頭職を九国・四国というブロックにして与えたものであること、<sup>(22)</sup> 単位となる国地頭職は荘郷レベルの地頭を荘公への所課の弁進と強制力の行使という面にそくして成敗(統轄)するものであることが、<sup>(23)</sup> 推定されている。そして、一章で検討したところによれば、頼朝は、この義経・行家への九国・四国地頭職補任を、彼が二使者の派遣という形で得ていた狼藉鎮圧権を朝廷側が不審にも奪い取った行為として、捉えていたのである。<sup>(24)</sup>

とすると、ここでの問題は、Bにいう二使者の派遣による狼藉鎮圧権の頼朝への承認を前提としながら、朝廷が同様の性格をもつ権限を義経・行家に与えるとき、なぜCのごとく国地頭職の補任という形にならざるをえなかったの



かという点に絞られてこよう。この国地頭職は兩人の奏請によるものであるから、より正確にいえば、なぜ彼らは、国地頭職という形を持ち出さざるをえなかったかということになる。

頼朝だけでなく内乱期以来、権勢の武家が一般に地頭化を要求する在地領主の広範な動きを組織して、いわば私的な形で地頭職を成敗し強制力行使の権限を結集するという方向をとりはじめていたことはすでにふれた如くである。<sup>(25)</sup>しかし、平家がどうであったかは別として、源氏側の勢力の中にあつて、いかに頼朝といえども平氏討滅直後のころは、かかる私的な地頭職成敗を国家公認の制度に転化させることはできず、わずかに右にみたような二使者の派遣という形の狼藉鎮圧権しか獲得しえていなかったのである。したがって、義経・行家がこののち頼朝と対立を深めてそのひとつの帰結として九国・四国地頭職の獲得に到達しえたのは、前章にのべたように、彼らが権勢の武家のひとつとして行つていた地頭成敗を在地領主層の欲求の拡大・深化に支えられつつ、他の武門や朝廷などからの抑圧をはねのけて存続させるために、公的な権限に転化させようとする志向性をもっていたことの結果であることはうたがいない。<sup>(26)</sup>しかし、それはかかる性格の欲求である以上、義経・行家側において十一月ごろに至つて突然発生したものだといふ。みるわけにはいかない。程度の差こそあれそれ以前から何らかの形で存在していたと考えざるをえないからである。しかし、十一月以前にかかる国地頭職を彼らが獲得しえていなかったことはいふまでもない。とすれば、以上はあくまでも国地頭を必要とした義経・行家側の条件にすぎず、その獲得のためには以上だけでは説明されない他の外在的契機があつたとみなくてはならないことになるのである。

そこで注目さるべきことは、義経・行家は右の地頭職奏請を頼朝と対立を深めその結果京都を落ちて比較的頼朝側の勢力圏からはなれた西国へその基盤を求めて下向しようとした段階で行つたといふことであろう。<sup>(27)</sup>さすれば、この

西国のうち少くとも九国・四国には、四・五ヶ月前の六月ごろより、例の二使者が派遣されており、沙汰人職の設置など具体的な個々のケースについては院の制約をうけていたとはいうものの、さきに検討したような形の狼藉鎮庄の権限そのものは頼朝側で生命をもつに至っていたのである。しかもそのうえ、私的なレベルの問題ではあったが、さきに五章でみたように、頼朝の地頭職補任の行為は、没官領をこえて、伊予国ではつきりうかがえたように、荘公一般に広くひろがりつつあったのである。<sup>(28)</sup>

とするならば、このような条件の下で狼藉鎮庄に強制力行使の権限を獲得するためには、二使者派遣という方式のもつ限界をうわまわり、かつ頼朝の私的な地頭成敗を公的な立場から否定しその成果を吸収する、という性格のものが必要とならざるをえないこと必定であろう。義経はこの奏請を行う直前の十月伊予国の守として、頼朝側が同国において「皆補地頭」ので「不能國務」と告白せざるをえなかったこと五章にみたごとくである。<sup>(29)</sup>がこの事實は、彼をして頼朝の地頭の私的成敗を公的に否定・吸収する職を奏請させることを促がした、重要な経験のひとつであったことたしかであろう。

さて、このようにみるならば、国を単位に荘公所課の勤仕と強制力の行使をこととする荘郷地頭一般を成敗する権限を朝廷から公認のものとして獲得するという、九国・四国地頭職が、ここではじめて制度化されたか否かは別として、彼ら義経・行家の欲求を充足する性格をもっていたことは確実である。こうして国地頭職は平家討滅後すぐ頼朝側に獲得されたのではなく、政治過程のうえでは、まず頼朝の敵対者の手に賦与されるという形で出現したのである。

ところで、九国・四国地頭職なるものが、以上のプロセスを経て登場したものであることが判明するならば、頼朝

### 鎌倉幕府地頭職の成立

が件の十二月六日書状で、この事実を、二使者派遣によって頼朝に与えられていた公的な狼藉鎮圧権が、院によって奪われたものと捉えていたという一章に述べた点<sup>(30)</sup>は、たんに書状において朝廷に対して述べたるに必要であった論理だけであつたのではなく、書状をはなれても、客観的にかかる意味をもつものであつたと云えることあきらからである<sup>(31)</sup>。(なお、二使者派遣以後、この国地頭職の補任までの間、これ以外の公的な狼藉鎮圧権にかかわる権限が、武門から提起され、公許された、という事実を考えることはまず不可能である。この点でも書状の記述は真相を伝えているといえよう。)

### 三節 諸国地頭職の奏請

さて、すでにしばしば言及してきたように、頼朝の諸国地頭職奏請即ち書状にいうDの行為は、右の九国・四国地頭職補任を直接のひきかえとし、それに対抗するという形で実現された。Cに対しBを正統性の根拠としつつDを提出したことは一章で、<sup>(32)</sup>CがDの奏請を諸国地頭職の拝領という形で実現させる契機となつたことは第六章で、<sup>(33)</sup>おのおのあきらかにされた。もつとも蔽密にいえば、前者つまりCに対抗しつつBを根拠にDの主張をしたという点は、十二月書状における頼朝の論理たるにすぎないが、この書状自体とりもなおさず地頭職奏請の意図を朝廷側の兼実に直接伝えたものであり、そこにおいて公然と九国・四国地頭職補任を朝廷側の失点として非難しているほどであるから、それに対抗して諸国地頭職成敗を行いたいという論理が、頼朝の真意を伝えていないと考える必要はないといつてよい。しかも後者の事実つまりCがDを諸国地頭職の奏請という形で実現させる契機としての意味をもつていたこと

は、書状の認識をはなれても、両者の性格の比較自体の中から見出しえたのである。とすれば、Bを正統性の根拠としてCをひきがねとしそれに対抗する形をとってDの奏請を実現したという事実は、他に、Cに対して別の権限獲得を行った事実も考えられない点からいっても、たんに頼朝の論理として認めうるのみでなく、まさに客観的にかかるプロセスをもつ事実であったのだ、ということができよう。とするならば、地頭職奏請に至る政治過程の問題として依然として未解決のまま残されている問題は、ほぼ、九国四国地頭職を「文治地頭職」の内実と形式を規定するひきがねとしつつ、この地頭職奏請が、なぜ十一月中旬ごろから鎌倉で発議され同月末に至って奏請するというこびとなったのかという、奏請時点の獲得の契機という問題にしばられてこよう。以下この点に焦点をあわせつつ考へることとしたい。

そこで注目されることは、九国・四国地頭職補任から頼朝の地頭職奏請にいたる時間的経過の問題である。九国・四国地頭職の奏請が文治元年十一月二日にあり、同日中に勅許され、それにもとづいて翌三日義経・行家が西国に落ちていったことは六章でみた<sup>34</sup>。ところが、この事実は、『吾妻鏡』同月七日条によれば、

七日丙戌、二品召聚軍士、爲聞食定京都事、逗留黄瀬河宿給之處、去三日行家・義経出中國落西海之由、有其告、但件兩人賜院廳御下文、四國九國住人宜從兩人下知之旨被載之、行家補四國地頭、義経補九州地頭之故也云々

とあって、四日後の七日には頼朝の耳にほぼ正確に伝わっていたことが知られる。もっとも右の文は地の文だが史料の信憑性については問題がないわけではないが、四日で通知が駿河辺にとどくことは不自然ではないし、前後関係

からみて右の記述にとくに問題点はみられないから、右の史料を生かすことは可能であろう。

一方二章で検討した結果によれば、頼朝の諸国地頭職奏請は十一月十二日ごろ発議・決定され、時政上洛の期間を間に置いて、同月二八日奏請におよんでいるのであった。<sup>(35)</sup>

とすれば、頼朝側は九国・四国地頭職補任と西海への下向という事実を捉えるや、間髪を入れざる程急速に諸国地頭職奏請具体化の意を固めたことを知りうるであろう。

しからばそれはなぜだろうか。頼朝がこの時期に至るまでに、伊予国への広範な地頭の私的補任にみられるように、東国のみならず西国に対しても着々と在地領主層を広く組織しはじめ公権力としての独立の主体的条件を成熟させつつあったという前提があり、それがあったからこそ、九国・四国地頭職出現をひきかえとして、二使者派遣をこえる形の強制力行使権の樹立を、まさに諸国一般を対象として国地頭職の奏請という形で実現できたのであることは、いうまでもない。また、かかる条件を成熟させつつあった頼朝の権力にとって、自らの地頭成敗を当時の条件下で貫徹してゆくためには、他の武門の地頭成敗をおさえ、朝廷側の地頭成敗への干渉・抑圧にうちかつ必要上からも、どうしても自らの権力を在来の公権力に関与して公的な権力に転化させねばならなかったのであり、それが諸国地頭職という公的性格をもちうる職を必要とさせたのであることもすでに六章で検討した。<sup>(36)</sup>

しかし、右の諸点は、特にこの時点だけに固有に伏在した主体条件ではない。したがって右の点だけからするならば、いかに九国・四国地頭職の補任が行われようとも、朝廷側がそれをてこに奏請する頼朝側の諸国地頭職勅許要求を即座にうけいれざるをえぬ立場に追いこまれるとは云えないから、逆に頼朝側がこれほど急速に勅許の実現性あるものとして奏請に及ぶとは考えられない。とするならば、頼朝側をしてこの間に間髪をいれず奏請すれば朝廷側は認

めざるをえまいという認識に立たせるに充分なだけの政治的条件がこの間に生まれてきていたと考えざるをえないことにならう。

ではその政治条件とは何か。そこで想起されるのは、朝廷と義経・行家と頼朝との間の政治的力関係のこの間における変化である。すなわち、朝廷側は、平家討滅後義経・行家が頼朝側から孤立してくるのを利用しつつ、彼らを頼朝牽制を意図してとりたてるが、その結果は同年十月十八日に彼らの圧力におされて、頼朝追討の宣旨を下すに至ってしまふ。<sup>(37)</sup> これを知った頼朝はこの処置に対し「頼朝降伏數多之朝敵、奉任世務、於君之忠、何忽變反逆、非指叡慮之被下院宣哉」と烈火の如く怒り、國閔與から手をひき、<sup>(38)</sup> すでに十月二五日から義経・行家誅殺の行動をさえおこしはじめるに至る。<sup>(39)</sup>

さきに見た義経・行家の西国落ちは、この頼朝の行動を眼前にみて具体化されたのである。彼らは頼朝追討の宣旨を得ながら、実際には戦うまえに自ら逃亡した。とすれば、この両者に追討の宣旨を与えた朝廷側が、頼朝側に対し政治的な力関係において決定的に不利な立場に立たされるに至ることは火を見るよりもあきらかであろう。事実、朝廷は、両人都落ちの直後から逆に義経・行家追討の宣旨を頼朝に与えることを審議しはじめ、十一月十日ごろには、ほぼそれが確定的となった旨の知らせさえ頼朝の耳に入っていたことがしられる。<sup>(40)</sup>

とすれば、このような朝廷の動揺と弱点を知った頼朝が、これを機に、義経・行家追討の宣旨をうけいれるかわりに、大幅な政治的要求をおしとおそうとするに至ることは、充分に考えられよう。そして、彼がここで奏請した地頭職とは、すでに五章でみたのだが、まさに頼朝が自ら「土民或含暴惡之意、値遇謀叛之輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇怪候」と語っていたことが示しているように、かかる義経・行家の謀叛のごとき事態が未来にわたって

発生しないために設置することを公権力固有の目的とさえしたものであった。<sup>(1)</sup>とすれば、朝廷が義経・行家追討を命ずる以上、その論理を一般化した内容をも含む右の地頭職奏請の要求を、朝廷が一蹴することは、まず右のような条件のもとでは考えられないであろう。もし一蹴したならば、頼朝は義経・行家追討の宣旨を反古にするであろうし、そうなれば朝廷はさらに政治的にイニシアチヴをとられる。<sup>(2)</sup>

このようにみれば、頼朝はまさに右述のごとき政治的力関係を見通し、そこからこの時点こそ年来の地頭職成敗の国制化を惣追捕使その他の問題とともに実現する千歳一週のチャンスと見定めたに相違ないであろう。<sup>(3)</sup>それゆえに、さきに見たようにこの間急速に奏請が具体化されたのであり、事実朝廷側は奏請後一週間のうちにこの要求をほぼ全面的にみとめた勅許を下さざるをえなかつたのであった。<sup>(4)</sup>

治承四年の旗上げ以来の頼朝にとつて地頭職成敗を公的な制度として樹立することは、すでに四章五章で検討したことから明らかなように、それによつて広範な在地領主層の利害を結集することができ、かつ頼朝の権力に対する謀叛をも未然に抑圧しようという点において、そして又自らの権力が公権力として確立しその固有の役割を果す上で、彼の権力が公権力へと成長してゆくに従つて次第に権力の存立をかけた重大な課題に発展していったと云うことができよう。がそれを私的な成敗という形から国家的な制度に転化させるためには、ほぼ以上にみたような政治過程における複雑な権力相互の緊張と葛藤を媒介とすることを必要としたのであった。

注

ては、必要な限り法でふれることとした。

(1) ただし、本稿の視角から検討を加える地頭職奏請に至る政

治過程上の諸問題に必然的にかかわる先行譜学の説にかんし

(2) 一章二節六五ページ以下。

(3) この文書は、『吾妻鏡』という編纂史料に採録されたもの

であるけれど、内容・形式上に疑点はみあたらないから、史料の根拠として生かしえよう。

(4) なお、この近国十一箇国への二使者の派遣については、すでに友田吉之助「文治元年守護地頭設置についての再検討」、『日本歴史』一三三号・田中稔「鎌倉殿御使考」、『史林』四五―六・安田元久「畿内近国における在地支配」(前掲書第四章2)・石井進「幕府と国衛の關係の基礎的形成」(前掲書第六章第一節)・上横手雅敬「東国と西国」(前掲書第二章第二節)などの諸研究においてそれぞれに検討されており、とくに田中氏の研究はこの二使者そのものを独自に対象とされ、その権限・職掌から地域的範囲の問題に至るまで、実態にかんする個別の素材をも駆使されて全面的に検討されたものである。これらの諸研究において権限・職掌をめぐる見解には若干の対立があり、それは安田氏のいう「沙汰」Ⅱ「一種の行政権」(一六四ページ)という理解と、田中氏のいう「畿内近国において、院および頼朝の指揮の下に武士の非法を停止すること」(七ページ)という見解に集約される。が安田氏の見解が、史料の検証からみて、曖昧といわざるを得ぬこと田中氏の指摘される(七ページ)ごとくであり、私の独自の検討によっても田中氏の見解をほぼ認めること本文のべたことからあきらかであろう。私の検討は結論的にいえば、田中氏のそれに加える点はほとんどないが、史実

## 北大文学部紀要

についての必要最少限の確定と、地頭成敗との関連からのや独自の吟味の必要を感じたので、その限りで必要な検討を試みたにすぎない。従って、二使者の派遣そのものとしては、他に訴訟の成敗や派遣地域たる近国十一国の内容の確定などが問題となるが、ここでは捨象することとした。

(5) この文書も内容・形式上特に疑点はみうけられない。

(6) この二度目の派遣についても従来前注(4)所掲論考や竹内理三「鎮西奉行についての一・二の考察」、『魚澄先生古稀記念論叢』・石井進「幕府の九州諸国支配をめぐる若干のおぼえがき」(前掲書第三章補説二)等において論及されている。とくにこの二度目の派遣について従来これらの諸説がもつとも問題とされていた点は、石井進・安田元久・友田吉之助氏らが主張されるように、この派遣が「寿永二年十月宣旨と同様の」(石井氏前掲論文二五五ページ)性格の「大宰府と管内諸国在庁官人に対する支配権を頼朝の使者二人に公認した」(同二五八―九ページ)ものとみるか、竹内理三・上横手雅敬氏らが主張されるように「鎮西への久経・国平の派遣は、鎌倉勢の進駐に伴い、それらの地域における武士の狼藉をとどめ、公領・荘園を国司・領家に返付するの目的であった。……久経・国平の処断には一々院宣を賜わる必要があつて無条件に指揮権を行使し得た……寿永二年十月宣旨ほどの意義を認めることは不可能である。」(上横手前掲論文一



## 鎌倉幕府地頭職の成立

七七ページ)とみるか、の点に集中しているといつてよい。

この見解の対立点を充分に吟味することは重要である。が従来の研究が共通の基盤としている二使者の派遣そのものが鎌倉幕府の成立全体の中でどのような意味を持ったかという角度自体が、本稿の限定された視角とおのずと異らざるをえないので、ここでは控えねばならない。しかし、ここで最少限いいうることは、この派遣が寿永二十年十月宣旨によって得た頼朝の権限と基本的に同一であるか否かは別としても、「武士の狼藉をとどめ、公領・荘園を国司・領家に返付する」行為と、それが「大宰府と管内諸国在庁官人に対する支配権を頼朝の使者二人に公認した」ことを通して実現されることは、必ずしも二律背反的な問題ではないといえることであろう。なぜなら前者は行為の目的であり、後者はその目的を実現する行政上の手立の問題であつて、両者は同一問題の両面にすぎないからである。事実、右の派遣において、前者が目的であつたことは、件の院庁下文に「令停止武士妨、諸國諸庄委附國司領家」と命ぜられていたことであきらかであり、後者がその実現の手立であつたことは、この下文の宛先が「大宰府并管内諸國在廳官人等」であつたことから明瞭である。とすれば、前者の目的が、国衙を媒介とせずに行われたというならそれは誤りであり(これが狼藉鎮圧権の公的獲得である限り国衙を媒介としたのは当然であろう)、逆に後

者の手立が二使者が一々院宣も得ずに独断で国衙を動かしかねたというならそれも誤りであろう(沙汰人職さえ院の認可がないため置けなかつたことは十二月六日書状当該部分からあきらかである)。しかし、従来のいづれの説も右の点を必ずしも積極的に主張されているとは考えられない。とすれば、一見対立するかにみえる両説も、細部にわたる差異はあり、その点の検討は今後必要であるものの、実は目的と実現方法の区別が不明確であり、その各々がいづれかの面だけですべてを語ろうとしたことから生じた対立にすぎず、基本的には両立しうるものといつてよいと思われる。

私の本文における検討も従来の見解に新しいものを加えることはほとんどないが、ただ本稿の視角から必要な史実についての最少限の確証が必要と思われたので、それを行ったにすぎない。

(7) 『吾妻鏡』によれば、文治元年正月ごろから範頼勢が大華して九州に逃がれた平家を追討しており(正月十二日・二六日・二月一日条等)、義経勢も二月十六日にはすでに四國に渡つた平家を討つべく京を發ち、十九日にはいわゆる屋島合戦に及んでいる。

(8) 壇浦合戦で平氏が滅亡した日は『吾妻鏡』によれば、文治元年三月二十四日である。

(9) 四章三〇ページ。

(10) 五章四七ページ以下。なお後注(14)参照。

(11) 五章五四ページ以下。

(12) 五章五六〜七ページ。

(13) この点については、前章までに触れる機会がなかったので、ここで少し検討しておきたい。

すなわち、『吾妻鏡』によれば、元暦元年二月に播磨・美作・備前・備中・備後に梶原景時と土肥実平が「専使」として遣わされ「守護」にあたつたとみえ(同月十八日条)、翌年四月廿六日条によるとそれは「惣追捕使」として派遣されたものであり、「近年兵革之間、武勇之輩耀私威、於諸庄園致濫行」という事態に対処するためであつたとみえる。設置の時期が元暦元年二月にはじまるかどうかは、『吾妻鏡』地の文しか史料の徴証がないから確言できないとしても、かかる性格の任務をおびた景時・実平が元暦二年四月当時西国中畿内近国に派遣されたことだけは(惣追捕使とよばれていたかどうかは確証しにくい)が、同月二六日『吾妻鏡』の記事所収の頼朝下文の内容からいって確実である。しかし、重要なことは、かかる景時・実平の派遣は、『吾妻鏡』や同採録文書の記載からみて、朝廷の認可を経たうえで朝廷の指示に従って動いた存在、つまり、公的権限を得た存在とは考えられないことである。したがってそれは、彼らの代官の所行が「猥り」だという「人の訴」がつよまって、『吾妻鏡』

## 北大文学部紀要

元暦二年四月二六日条地の文、朝廷が彼らの「濫妨知行」を「停止」すべき「院宣」を下すと、頼朝側は何らの抵抗の公的根拠ももちえず唯々諾々とそれに従う旨の下文を元暦二年四月二六日には下さざるをえない(同日条所収文書)、という性格のものであつた。とすれば、右の両者の派遣は、たしかに二使者の派遣より一年も前に実質的に類似の行為が西国を対象にすではじめられていたことを示しているが、しかし、決してそれは二使者ほどにも朝廷から承認された公的な性格をもつたものとはいえないのである。又右の両者は『吾妻鏡』の地の文を認めれば「惣追捕使」といわれていることになり、そうだとすると、同じ狼藉鎮庄とはいっても、文治元年十一月に地頭職と併行して奏請される「惣追捕使」との関連が濃厚であると思われる。したがって、右の両者派遣は、たしかに広い意味で考えれば、二使者派遣の前史になるような側面をもつていたと考えられるが、他面ではむしろ「惣追捕使」形成の前史としての意味ももつていたと考えられるので、地頭職奏請の固有の前提を問題にしている本稿では、以上の指摘だけにとどめたい。

また前掲の『吾妻鏡』元暦二年二月五日条によれば、二使者の派遣をのべた記事の中で、「典膳大夫中原久經・近藤七國平、爲使節上落、先々・雖爲使節、他人」と見え、二使者の相替、今度治定云々

## 鎌倉幕府地頭職の成立

派遣に先立って、類似の目的をもった「使節」が、しばしば人員を「相替」えながら派遣されていたことが知られる。しかし、前掲の『吾妻鏡』文治元年三月四日条所収同日頼朝書状からみて、頼朝が使者を派遣して武士の狼藉を鎮圧させることを朝廷に奏請したのは、この時点がはじめてと判断されるから、右にみた「先々」の「使節」とは、たとい『吾妻鏡』の記述のとおり派遣されていたとしても（あるいは前述の景時・実平などはそれに含まれるのかもしれない）、頼朝の専断によるものであり、朝廷から公認されたものでなく、従って、当該の二使者の派遣の先駆形態とはいえても、狼藉鎮圧にかんして公的権限をいかにして掌握したか、という点からみるなら、久経・国平の派遣とは質的に異なるものといわねばならない。

(14) 前注(13)にみたケースとはやや異なるが、二使者派遣以前の時点で、頼朝が獲得した狼藉鎮圧権にかかわる問題として注目すべき事実がひとつ見出される。それは、いうまでもなく、東海・東山を対象として頼朝に下された寿永二年十月宣旨における権限についてである。

すでにみたように、これが宣旨という形で頼朝に与えられた公的権限であることは確実であり、その中には、

家、

有不服之輩者、觸頼朝、可致沙汰、

という主旨の文言が載っていたことが知られる（三章一八五ページ）。とすると「東海東山諸國」においていは、各々の荘公領主に従わない「不服之輩」がある場合、これに対し頼朝は、荘公領主に従うよう「沙汰」を行うことが認められていたことが知られる。さすれば、「不服之輩」の行為に「狼藉」にあたる行為が含まれることは充分考えられるから、頼朝の「沙汰」の中にかかる狼藉に対する鎮圧権も含まれることになるのは必然であろう。しかし、同時に注目すべき点はいかにかかる狼藉鎮圧権を含むとはいっても、それを頼朝の側から中心問題として提起して獲得した権限であったとはいえない点である。即ち、この宣旨を求めた頼朝の奏請において、彼は、朝廷に右述の宣旨の文言とはほぼ同様の内容の主張をしていたことが確認されるのだが（三章一八六ページ）、とするならば、頼朝はこの際、荘公領主の年貢租税の確保を保証するための「沙汰」を行う権限を前面に出して主張していたのであり、狼藉の問題はそれに付随するかぎりでの内容上問題とされているにすぎない。ところが、二使者派遣においては、本章一一二ページ所掲の頼朝の書状そのものによつて知られるように、荘公領主への年貢租税・領有の保証

を前面にかかげてはおらず（それを結果的に含むことは前注（4）所掲田中氏の論考であきらかであるが）、「武士」の「無四度計」き「濫妨」「自由沙汰」の「糾定」「停止」こそを主要課題として掲げていたのである。とすれば、寿永二年十月宣旨よりも二使者派遣の公許のほうが、狼藉鎮圧権の問題としては、はるかに明確化された権限であるといえることができる。しかも、寿永二年十月宣旨は東山・東海だけしか対象としえなかつたのである。さすれば、近国十一国・九国・四国を問題とする二使者派遣が、全国を対象とする「文治地頭職」の成立にとって、より決定的な意味をもつことは、それによって旧権力の膝下を包囲しかつ全国の過半を制する狼藉鎮圧権を樹立しえる結果になつた点からいっても、明らかである。したがって、寿永二年十月宣旨は、たしかに狼藉鎮圧権の公的獲得の重要なステップではあつたが、全国を対象に所領に深くねざす狼藉の鎮圧権樹立そのものを主要な課題とする「文治地頭職」にとっては、やはり前史的な意味しかもたず、二使者派遣の方が、それに直接発展する決定的な出発点としての意味をもつていたといえることができるのである。

なお寿永二年十月宣旨以外に、頼朝が二使者派遣にさきだつて所領一般に対する狼藉鎮圧権（平家追討や平家没官領の沙汰はこれとは異なる）を公的権限として何らかの形で樹立していたという事実を考えることはまず不可能である。

## 北大文学部紀要

- (15) 前注(13) 参照。
- (16) 五章七五ページ参照。
- (17) 前注(14) 参照。
- (18) 本節一一二ページ所引『吾妻鏡』同年二月五日条、及び一五ページ参照。
- (19) 本節一一五ページ参照。
- (20) 二使者派遣以後九国・四国地頭職出現までの間に所領一般の狼藉鎮圧をこととする他の公的性格をおびた職又は人の存在を指摘することはできない。
- なお、『吾妻鏡』文治元年七月十二日条には、頼朝が鎮西にいる範頼にあてて「平家没官領、種直・種遠・秀遠等所領、原田坂井山鹿以下所處、被定補地頭之程者、差置沙汰人、心静可被隣洛」との旨の書状を送つたと伝えている。かりに右の地の文が真実を伝えているとしても、ここで問題にしてゐることは「地頭が補任できるようになる以前は、沙汰人を置け」ということであり、ここで地頭の補任を開始せよといつてゐるわけではない。沙汰人とは前述の文治元年頼朝書状で二使者を九国・四国に派遣した際没官領を対象に置くべきものと考えていた「沙汰人職」のことであろうから、二使者の権限をこえた新しい職でなかつたことはいうまでもない。しかも、かかる沙汰人職でさえ、地頭職奏請に至るまで実際には補置されなかつたこと件の十二月六日頼朝書状に述べら

鎌倉幕府地頭職の成立

れている(一一〇ページ史料(h)・(i)部分)ごとくである。

- (21) 六章九八ページ。
- (22) 一章六九ページ。
- (23) 二章一四五ページ。六章九七～八ページ。
- (24) 一章六六ページ。
- (25) 四章三四～五ページ。
- (26) 六章一〇〇～三ページ。
- (27) 六章九四～八ページ。
- (28) 五章五七ページ。
- (29) 五章五七ページ。
- (30) 一章六六ページ。
- (31) なお、この九国・四国地頭職については、なぜ朝廷が義経・行家らの奏請を拒否しえなかつたのか、という問題が残るが、この点は当時の政治過程における幕府・義経・行家等との朝廷の力関係全体にかかわる問題であるので、朝廷が独自に地頭職を組織しえなかつた点についてのみ、後注(42)で若干ふれることとし、ここでは捨象したい。
- (32) 一章六九ページ。
- (33) 六章一〇三～四ページ。
- (34) 六章九六ページ。
- (35) 二章一二九～三〇ページ。
- (36) 六章一〇三～四ページ。

(37) 『吾妻鏡』同日条。

(38) 『吾妻鏡』文治元年十一月十五日、条および『玉葉』同月廿六日条。

(39) 『吾妻鏡』同月二五日条。

(40) 『吾妻鏡』十一月十日条。

(41) 五章七〇ページ以下参照。

(42) 朝廷が、この際義経・行家追討を口実に地頭職奏請を迫る頼朝に、なぜ公認の地頭職の勅許を認めないですむだけの独自の力をもって対処しえなかつたのかという点は別途に考えらるべき問題である。しかし、五章八一ページにもふれたように、この点の全面的解明のためには、当時の朝廷の権力構造そのものについての検討が必要である。そこでここでは、さしあたりすでに四章に若干ふれたように、在来社会的に公認された存在である荘公所職のうちに地頭職にかわりうる固有の職を認めたいこと、又四章・五章の検討できらかなように、地頭になろうとする者は、この当時荘公領主に組織されるよりも、好んで武門に組織されることを求めていること、従って地頭職もそれにかわるものも朝廷側としては何ら組織しえなかつたこと、等が考えられることを指摘しておくにとどめたい。

(43) 『吾妻鏡』文治元年七月十二日条の地の文が信憑性にたえるものならば、その記すところ(前注(20)参照)は示唆に

とむ。すなわちそれは、九州の「没官領、種直・種遠・秀遠等所領、原田坂井山鹿以下所處」に対し、頼朝はいずれ「定補地頭」ことを考えていたことを示しているから、九国・四国地頭職出現以前の二使者派遣の段階から、地頭職奏請が彼の胸中では課題になっていたことの一証左になりうるからである。

(44) 二章二節・三章一節。

鎌倉幕府地頭職の成立(上) 正誤表

頁	行	誤	正
三五	二	己 <sup>x</sup>	己 <sup>o</sup>
五九	一	ところが(b) <sup>x</sup>	ところが(c) <sup>o</sup>
七一	上十一	基礎形成	基礎的 <sup>o</sup> 形成
八五	二	諸根拠ふまえ	諸根拠を <sup>o</sup> ふまえ
一一六	六	文治元年 <sup>x</sup>	文治二年 <sup>o</sup>
一六九	三	并寺庄園	并寺社 <sup>o</sup> 庄園
一七四	十二	清重と南侯院 <sup>x</sup>	清重を <sup>o</sup> 南侯院